

帝国における植民地と本国  
——境界における統治テクノロジーの形成をめぐる歴史人類学的研究——

課題番号 14510334

平成14－16年度科学研究費補助金基盤研究（C）（1）研究成果報告書

2005年（平成17年）4月

研究代表者 永渕康之（名古屋工業大学大学院工学研究科助教授）

はじめに

本報告は、平成14年度～平成16年度の3年間、科学研究費補助金基盤研究(C)(1)により実施した「帝国における植民地と本国——境界における統治テクノロジーの形成をめぐる歴史人類学的研究」(課題番号 14510334)の研究成果の一部である。

本研究は下記のような組織、資金、研究目的にもとづいて運営された。平成14年度と15年度には各年度3回の研究会を実施し、各会それぞれ独立した問題を設定し、問題に関する専門家を招いて議論をおこなった。また、組織のメンバーのうち各年度に一人、海外の関連する研究機関に赴き、資料を収集するとともに、課題に関する専門家の意見を聞いた。最終年度にあたる平成16年には、研究を総括し、新たに提議しうる方向性を議論した。本研究に協力をお願いした方々にここでお礼を申し上げたい。

#### 研究組織

研究代表者	永渕康之	名古屋工業大学大学院工学研究科助教授
研究分担者	高木勇夫	名古屋工業大学大学院工学研究科教授
	平野千果子	武蔵大学人文学部教授
	西川麦子	甲南大学文学部教授
	石川 登	京都大学東南アジア研究所助教授
	吉田 信	福岡女子大学文学部助教授

交付決定額	(千円)		
	直接経費	間接経費	合計
平成10年度	2,200	0	2,200
平成11年度	1,700	0	1,700
平成12年度	500	0	500
総計	4,400	0	4,400

## 研究目的

19世紀から20世紀初頭の植民地と本国の歴史は、比較的単純な物語に押し込められてきた。経済学的には帝国主義とその終焉であり、政治学的には植民地支配とそこから脱却をはかる民族解放の歴史である。しかし、近年こうした単純な見方は大幅に修正を加えられようとしている。端的に言えば、厳しい分割に隔てられてきた本国と植民地の緊張にみちた相互作用への関心である。この関心によって引き起こされた最も重要な問題領域とは、人間を管理し、統治するテクノロジーの成立についてである。本研究の目的は、特にアジア地域に植民地を持った3つの帝国、すなわちイギリス、フランス、オランダを比較することで、この問題領域の解明を目指すものである。本研究は3年間の研究費を申請し、1) 基本的資料の収集、2) 資料の読解と分析手法の開発、3) 人間の管理と統治を解明する新たな枠組みの提議、の3点を目標としている。現在の国民国家は、この時代に開発された人間を管理し統治するテクノロジーのうえに成り立っている。国民国家の限界が指摘されている今、帝国の姿を見つめなおすことは、過去の歴史的探求なのではなく、現在にかせられた課題である。それは、新たな国際社会の秩序を問いなおすための避けてはとおれない作業であり、その作業を進めるうえで本研究は大きく寄与することになる。

本研究は、少なくとも以下の2点においてまったく新たな試みであり、独創的な学術的特色を示しうるものである。第一は、植民地と本国の関係の見なおしを迫る点である。従来、植民地は本国の実験場として位置付けられてきた。つまり、本国である西洋の側がみだした方法が、植民地に適応されていったという理解である。「遅れた」世界を植民地として支配するのは「進んだ」世界である西洋の責務だという植民地主義的主張はもちろん消え去りはした。が、西洋の理論が植民地に適用されたという考え方は人文、社会科学のなかで癒しがたい遍在ぶりを示し、西洋中心主義はこの考え方のなかでいまだに再生産されていると断言していいだろう。しかし、特に19世紀から20世紀はじめにかけて、植民地支配が深まり、植民地の人間の管理が問題になったのと平行して、西洋社会自体も新たな社会形成の局面をむかえていた。つまり、本国側もまた国民国家形成において国民の育成にはげまなければならない、同時に産業革命の進展とともに労働者の社会への組み込みがせまられていたのである。統治体制、福祉、文化政策といった分野における人間の管理と統治のテクノロジーの開発は、本国と植民地がともに直面した問題だったのである。だからこそ、西洋を西洋においてのみ、植民地を植民地においてのみ見るのは不十分であり、帝国という広い枠組みにおける本国と植民地との相互作用の解明が重要な領域として浮上するのである。

第二は、人類学の歴史学との共同作業である。特に1980年代以降、歴史学と人類学は、帝国の姿に新たな探求の可能性を模索しつつある。旧植民地の側を主な研究対象としてきた人類学において、歴史学的な視点はますます重視されてきている。現在を知るための過去の重要性が再認識さ

れ、そこに人類学にたいする認識論的批判が拍車をかけた。つまり、人類学の対象が歴史無き人々だったのではなく、「民族誌学的現在」に対象の人々を押し込めて彼らから歴史を奪ってきたのは人類学それ自体だったという批判である。歴史学においても、政治史から社会史へ、国家の歴史から民衆の歴史へと視点を移動させていき、人間の管理と統治がたんなる制度史におさまりきれない広範な領域であり、植民地がそのなかにふくまれていることを自覚しはじめている。西洋を扱う歴史学（西洋史）と旧植民地を扱う人類学に学問分野が分割されていること自体が、ひとつの歴史的な限界である。冒頭に述べた帝国主義論とそれに対抗するナショナリズム論への二極分化が、この分割の結果なのである。この分割を突破して歴史学と人類学の共同作業をすすめることは、まったく新たな議論の可能性を開くものである。

本研究は、平成10年～平成13年度文部科学省科学研究費補助金研究「帝国における植民地と本国——人間の管理と統治に関する歴史人類学的研究」（基盤研究（C）（1）課題番号11610317研究代表者永淵康之）を継承するものである。本研究において特に境界に着目した。帝国は一方では人、物、思想の移動を劇的に加速させたにもかかわらず、他方では統治の要請において整合的な分類や領域設定の必要性が高まった。動的な流動と静的な管理への要請に帝国は引き裂かれていたのであり、引き裂かれた狭間に位置するものがここで言う境界という問題である。境界は放置できない議論の対象だったのであり、その議論から多くの統治に関するテクノロジーが開発され、現在なおそれが広く活用されているという事実を重視し、今回の研究期間において次の3点の解明を目指した。

1) 領域の境界と移動：現在の国民国家の国境に発展した帝国における領域的境界は、移動を管理しようとする試行錯誤から固定化されてきたものである。貿易、移民労働者、国籍などに関する国際的な合意と管理システムが成立するとともに、宗主国間、植民地間の交通関係が樹立された。

2) 文化の境界と人間分類：植民地都市やプランテーションは、浮浪者、混血、文化的カテゴリーからの逸脱者を生み出した。宗主国の言語と思想を身につけた「原住民」、現地の文化に「下った」白人、管理からはみ出した浮浪者は、ともに植民地統治の文化的基盤を揺るがす根本的な問題であった。そうした問題を検討するなかで統治の文化的正統性や民族をめぐる管理機構が明確になった。

3) 管理の境界と倫理世界：社会福祉や教育など広く倫理に関わる領域は原住民管理の重要な分野であったにもかかわらず、宗教に代表される現地社会のシステムに倫理世界の管理を帝国は依存せざるをえなかった。倫理世界は管理の限界が露呈する境界領域であり、イスラム、ヒンドゥー、仏教といった宗教や各地域の信仰がキリスト教的倫理観、進歩や道徳をめぐる思想と衝突するなかで、福祉と教育に関する具体的制度が組織された。

本研究の成果が反映されたおもな研究

永渕康之

- 2002年 「共同体の伝記と歴史学と人類学の経験」  
森明子編『歴史叙述の現在——歴史学と人類学の対話』  
京都：人文書院 273-285頁
- 2004年 「現地に帰還した植民地文書——当事者性と歴史意識の邂逅、インドネシア・バリ島」  
『日蘭学会通信』108号 3-4頁
- 2005年 「宗教と多元化する価値  
——インドネシアにおけるヒンドゥーをめぐる境界線を定める闘争」  
『国立民族学博物館研究報告』29巻3号 375-428頁

高木勇夫

- 2003年 『<からだ>の文明誌』 叢文社

平野千果子

- 2003年 「アルジェリアの表象——植民地時代のフランスにさぐる」  
『日仏文化』日仏会館 第68号 40-52頁
- 2003年 「戦間期フランスと植民地——帝国支配の諸相から」  
『歴史学研究』歴史学研究会 第776号 31-42頁

西川麦子

- 2004年 「平等原理の現在——バングラデシュ農村における喜捨の慣行と物乞い」  
池田良正他編『絆——共同性を問い直す』岩波講座宗第6巻 東京：岩波書店  
161-183頁

石川登

- 2004年 「国家が所有を宣言するとき：東南アジア島嶼部における領有について」  
三浦徹・岸本美緒・関本照夫編『比較史のアジア 所有・契約・市場・公正』  
東京：東京大学出版会 56-80頁
- 2004年 「歴史のなかのグローバリゼーション  
——ボルネオ北部の植民地期と現代にみる労働のかたち」  
『文化人類学研究』69巻3号 412-435頁

吉田信

- 2002年 「オランダ植民地統治と法の支配  
——統治法109条による『ヨーロッパ人』と『原住民』との創出」  
『東南アジア研究』40巻2号 115-140頁
- 2004年 「包摂と排除の政治力学——オランダにおける市民権/国籍の過去・現在・未来」  
『地域研究』6巻2号 81-100頁

## 目次

はじめに		i
脱植民地化と帝国研究	永渕康之	1
フランスの植民地と都市計画	高木勇夫	17
戦間期フランスと植民地 ——帝国を移動する人びと	平野千果子	31
1870年代初めの英領インドにおける「ヨーロッパ人浮浪者法」の実施 ——緩やかな保護と排除の選別と振り分け機能	西川麦子	51
歴史のなかのグローバリゼーション ——ボルネオ北部の植民地期と現代にみる労働のかたち	石川 登	69
記憶の糸をつむぐ ——奴隷制をめぐる本国と植民地	吉田 信	99

## 脱植民地化と帝国研究

永渕康之

### はじめに

1. 旧植民地と旧本国の分割
2. 歴史と人類学——B. コーンの研究が語るもの
3. 植民地研究から帝国研究へ

はじめに

「帝国における植民地と本国」という課題のもとに前回の研究（平成11-13年度科学研究費補助金基盤研究（C）（1）「帝国における植民地と本国——人間の管理と統治に関する歴史人類学的研究」研究代表者永渕康之、課題番号11610317）をふくめ通算6年間継続された本研究は、A. L. ストローラーとF. クーパーが提唱した「帝国の民族誌」という問題設定が何を意味し、どのような可能性があるのかを検証することが目的であった[Stoler and Cooper 1997]。1980年代、人類学、歴史学、政治学をはじめとして社会科学、人文科学の諸分野で植民地研究は隆盛を迎えた。しかし、この著者たちは植民地研究では不十分であり、それをさらに発展させるために帝国研究が必要であると主張している。では、帝国研究は植民地研究と何が違うのか、どのような射程のもとに帝国研究が提議されているのか、本研究で交わされた議論のもとに本論ではそうした点を考えてみたい。

本研究は、申請した計画にしたがって代表者と分担者の計6名が資料収集とその分析をおこない、報告書をまとめる最終年度を除いて各年度3回の研究会を開催した。研究分担者のうち各年度1名は短期の海外調査を行い、国内では入手困難な資料を探索した。また、各研究会には1名から2名のゲストスピーカーを招き、研究分担者では不十分な領域に関する報告を求めた。本研究の大きな特色は、東南アジア地域に焦点をあてることでこの地域をかつて帝国の一部として組み込んでいたイギリス、フランス、オランダとその植民地を比較することである。分担者は比較の可能性を最大限に広げる角度から配置された。すなわち、各帝国に関して本国側と植民地側の専門家を一人ずつ招いて研究チームを構成し、帝国を見渡す全体的な視野のうえにたった比較の可能性を模索した。

## 1. 旧植民地と旧本国の分割

脱植民地化がはじまっていたアフリカをまえにしてG. バランディエが1951年に「植民地状況」という用語を提議したとき、それは革新的な内容をふくんでいたことに注意を喚起することからストローラーとクーパーははじめている。すなわち、個々の植民地は植民地として単独で存在しているわけではなく、本国もふくめそれを取り巻く大きな構造のなかにあるのであり、植民地の問題を植民地に限定して議論するのは誤りであるという主張である。この主張はのちに帝国へと問題意識が開ききっかけとなるものだが、近年になるまで正面からとりあげられることはなかった。それどころか、植民地研究自体が隆盛を迎えるには1980年代をまたなければならず、それが発展するなかでようやく1951年に提出されたこの用語の可能性があらためて見直されたのである。では、なぜ植民地への注目が1980年代にまで遅れ、帝国はそのあとに着目されたのか。



これまでの経過をより正確にたどるならば、植民地への注目が遅れたのではなく、第2次大戦以後の脱植民地化過程のなかで旧植民地は現実的な政治問題であり続けていたのであり、1980年代にはじめて植民地研究という枠組みにおける冷静な理論的検討の可能性が広がったと考えるべきである。第2次世界大戦の終結以後、アジア・アフリカ地域の旧植民地は独立をはたし、新興国家と呼ばれはじめていた。脱植民地化以後の世界秩序の模索がはじまるなかで、植民地時代に蓄積された富と利権の再分配をめぐる旧植民地問題は国際関係上大きな争点であった。さらに、植民地主義それ自体への責任論が植民地問題をめぐる議論に道義的論調を加えていた。しかし、新興国家の成立によって結果的にもたらされたものは、旧本国と旧植民地の分断であった。確かに、分断の程度は地域によって異なっている。フランスは海外県として一部の植民地を取り込み、そうした地域は本国側に吸収されていった。コモンウェルスという構想に参加したイギリスの植民地は、本国と植民地が分割されたとしても国際関係における連携は継続された。それにたいして、インドネシア共和国として独立したオランダ領東インドがそうであるように、決定的な分割を経験し、新興国家による旧本国系資産の国有化さえ実現した地域も存在する。こうした程度の違いはあれ、旧植民地と旧本国の距離の拡大はアジア・アフリカ地域をめぐる1950年代以降の脱植民地化過程における出発点となる前提となった。

国際関係において拡大した距離感は、開発による近代化に旧本国と旧植民地がともに合意することによって新たな分業関係に再編成された。旧植民地における近代化論は、旧本国における開発主義と呼応するものである。援助ないしは支援こそが世界秩序の維持に貢献するとともに道義的責任論を満足させる旧本国の取りうる立場であった。国家体制の建設と国民統合が最も優先される課題となった新興国家において、開発による近代化は大きな目標となった。近代化論と開発主義が国際的な経済格差を解消するものではなく、むしろそれを固定化するものであるという批判は提出されて久しいが、1950年代から60年代の段階でそれが力を持つことはなかった。「離陸（テイク・オフ）」による近代化が前提とされ、このプログラムに乗り遅れた世界は伝統的という用語のもとに総括された。そして、伝統的と指し示される領域はもともとその社会にあったものとして自明視されたのである。

植民地体制の樹立に深く関わった人類学もまた国際関係の変化のなかにあったといえる。1920年代に文化相対主義と心理学的分析を理論的背景として制度化されたアメリカの文化人類学は、植民地政府とは直接関係をもたない研究も行っていた。しかし、第2次大戦とそれ以後の過程において、戦争にともなう国益擁護の流れのなかで、「国民性」の分析へとアメリカの文化人類学は進んでいった。日本のような敵国民の心性を知ることが戦争を遂行するアメリカにとって緊急の課題となった。M. ミードやR. ベネディクトの研究は、客観的な学術研究という外見とは別に、こうしたアメリカにおける国益への要請を強く反映したものであった。

植民地体制の樹立に貢献し、植民地の拡大と平行して制度化されたイギリスの社会人類学やオランダの慣習法研究は、民族自決主義の勃興やイスラム主義の台頭による植民地における独立運動の活性化のなかで、ことに第一次世界大戦後から困難な状況を引き受けざるをえない立場となっていた。そして、第2次大戦後の旧植民地と本国の距離の拡大は、その困難な状況を決定的にしたのである。1950年代のバランディエや1970年代のアサドの研究が物語るように、植民地と人類学が深い関係にあったという認識を人類学が失ったことはなかった。植民地であった調査地に人類学者は行くことが難しくなるなか、現実起こったことは植民地主義とのかつての親密な関係にたいする人類学のなかば意図的な忘却であった。意図的といえるのは、極度に抽象度を高めた理論志向によって忘却を隠蔽したためである。統治政策の形成にあずかった調査結果は理論を構築する客観的「資料」になりかわり、人類学は自らの研究がおかれていた政治性を故意に捨て去ったのである。実際、1950年代のイギリス機能主義やオランダ構造主義と呼ばれる研究はこの傾向を示しており、植民地政策のかなめとなった研究成果は、調査地を失った人類学者の頭のなかで作動する抽象的な理論構築や分類の思考に昇華したのである。

近代化の議論の枠組みのなかで、政治経済学的新興国家の分析がなされ、そのなかには例えばC. ギアツのインボリューションの議論がそうであるように、植民地時代へと視野を広げる研究がなされていた。たしかにインボリューションという視点は斬新であったとしても、植民地をささえた経済体制にギアツの議論はむしろ依拠しており、旧植民地と本国の関係を疑っていたわけではない。土地、労働力、資源を国際市場に結びつけ、製品の生産から消費にいたるまでの一連の過程を制御する本国の経済活動と賃金労働による原材料の生産に固定化された植民地経済という2重構造が前提とされ、それが固定化されたものとして受けいれられていたのである。また、人類学にも非常に大きな影響を与え、資本主義全体を論じる視点を提供した世界システム論においても、植民地が資本主義生産体制の周辺として再生産される点を強調はしたが、それによって中心と周辺の分業体制に旧本国と旧植民地の関係は固定化される結果を生んだ。

植民地への理論的関心が一般化するのには、植民地と本国の距離感そのものが冷静に受けとめられるようになって以後である。植民地時代の権利をめぐるのは数多くの未解決の問題が残されており、今日なお政治の重要課題となっている。他方、第2次大戦後の時の流れと、新興国家の政権が交代し、建国に関わった国民主義者が後退した事実が持つ重みは大きい。開発主義における世界の分業化は、過去の清算よりもより現実的な政策を優先させているともいえる。そうしたなか、植民地研究における理論的関心の中心となったのは植民地統治と現在社会との関係である。具体的には、植民地時代における政治、経済、宗教をめぐる体制あるいは人種やカーストをはじめとした人間のカテゴリーの形成過程が問われるようになった。

## 2. 歴史と人類学——B. コーンの研究が語るもの

植民地研究が隆盛を迎えるのは、開発主義を提唱して脱植民地化過程を先導したアメリカにおいてである。その先駆けとなったのは、シカゴ大学で研究、教育活動を続けたB. コーンによる南アジア研究である。実際、彼のもとで学んだN. ダークスが編集した『植民地主義と文化』が1980年代初頭に出版されて以降、植民地への関心は動かしがたいものとなった。コーンの論文は1950年代から書かれはじめているのだが、最初の論集が出版されるのもまた1987年を待たなければならなかった[Cohn 1987]。1980年代に書かれた論文を集めた第2の論集は1996年に出版されている[Cohn 1996]。コーンが植民地という問題を見出し、理論化していった経過は、植民地がどのように認識されてきたかを知るための貴重な証言となっている。彼の二つの論集にはともに序文が寄せられており、コーンの思索の経緯をたどっている。特に最初の論集におけるR・グーハによる比較的長い序文では、このサバルタン研究の論客のひとりが丹念にコーンの問題意識の形成過程をたどっている。

『歴史家における人類学者、そしてその他の論考』という表題を持つこの著作は5つの章にわかれ、23におよぶ論文が収められている。最初の章は「歴史と人類学」と題されており、両者の関係こそがコーンの問題意識の底辺を形成し、グーハが中心的に議論する論点である。歴史と人類学は第二次大戦以前まで切り離せない関係を結んできた。しかし、政治的な脱植民地化過程の進行とともに、学問分野としての特異性を現地調査に求めた人類学においては共時的視点が強調され、歴史的視点は次第に人類学内部から消えつつあった。それとともに、対象社会における植民地時代はひとつの過去として歴史の分野で論じられる課題となった。歴史と人類学の分業化がこうして進展しつつあるなかで、それに抗いながら両者の新たな関係を模索していたのがコーンであり、彼は人類学の対象として植民地を考えるのである。

コーンが最初に従事したのはインドのコミュニティー研究である。グーハによれば同時期に行われた同種の研究は歴史への関心を共有していたが、そのなかにあつてコーンによる研究の突出した特徴とは一般的な理解にとどまることなく、むしろ認識論に注意をむけ、その理論化を志した点である[Cohn 1987: ix]。コーンにおける歴史への関心それ自体は、インドのコミュニティー研究ではなく、彼が受けた戦前からの伝統を引き継ぐ人類学の教育にグーハは求めている。特にクローバーの影響が重視されており、伝播論的な極端な一般論か特定の地域における変化を扱うだけの微視的な研究かそのふたつの極に分裂する傾向にあつたなかで、その中間に位置する歴史への認識の重要性を強調したのがクローバーであった。文化の相対的自立性を強調し、歴史を軽視する傾向にあつたF. ボアズでさえその影響を無視することはできなかったとグーハは評価している。戦後、歴史と人類学の分業が深まる過程でクローバーの伝統は次第に軽視されるようになった。そのなか

あってコーンは歴史認識の重要性を保ち続けた例外的な人類学者だったのであり、「歴史家のなかの人類学者」を彼は自ら意識していたのである。

構造機能主義とボアズの文化の見方が融合し、アメリカにおいて歴史の排除が強まる一方、クローバーの見方そのものにも多くの問題が指摘された。全体論的見方にかたよって形式主義に陥り、文化接触という観点からしか歴史を見ることができないと批判されたのである。グーハによれば、コミュニティー研究を続けるなかでこうした側面の非現実性を気づきはじめてのがコーンであり、彼のこうした問題意識の何よりも重要な発端は宗主国すなわちイギリスの統治政策がコミュニティーに与えた影響に彼が目を向けたときである。グーハはこうしている。「クローバーの全体論、「形式論」、文化接触、普遍論といった形而上学を彼（コーン）は回避し、自らの道をとることができた。そうできたのは、彼が考える人類学における歴史にとって最も重要な分野が植民地における権力関係であることを意識したためである。」[Cohn 1987: xiii]植民地はコーンにおいて特権的な問題として浮上するのである。

コミュニティーがおかれた農村社会は、脱植民地化の過程のなかで大きな混乱にあり、まさにそれが暴力として露呈していた。そのなかでコーンが探り当てたのは、自らの目撃しているものと同じ大転換が起こった唯一の時期としてのイギリス植民地統治の創始期である。農村社会を知るための現実的な方法論であった細かな事例研究や選挙キャンペーンの分析に代表される政治学的分析のいずれにも距離をおき、コーンは歴史的比較を自らの方法論として選択するのである。そして、比較の対象としうる唯一の対象が統治制度の導入時期であった。グーハは2点にわたってなぜコーンの視点が斬新であったかを指摘している。ひとつは、特定の地域に焦点をあてて議論している点であり、人類学的な調査にもとづいた歴史的な資料の読解がそれによって可能となった。もうひとつは、農村問題の中核である土地問題をカーストや共同体の問題との関連において考察した点である。それによって、変化なき伝統とみなされていたカーストや共同体といった実在が歴史的に構築されたものであるという視点が開かれたのである。

土地問題に関して所有権を考察するコーンは、植民地国家がはたした役割を強調する。植民地国家が最初に取り組まなければならなかった課題が、土地にたいする権利を確定することであった。コーンの論考においては、現時点における土地問題の記述とそれを成立させた植民地国家の統治政策の記述が平行して進む。調査にもとづいた人類学的分析と文書資料をもとにした歴史的分析が切り離されることのない、コーン独自の論述の形式が構成されるのである。共時的見方と通時的見方は相互に排除しあうことなく交差し、農村社会の現実を見る戦略と植民地国家がおよぼした影響を実体的に記述する戦略が同時に追及されるのである。そして、両者の戦略のなかで統治と現地の文化が接合する問題として浮上するのが法であった。

法への関心はその制定に導入された知識への関心に結びつく。そして、知を行使し、それによっ

で統治を打ち立てる中心的な機構として植民地国家にコーンはあらためて関心を注ぎ、なによりも知識と権力との関係が問題となるのである。その知には、もちろん植民地科学の重要な一分野であった人類学も含まれていた。植民地国家との関連において問われるとき、コーンは知識を決して自律した中立的なものとしては見ていないのであり、むしろ対象を構成する権力の作用の一部とみなすのである。グーハが明確に指摘しているように、コーンのこの見方の背後には明確な思想の転換がある。「歴史的様式を採用することによって、人類学は社会を対象化することから、文化においてどのように構成され、形成されるかの研究に移行したのである。」[Cohn 1987: xx]この転換の意味と可能性を端的に示しているのが、客体化という視点である。コーンは統計をとりあげて客体化を論じている。統計は社会の実体を数え上げているのではなく、数え上げる対象として社会を実体化する権力の作用とコーンは見るのである。植民地国家は全体を把握すると同時に、その全体との関連において個別の対象を分別し、統治対象として設定する。客体化という視点はこうした植民地国家の特質を明らかにすると同時に、植民地運営に動員された諸科学が構成する知識が権力との関係においてどのように作動したかを浮かびあがらせるのである。

社会と文化が表象と取り結ぶ関係を問題にしているという意味でコーンはやはりデュルケム以来の古典的な関心の内部にいる。また、農村社会を経験主義的に問題にしているという意味で実証主義の伝統の内部にもいる。しかし、コーンにあつて実証主義は自己言及的に転倒しており、表象は従来とは逆の側から問題にされている。つまり、従来の社会科学は社会と文化を表象として客体化することを使命としていた。コーンはその客体化という作業そのものを植民地国家の作用として分析の対象としたのである。ダークスはこのような転倒を人類学の歴史化と呼ぶ。そして、こうした歴史化をへることによって人類学は知識の植民地的形式として批判の対象となると同時に、まさにそのことによって人類学は批判の実践に「作りかえられた (remaking)」[Cohn 1996: xvii]と彼は指摘するのである。知識と権力との関係とそれがもたらした結果を議論することが可能となったのである。

グーハとダークス、そしてダークスと同じくコーンに学んだP. ラビノーはコーンの着想の先駆性を強調している。M. フーコーによって導入され、サイドによって支配の問題として一般化された知識と権力との関係という問題をコーンは先取りしているのである。彼はサイドよりはるか以前にオリエンタリズムの問題性を予告していたのであり、時間なき静的な現地の伝統文化という見方こそオリエンタリストの表象のなかで生まれたものであることに早くから意識的であった[Cohn 1996: xix]。たしかにサイドのオリエンタリズム批判のような衝撃をコーンが与えたとはいえない。加速する西洋と非西洋のあいだの固定化にパレスチナという場所から真摯な怒りをむけ、最も客観的なものとして受け入れられてきた学識そのものが西洋が非西洋を支配し、その関係を固定化する権力の作用と分かちがたく結びついていることを文学を中心とした言説分析から論証したサイド

の研究は、学識によって導きだされたとされている「客観的」認識にたいする根本的な懐疑を引き起こした。植民地をめぐるあらゆる言説、体制、カテゴリーを客観的真実として考えることはもはや不可能となったのである。またコーンは、フーコーのように自らの方法論を系譜学的解体として一般化することもなかった。系譜学的解体とは歴史学とは対照をなす批判の実践である。極端に言えば、正統なるもの、権威なるものの起源を確認することでそれらの再正当化をはかることが歴史学だとすれば、系譜学とはそうしたヘゲモニーをもつ構造の生成過程をそれを構成する言説と権力の諸関係に引き戻し、相対化することを目的としている。「歴史学への転換」が社会科学のなかでまだ自覚されていない時期に歴史的視点を強調したコーンは、自らの考え方を一般化できない困難な道歩を歩んでいた。彼の論文の影響力は人類学という一学問分野にとどまっていたが、植民地の側から歴史的視点を提議しているその先見性はやはり強調されなければならない。

こうした経過をへて1980年代にはいり、歴史的視点が一般に認知されるようになって以後、バランディエがかつて植民地状況という用語によって提示しようとした見方を再び正面から受けとめうる姿勢が共有されるようになった。分割によって隔てられた植民地と本国にたいする統一した視野を取り戻し、帝国の存在をあらためて視野におさめうるようになったのである。制度が固定化されたものではなく、現在に続く制度の形成が植民地時代と切り離すことはできないのであり、現在伝統的権威として自然化されている体制にたいして批判的視線を持ちうるものが明らかとなった。カーストや人種区分が固定化されたものではなく、従来の諸関係と統治方針が重なりあうなかで植民地時代に形成されたものであるという視点が導入されたのである。

旧植民地側の変化も重要である。近代化のプロジェクトを受け入れながら、強力な中央集権体制の樹立による開発と国民統合を進めてきた新興国家において、強権的権威主義と開発主義の限界が指摘されるようになった。政権の世代交代を経験し、独立期の国民主義者たちがこの世を去る時期を迎えて、建国にかかわった彼らへの批判的距離が生まれた。「第3世界」の連帯と旧本国への対抗を国民主義者は主張したが、彼らの考え方の根底には植民地体制があった。国民主義者の認識の根底に植民地主義を探り当てることへのタブーが薄れ、両者の連続性がどのようなものであるのかを分析しようとする冷静な距離を意識しうるようになった。国民主義者たちが固執した植民地体制からの分断ではなく両者の連続性を受け入れ、現在の国家体制を冷静に見つめようという姿勢が共有されるようになったのである。

1980年代にはいって植民地研究が拡大したもうひとつの大きな要因として、技術的な問題を指摘しておかなければならない。本国と世界に広がる植民地を結んでいたのは行政文書であり、植民地の運営を支えていたのは文書の流通である。植民地体制の再末端に位置する行政単位はまずその単位を統括する植民地政府の中心と結ばれ、その中心はさらに本国の植民地省と結ばれている。植民地政府や植民地省における決定は関係する省庁の要求とのせめぎあいのなかで下され、論争の

末に作成される文書は分厚い束となって流通する。そのうえで行政機関固有の方法でそうした文書は保管されていくのである。こうした複雑な構成経過を踏んだ植民地文書は、1970年代にいたるまで行政機構と文書の流過程に精通した一部の専門家、その多くが植民地統治を経験した元行政官によってしか読むことはできなかった。ある植民地におけるある問題に関する文書をどのように探り当てたらよいか、文書を読む前段階となるこの過程を通過しうるのはごく一部の専門家にかざられていたのである。

1980年代にはいるとこうした状況は大きく緩和された。文書館へコンピューター・システムが導入され、検索が容易になったことが第一の要因である。人類学者のように特別な文書探索の訓練を受けていない人間でさえ本国の文書館での資料探索ができるようになった。確かに、容易なアクセスを可能とするコンピューター・システムの導入は一面で旧植民地にたいする本国の一方的な姿勢を反映している。すなわち、植民地時代をもはや過ぎ去った過去と捉え、その過去を美化しながら過去の歴史を資源として商品化していくという方向性を文書館は抱いているのである。文書館に収められた資料は再整理され、特定の方向性によって編集された結果であるとする懐疑的な姿勢を研究者は常に維持しなければならない。とはいえ、植民地時代の資料の公開性が高まり、植民地研究がそれによって拡大したことはやはり事実である。

人類学が植民地研究への関心を深めたことは、「歴史学と人類学の対話」を意味するわけではない。対話という考え方の背景には旧植民地を対象とする人類学と旧本国を対象とする歴史学（西洋史）の分業という前提があるわけだが、学問分野がこのように植民地と本国に分割されること自体にたいする批判を植民地状況という問題設定は含んでいたはずである。つまり、先述したような脱植民地化過程における本国と植民地の分離が、おもに西洋諸国を扱う歴史学と旧植民地を扱う人類学という関係を固定化したのである。1980年代以降の植民地研究はそのような分業を許しているわけではない。むしろ、歴史学や人類学という学問分野の編成そのものに疑いを向け、フィールドワークや歴史資料という考え方自体の認識論的な地位を再考することを植民地研究は進めてきたのである。

この点を強調するK. アクゼルは文書資料にたいする「民族誌学的な感覚」の重要性を強調している。カテゴリーが形成されたものであるという視点にしたがうならば、その形成を可能とする言説と権力の関係を細部に至るまで読み解く必要がある。つまり、文書館に保管された文書はたんなる過去の記録ではなく、言説が生み出されると同時に「現実のもの」として対象が構成されていく過程の痕跡をしるしているのであり、その過程を可能としている権力と言説の関係こそ明らかにしなければならないのである[Axel 2002: 13-14]。文書にたいするこうした態度は、同時にフィールドにおける人類学者の仕事にも反映されざるをえない。文書資料に対抗しうるものとしてインタビューをとおした「生の声」の価値を絶対的に強調することに人類学者はますます困難になっている。

現地の人々の記憶をそのまま鵜呑みにすることは、文書に書かれた過去を鵜呑みにすることと同じく民族誌学的な感覚を欠いている。記憶自体もまた構成されたものであり、その構成に関わった作用にたいして文書にたいする慎重な態度と同様に敏感にならなければならないのである。

### 3. 植民地研究から帝国研究へ

1980年代の植民地研究は、植民地状況とは静的な体制のなかにあるのではなく、諸カテゴリーが生産される流動的な体制であることを前提としている。カテゴリーや区分とは常に均質化と本質化を要求する。静的なカテゴリーを生み出し、原住民を定義することが支配の出発点なるわけだが、そうした要求のなかで植民地状況に実際に何が起こっていたのかを考えることを植民地研究は要請したのである。もはや原住民と呼ばれた存在は一枚岩なのではなく多様な存在であり、しかも状況において動的にその定義を変えながら再編成されるものであることは疑うことができなくなった。こうした関心の拡大は、従来の植民地研究の変更を迫るものであった。植民地主義とは確かに経済的な利潤の獲得を第一の立脚点としており、なによりもまず経済学的な視点から分析されてきた。しかし、人種、民族、カーストなどの人間を分類する区分、伝統や慣習に関する制度、社会福祉や衛生をめぐる政策が、現在いかに実体的にみえるとしても植民地時代に再編成されたという疑いが深まるにつれて、植民地時代の文化や社会をめぐる再編成過程についての理解が不可欠であるという認識が深まったのである。植民地研究隆盛をしるすダークスの論集の表題が示すとおり、「植民地主義と文化」があらためて問題となった。しかも、植民地時代という過ぎ去った過去の探求ではなく、再編成過程はあくまでも現在の文化や社会のあり方を批判的に検討するための方法であることが強調されたのである。

植民地研究の隆盛は植民地支配の本質を構成していたと思われてきた支配／被支配の関係を揺るがすものであった。植民地とは本国の実験室であり、「進んだ」西洋社会がいくつもの統治に関する方法論を植民地に「適応」したという見方に従えば、白人は支配者として揺るぎない地位を保持していたと考えることができた。しかし現実には、白人の権威は現地の権威に深く依存しており、特に白人が絶対的少数者であったアフリカやアジアにおいてはむしろ白人支配は不安定なものであったのであり、だからこそ多様な統治をめぐる政策が導入されたとみなければならない。それを明らかにするために、そのような支配者と被支配者の関係においてどのように植民地における制度が成立したのかを検討することが植民地研究の最初の課題となった。

本研究の研究代表者である永渕がインドネシアのバリ島においてとりあげた課題は、支配者と被支配者の相互依存のなかで生まれる権威という問題である。1908年に全島がオランダ植民地政府の支配下にはいったバリ島社会は、1930年代に植民地統治機構の完成期を迎える。統治体制



の樹立過程において現地の権威への依存は、バリ王家の地位の変化に明確に見て取ることができる。支配が開始された当初、人民を搾取する東洋的な専制君主として王家はオランダ軍に武力行使の根拠を与える存在であった。ところが、30年代にはいと王家の地位は180度転換する。すなわち、バリ社会の秩序と安定を維持するための「伝統的」権威が見直され、王家は自治領主としての地位を認められるのである。たしかに、王家の側の世代交代があり、西洋教育を受けた王家の新たな世代の回収に植民地政府は成功したといえる。とはいえ、オランダ人だけでは支配は貫徹できないからこそ、王家を自治領主とせざるをえなかったことは明らかである。

現地の権威へ依存せざるをえなかった統治体制は、依存によって自らの崩壊を招き、同時にバリ社会そのものも根底的な変容をとげざるをえなかった。王家をはじめとして自治領体制の上位に安定した地位を与えられたバリ人が植民地体制への依存を深め、支配者と被支配者が相互に依存する関係が持続すれば、植民地体制は安定した基盤を形成しえたはずである。しかし、それは植民地官僚体制の内部からほころびをみせるのである。自治領において実際の統治業務を支えたのは西洋教育を受けることで官僚機構において職をえたバリ人であり、統治体制の矛盾を真摯に受けとめたのはこうした下級公務員たちであった。植民地支配のなかで整備されつつあった道路網は郵便制度の革新をもたらし、雑誌の講読という言語空間をえた下級公務員たちはお互いの意識を確かめ合いながらひとつの対抗空間を作り上げていく。自治領体制の内部にこうして生まれた「もうひとつの空間」において、独立運動が用意されるとともに、宗教をはじめとした慣習が再編成されたのである。植民地支配の不安定性はまさに支配の内部から生まれたのであり、被支配者へ支配者が依存しなければならぬ状況がそれを準備したのである。そしてその不安定性のなかで、現在「伝統的」とみなされる制度が形成されたのである。

地域的な状況を重視する人類学者は、ひとつの植民地をとりあげることで支配／被支配の関係の相互依存性を明らかにすることはできる。実際、ある特定の地域にとどまる限り、現在目にしている状況がいかに成立したかを明らかにするために、人類学者はフィールドワークのみならず文書資料に関心を広げていくという先述した筋道はえがけうる。しかし、支配する者である白人と支配される者である原住民とをへだてる社会的境界が安定したものではなかったのだとすれば、それはすなわち優位といわれてきた支配のあり方と白人の存在の弱さを露呈するものである。さらに弱さへの着目は、白人による支配の優位性が脆弱だったとすれば、それでもなお歴史的にみて支配が貫徹されたのはなぜかという逆の設問につながる。とすれば、帝国を作り出す植民地と本国との関係そのものを不安定なものとしてとらえなおし、それでもなおひとつの関係を生み出した緊張をはらんだ体制として見直すべきではないのか。ストーラーとクーパーのいう「帝国における緊張」とは、そのような視点にたつ問題提議であった。ひとつの植民地のみならず、帝国全体を見渡す視野において、脱植民地過程において拡大した本国と植民地の距離を再考し、両者を共通の土俵のなかで問

う必要性を彼らは訴えるのである[Stoler and Cooper 1997]。

本研究において報告者として招いた柄谷利恵子による大英帝国市民権に関する研究は、帝国規模に視野を広げた野心的な試みであり、不安定な帝国の存在を市民権という根本的な問題から解き明かしている。柄谷の構想は壮大である。ひとつの植民地における市民権を問題にするのではなく、世界に広がるイギリス植民地における市民権をめぐる本国での論争が彼女の研究の主題である。英国市民権は王国時代にさかのぼる概念であって、近代以前の規定を出発点としている。その歴史的発生から近代にいたるイギリス国籍の定義に関する柄谷の研究が明らかにしている問題のひとつが、本国政府の統括権の弱さである。帝国という巨大な実在は、本国政府の大きな権限において維持されているという前提がたしかにあった。柄谷の研究は、少なくとも市民権をみるかぎり、そのような前提が無効であることを浮かびあがらせているのである。

本国政府の希薄さが最も露呈するのは、帰化認定をめぐることである。イギリス市民権は各植民地における帰化の認定と結びついていた。植民地が拡大するにつれて各植民地において帰化が別個に起こるわけだが、本国政府は帰化に関する一定の方針を定めていたわけではなく、むしろ植民地が独自に帰化に関する法制を固めていった。イギリス市民権の内実には各植民地における帰化にしたがって複雑な様相をおびていったのである。その結果、英国本国の市民権と英国領の植民地における市民権は、同じ英国市民権を持ちながらもその認定条件が分離することとなった。植民地における市民権は、植民地が独立して以後、国籍として再定義されていく。逆に英国本国の市民権は帝国の市民権と同一視されていたため、英国国籍は驚くべきことに植民地に比べても遅れて成立した。帝国の実在はまさに多中心的な組み込み状態として展開したのであり、市民権という個人の権利の基礎となる概念こそが統一されることがなかったのである。

19世紀末から20世紀初期の絶頂を迎える帝国主義の時代においてさえ、イギリス本国の市民権を植民地住民と切り離して規定していないイギリス市民権は特異である。本研究の研究分担者のひとりであり、オランダ本国における市民権とオランダ植民地における原住民の規定を調査した吉田信の研究によれば、本国の市民権は植民地の原住民規定と切り離すかたちで定義されている。また、フランスの植民地を担当した平野千果子によれば、フランス植民地においては不可分の共和国の理念にもとづいて独自の市民権の規則を植民地が定めることは近年までできなかった。本研究で報告した尾立要子の研究が明らかにしているように、ニュー・カレドニアにおいて最近結ばれたヌーメア協定が共和国の理念に変容をせまった最初の事例である。本国と植民地の関係において、オランダは切断、フランスは統合を宣言したのであり、それにたいしてイギリスは言わば中心無き四散を許してきたといえる。最も広大な植民地を抱え込んだ大英帝国は、まさにそれによって帝国の運営を維持できたのである。

不安定な帝国の存在を植民地における人種主義の発生から解明しようと提案しているのがストー

ラーである。市民権が人間の区分を左右する権利の問題であるとすれば、選別と排除のなかで人間の区分をもうける動機にかかわる意識を人種主義はもたらしていく。市民権と人種主義は深く関わっており、収入や社会的地位といった人間の属性を両者は出発点としている。柄谷が指摘しているように、市民権は現在では普遍的な政治的権利を意味する用語として使用することもできるが、「平等な市民権が登場するのは第2次大戦後であり、それまでは収入や社会的地位によって市民権は決まっていた」[Karatani 2003: 50]のである。ことにストーリーが着目するのが、支配と被支配の関係があいまいになる領域、すなわち白人の下層階級および現地人と婚姻関係を結んだ白人およびその子供の存在である。

この領域を考えるうえで帝国規模の視野にたつストーリーは、ヨーロッパにおける階級をめぐる政治と植民地における人種をめぐる政治の連関関係を強調する。本国の労働者と植民地の原住民の連携は社会主義ないしは共産主義において19世紀以来強調されてきた。ストーリーが目をつけるのは連携による社会革命の可能性ではなく、想像されてきた以上に複雑に絡み合っている両者の関係である。植民地の拡大は本国において市民権が拡大していく時期と重なっており、支配者層は本国と植民地においてともに自らの地位の維持に注意をはらわなければならなかった。誰を市民として数え上げ、だれを排除するのか、この本国における内包と排除の論理と植民地における支配者たるものの定義をめぐる論理の連関を問うことがストーリーの問題意識である。特に分析の対象となるのは、植民地における支配者の権威を脅かす存在、白人たることにたいしてもっともおぞましい存在、内なる敵として排除の対象としなければならない人間であり、それこそ原住民に近づいた、あるいは近づかざるをえなかった白人なのである。本国から追い出された困窮した白人は、植民地においても支配者の地位を危うくする危険な存在だったのである。本国の階級意識と結びついた植民地における支配の階層性と、それを可視化する内的な文化形式が分析の対象となるのである。

ストーリーが分析するオランダ領東インドにおいては、例えばイギリス領のインドとは異なり、スエズ開通以前まで総督のレベルにいたるまで現地人との性的関係は許されていた。混血児たちは下級事務員として統治官僚組織に組み込まれていくことになるのだが、1870年代スエズ運河の開通とともに状況は厳しいものとなっていく。蒸気船とともに東インドにはいる白人女性の数は増大し、白人同士の夫婦とその子供が次第に増大していった。それと平行して、成熟期を迎えた植民地空間において、西洋の教育を受けた現地人エリートが増大し、同時にオランダ人をはじめとした西洋人の資格であることが支配者の条件とみなす白人主義が強まっていくのである。強制栽培制度と呼ばれた搾取的植民地運営がスエズ運河の開通と同じ時期に終焉を迎え、白人の責務論を背景とした搾取への反省から原住民にたいする倫理的配慮が叫ばれはじめた。その一環として原住民の教育が拡大し、原住民のエリートが生まれる土壌が整い始めた。20世紀にはいり巨大化した植民地の統治体制を合理化するために分権化がはじまり、原住民エリートへの統治業務の委託が開始され

た。白人と原住民との境界は、統治機構の再末端に組み込まれた混血と原住民統治機構の頂点に就任した原住民エリートとのあいだで象徴的に逆転し、その曖昧さが際立つことになるのである。

ストーリーの立論の斬新な点は、ブルジョア的世界の一部として植民地を論じる点にある。ストーリーにとって重要なのは、ブルジョア的世界が特定の文化的形式をもつことである。市場における自由主義とそこにおける利益の最大化を優先させる企業家精神、それによって獲得した富を進歩の証拠であるとする意識がブルジョアの価値であり、それを確保できる生活様式がブルジョア的世界における文化形式である。そして、利潤の確保を保護する装置が国家であり、まさにその意味において一方では国民統合を説きながらも国家は階級を再生産している。困窮者はブルジョア世界における失敗者であると一度位置づけたうえで、それを救済することを国家は主張するのである。市民権とは困窮者に陥ることの無い者として教化される能力であり、同時に獲得されるべき特権なのである。ブルジョア世界の一部であり、その辺境である植民地は、市民権、統治権、政治参加をめぐる諸権利が本国にも増して露骨な包摂と排除を繰り返す空間となる。支配を人種主義に求めることをブルジョアの価値は否定する一方、人種による政治的地位の認定が継続されていたのが植民地である。解決しようのない矛盾がイデオロギーとしての人種関係を増幅させるのはそのためである。社会的地位が上昇した富裕現地人におぞましい嫌悪をむける困窮した白人入植者たち。この嫌悪を正当化するのは、ブルジョア的世界の一部である植民地において人種主義しかなかった。植民地がヨーロッパ化されたのではなく、ブルジョア的世界の諸矛盾が本国にも増して露呈したのが植民地なのである[cf. Stoler 1995; 2002]。

帝国主義は資本主義の発展段階であり、植民地はたしかにブルジョア的世界の一部である。植民地に参入する企業家はその素性がいかなるものであれ、自らの営利的利潤の追求を植民地に求めていた。同時に19世紀においてヨーロッパ世界自体がブルジョア的世界として包摂されようとしていた。まさにその意味において植民地と本国は一体なのであり、ブルジョア的世界の一部として植民地と本国は人間の包摂と排除をめぐる同じ関心を共有していた。そして、ブルジョア世界を内側から支えてきた文化形式は現在にいたるまで作動し続けているのである。

脱植民地化をへて植民地研究は帝国研究へと視野を広げた。帝国はもはや経済学的ならびに政治学的研究の対象だけではない。帝国研究は、「現在における過去」(フーコー)を照らし出しながら現在の世界を分析している。帝国研究が今日きわめて重要な意味を持つのはそのためである。

参考文献

- Axel, B. K.  
2002 Introduction: Historical Anthropology and Its Vicissitudes. In B. K. Axel (ed.), *From the Margins: Historical Anthropology and Its Futures*. Durham and London: Duke University Press, p.1-44.
- Cohn, B. S.  
1990(1987) *An Anthropologist among the Historians and Other Essays*.  
Delhi: Oxford University Press.  
1996 *Colonialism and Its Forms of Knowledge: The British in India*. Princeton :  
Princeton University Press.
- Karatani, R.  
2003 *Defining British Citizenship: Empire, Commonwealth and Modern Britain*.  
London and Portland: Frank Cass.
- Stoler, A. L.  
1995 *Race and the Education of Desire: Foucault's History of Sexuality and the Colonial Order of Things*. Durham and London: Duke University Press.  
2002 *Carnal Knowledge and Imperial Power: Race and the Intimate in Colonial Rule*. Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press.
- Stoler, A. L. and F. Cooper  
1997 Between Metropole and Colony: Rethinking a Research Agenda. In F. Cooper and A. L. Stoler (eds.), *Tensions of Empire: Colonial Cultures in A Bourgeois World*. Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press, p.1-56.



フランスの植民地と都市計画

高木 勇夫

1. 民間技師団の成立
2. 土木技師と都市計画
3. 都市の<かたち>、あるいは矩形の秩序
4. 植民地都市の生理学、あるいは曲線の誘惑
5. 理想の都市、理想の技師とは？

## 1. 民間技師団の成立

筆者はこのところフランスにおける技師団の成立と技術の発展に関心をもって研究をすすめてきた。技師団の内部にあっては、国民国家建設という表向きの、つまりは国内の納税者向けの目標とは別に、世界大に広がり普遍的ともいえる課題をかかげたエリート特有の運動則がはたらいている。一般に「文明化の使命」といわれる、フランス人以外からすれば尊大ともおもえる標語である。この報告書の課題をふまえて具体的にいえば、技師団が植民地帝国の経営にどのようなかかわってきたか、ということである。ここでいう技師団とは第一義的に土木技師団を意味する。それから派生した上下水道・鉄道建設・都市計画にかかわる技師にも考察をおよぼしたい。

フランスのグラン・ゼコールは政財官界に多くの人材を送り出してきたことで知られる。その中身は、古文書学校や教師養成の課題を担った高等師範学校などいくつかの例外をのぞけば、中世以来の伝統を誇る大学とは別に技術専門職を養成するために設立された高等教育機関である。18世紀の植民地戦争と工業化の局面でイギリスにたちおくれたフランスでは、その遅れを自覚すればこそ、社会基盤の整備にあたる技師を公的な費用で育成すべきという議論が革命前後の時期にまきおこった。現在も影響力の大きいグラン・ゼコールのいくつかは、18世紀のなかばからあいついで創設され、革命とナポレオンの名による大陸制覇を持続するのに必要な数の技術者を供給した。また19世紀前半には、サン=シモン主義の運動と連携して、先進国イギリスのノウハウにたよらずに鉄道建設をなしとげた。スエズ運河に代表される海上交通網の整備、パリでほぼ10年ごとに開催された万国博覧会、さらには植民地と本国において往時は理想とされた都市建設にも、フランス人独自の発想をみとめることができる。

以下では近代フランスの政治と社会の風土の中ではぐくまれた技術の特質と技師団を構成する人びとの社会的背景を論じる。それとあわせて、宗主国側での都市改造と植民地での都市建設をとりあげることにより、技術にあらわれた国民性を議論することの当否にまで言及する。日本の研究者として当然のことながら、自国の技術社会史と社会集団としての技師の存在を批判的に検討することを最終的な目的とする。

## 2. 土木技術と都市計画

ルイ14世につかえたヴォーバン元帥は工兵団（コール・デ・ザンジェニウール）を組織し、築城・道路建設・運河開削などの技能をたくわえていった。外征が一段落した18世紀のなかば以来、軍事技術を民間に移転することによってフランスの土木技師団が形成される。軍事技師（アンジェニウール・ミリテール）にたいする民間技師（アンジェニウール・シヴィル）というのが



土木工学（シヴィル・エンジニアリング）の原義である。これ以後、技師の職分が分化していくのと並行して、専門的な技能をそなえた集団（コール）が形成される。これについては別稿を予定しているので詳述しないが<sup>1</sup>、技術移転の問題について要点だけ整理しておこう。

第一に、フランスは中世以来、学芸の中心として自他共にゆるす存在であり、文章表現をとりわけ重んじてきたのだが、その対極には匿名のまま社会基盤の整備にはたらいだ人たちも数多く存在していた。学芸の頂点に位置づけられるアカデミー会員は書物を刊行してフランス語表現を豊かにしてきたのだが、技師の立場にある人たちは、ごく一部の例外を除いて文章を書く余裕すらないまま人生を終えた。かつてスポーツ史を整理したときにも感じたことだが、詩文を重視するあまり身体的パフォーマンスをおとしめる、その程度は英米や独伊といった国々の比ではない。技術についても同様で、科学理論上の業績は顕彰されても、技術革新への貢献はさほど評価されない。とはいえ、個別分野の歴史をつぶさにたどっていくと、理論の進歩といえども技術の深化なくしては達成されなかったことがわかる。

蒸気機関と鉄道の発達が良い例である。18世紀後半にスコットランド人ジェイムズ・ワットによって開発された蒸気機関は、イギリス経済の戦略的な機械として、その運転や維持のノウハウがきびしく管理されていた。熱機関としての理論は、19世紀にはいつからフランス人のサディ・カルノーによって解明されるのだが（理想のエンジンとしてのカルノー・サイクル）、これだけならイギリスの実践、フランスの理論という世間常識をつよめるだけである。じつは蒸気機関を機関車につみこむうえで、もう一人のフランス人の貢献がみのがせない。在野の発明家マルク・セガンが開発した横置きピストンをジョージ・スティーヴンソンがロケット号に斜めにとりつけたことによって、蒸気機関車の営業運転が初めて可能になったのだ<sup>2</sup>。

フランスが蒸気機関をつくれなかったのは、もっぱら製鉄業のたち遅れによるのであって、実践と理論において引けをとるものではなかった。その証拠に、鉄道事業にかんしては、世界でただ1国だけ、フランスだけがイギリスの技術によらず、独力で鉄道網を整備することができたのである。少しばかり日本の事情につうじたフランス人技術者は、それを理由にして日本の新幹線構想も自国由来のものとしてはばからないのだが、日本の鉄道建設の歴史はまた別の物語をうみだす。フランスと日本が共有するのは、技術の世界標準にあえて対抗して地域の独自基準を作り出したという実績である。

第二に、フランスは一方で市民革命の祖国として、他方でイギリスに次ぐ植民地宗主国として、イギリスの技術と英語の知識伝達に対抗し、独自の政治理論と技術蓄積を梃子にして世界を支配

---

<sup>1</sup> 高木勇夫「フランスの技術と公共性～軍事技師から民間技師へ」、岡本明(編)『ナポレオン帝国と公共性』(2005年度以降に刊行予定)に掲載。

<sup>2</sup> J. B. Dumont, *Les Grands travaux du siècle*, Paris, Hachette, 1891, pp.3-9.

しようとする野望をもってきた<sup>3</sup>。経済とそれをささえる技術のグローバル化の中で、フランスの技師団が日本の近代化に貢献したとすれば、まずもって土木技術の分野である。たまたま明治維新直前の時期に、江戸幕府とフランス第2帝政が親密だったことから函館に五稜郭が建設された。当時の幕閣の末席につらなつた若い老中が中山道沿いに築いた小さな五稜郭もある（信州・佐久平の龍岡城）。

佐賀・鍋島藩士の子だった古市公威（ふるいち・こうい）は、明治初年に東京南校からグラン・ゼコールのひとつである中央工業学校に留学し、帰国後は港湾・水運・鉄道整備に力をそそいだ。古市はフランスの技術教育に心酔し、「将ニ将タル人ヲ要スル場合ハ土木ニ於テ最多シ」とつねづね周囲に語っていた。将といっても、軍事技術に先祖帰りせよということではなく、リーダーの中のリーダーたれ、という教えである。そのためには、グラン・ゼコールで課される文系・理系にまたがった幅広い教養が必要であるのはいうまでもない<sup>4</sup>。ちなみに、内務次官にまでのぼりつめた古市に私淑した官僚が、孫の誕生にさいして彼の名を借りた。その平岡公威（ひらおか・きみたけ）は、のちに三島由紀夫の名で第2次大戦後の日本文壇を席捲する。フランスの技術を称揚するようであり、文芸史上の逸話を紹介する結果になった。とはいえ、日仏交流にかぎっただけでも、技術者がつむぎだす物語はこれだけで終わらない。

第三に、建築家と土木技師の競合がある。もともと土木技師団の成立に大きな役割を果たしたのは、ルイ15世につかえた建築家ジャック・ガブリエルであった<sup>5</sup>。ルネサンス期から18世紀初頭にかけて、まだ土木技師団が成立していない時期には、建築家が都市計画にあたったのも当然のことである。道路と運河に付随する橋梁建設の仕事は、早い段階から建築家から土木技師にうけわたされた。その分野で土木技師団のエリート層が形づくられる。彼らこそ歴史に名を残す技術者として数少ない例外になる。技師団の長であり土木学校の初代校長として18世紀後半を生き抜いたロドルフ・ペロネを嚆矢として、橋梁建設の分野では土木技師団の重要人物が輩出する。その中には、革命期の「知事の統計」の執筆者として名をのこすフランソワ・ルクルーの名もみえる。

19世紀後半に橋梁建設のパイオニアとして世界的な名声をえたのがギュスタヴ・エッフェルである<sup>6</sup>。鉄橋のトラスを4本立ててくみあわせれば、未曾有の高さをほこる塔が建設できる理

---

<sup>3</sup> 石井研堂『明治事物起源』ちくま学芸文庫、1998年。および産業考古学会(編)『日本の産業遺産300選』(同文館、1993-94年)の1「鉄鋼」および3「燈台」の項目を参照。

<sup>4</sup> 土木図書館委員会・土木史研究委員会(編)『古市公威とその時代』土木学会、2004年。

<sup>5</sup> Pierre Lavedan, Jeanne Huguency, et Philippe Henrat, *L'Urbanisme à l'époque moderne, XVI<sup>e</sup>-XVIII<sup>e</sup> siècles*, Genève/Paris, Droz, 1982.

<sup>6</sup> Daniel Bermond, *Gustave Eiffel*, Paris, Perrin, 2002; Michel Carmona, *Eiffel*, Paris, Fayard, 2002.

屈。エッフェル塔は1889年に革命百周年を記念して開催された万国博のモニュメントとしてだけでなく、フランスの技術の優秀さを実証し、永久に保存されることになった。蒸気機関の歴史との関連でいえば、このころまでにフランス国内でも優秀な鉄鋼材料がそろえられるようになっていた（ベッセマー法）。他方、スエズ運河開削で知られるフェルディナン・ド・レセップスは外交官あがりであり、自身は技師としての訓練を受けていない<sup>7</sup>。サン＝シモン主義者としてのレセップスは広く事業の社会的意義を世間に宣伝し、資本をつのって会社をおこした。そして、得意の外交交渉でエジプト現地政府の認可をとりつけて事業を成功にみちびいたのだった。晩年に手がけたパナマ運河では失敗におわったものの、レセップスもまたイギリスの世界支配に対抗しうる有効な開発手法をみいだしたといえよう。

ここまで整理した問題点にそって、フランス人がつちかった技術の特質をあげておこう。土木技術は古代ローマの昔から個人名が外に出ない匿名性が売り物である。文章にしても実際の建造物にしても、見えない方がパフォーマンスを抑制するからこそ、見える方がひきたつのである。また理論と実践のバランスへの配慮も必要なことである。最終的に土木技師と建築家は袂を分かったが、本来土木と建築は不可分の一体のものである。歴史遺産として保存されている建物は、それが生み出された社会や自然の環境ときりはなされて存在することはできない。

土木技師は無名のまま生涯をすごすのが通例であるとはいえ、わずかな例外が橋梁建設にたずさわった人たちであり、都市計画においても名をのこす可能性はある。しかし、それらの分野では時の権力との関係があからさまとなり、やはり個人としての美的、あるいは思想的な価値観はそのものとしてうけとられにくい。これが技師にとって歴史の評価のうえで決定的なマイナスとなる。都市計画では、土木技師の都合が前面にでた結果として矩形の街割になってしまう、などという言われ方をする。はたしてその通りなのだろうか。たとえばパリの大都市改造（オスマン化）において、街路の見通しが良すぎるのは権力意思の現れであったにしても、土木技師がそれで良いと思ったわけではないだろう。ただ、彼は権力者に言われたとおりに仕事をしたわけでもなかった。建築家も政治権力とは別のところで、とんでもない思い違いをしたことはなかっただろうか？

### 3. 都市の<かたち>、あるいは矩形の秩序

都市（仏語のシテ、英語のシティ）という概念を基礎づけている古典語には二つの系統がある。

---

<sup>7</sup> Thierry Tesson, *Ferdinand de Lesseps*, Paris, Lattès, 1992.

ギリシア語のポリスとラテン語のウルブスである<sup>8</sup>。ポリスとは定住して農業をいとなんでいた多くの耕作者が集住（シノイクスモス）してできたものである。集住という言葉は市民権の思想（ラテン語のキヴィタス、英語のシティズン）と関連し、18世紀の啓蒙思想の時期まで人口数千人規模の集住形態として認識されてきた<sup>9</sup>。一方のウルブスは<まち>をその周辺から分ける意味がある。ローマと世界（いまも教皇勅書にみえるウルビ・エト・オルビ、「ローマと世界に」という決まり文句）という対比を生じたため、人口数十万規模の大都市とその外側を意識させる結果となった。たとえば都市計画という言葉は、英語ではシティ・プランニングだが仏語ではユルバニスムとなる。巨大都市の貧者の住む郊外はサブールズ、富者の特権的なそれはエグザービアとなる

現代ヨーロッパの都市はEU統合のいっそうの進展もあり、これまでの中央集権国家の桎梏から自由に都市間ネットワークを広げようとしている。その過程で、各国首都との連携よりもヨーロッパ大の広がりの中で都市の特徴をきわだたせようという戦略が顕著になった。主要道路・鉄道の中央集権から解放されたうえに、飛行機による移動が中心になり、都市の自治と自律が促進されたという印象もある。身体的・社会的な範疇としての街（ヴィル）と政治的・制度的なそれ（シテ）を対比する現代の思想家ジャン＝リュック・ナンシーは、こうした機会をとらえて、市民の自立と自律のあり方を問いかける<sup>10</sup>。いわば、ウルブスの規模で古代市民の理想を追求するという立場である。

フランスにおける都市計画の概念は絶対王朝の時代、文芸史上の古典期にまでさかのぼる<sup>11</sup>。王都パリのいくつかの広場（ヴォージュ広場、ロワイヤル広場、チュイルリ公園）を始めとして、王国に編入されたばかりの東部メッスとナンシー、商業発展の著しい中部のリヨン、西南部のボルドーなどで公共空間としての広場が建設された。それらはしばしば国王広場（プラス・ロワイヤル）の名でよばれた。元は自然発生の不定形で、しかも王権に服属する前の領主の記憶をとどめる町並みを秩序づけるために、とくに好まれたのが矩形の大空間である。中心には国王の騎馬像を置き、あくまで王政の偉大さを象徴する空間として演出された。つまりは19世紀の衛生化戦略とは異なる発想から組み立てられた理想の都市空間である。放射状の街路には円形・半円形の広場が要の位置に設けられた。中世ブルゴーニュ公国の中心ディジョンやパリ左岸のオデオン座正面のそれが知られる。

<sup>8</sup> J・リクワート『<まち>のアイデア～ローマと古代世界と都市の形の人間学』前川道郎・小野育雄訳、みすず書房、1991年。

<sup>9</sup> J＝J・ルソーの『社会契約論』（井上幸治訳、中央公論社<世界の名著>所収、1972年）で前提とされている国家はシテであり、古代都市の理想をなぞっているだけともいえる。

<sup>10</sup> Jean-Luc Nancy, *La ville au loin*, Paris, Mille et une nuits, 1999.

<sup>11</sup> Richard L. Cleary, *The Place royale and Urban Design in the Ancien Régime*, Cambridge(UK), Cambridge University Press, 1999.

そもそも人口が万単位で数えられるようになると、その都市の基本的な<かたち>が曖昧になるように思われるが、かえって明確になる例が多い。日常の息抜き、あるいは祝祭のための空間がほしいし、なによりも火除け地が必要になる。都市の人口が100万を越えると、さらに大規模な無住の土地を囲いこむことになる。古代ローマは帝政期に郊外の錬兵場（カンポ・ディ・マルス＝軍神マルスの野）までも拡大した城壁内にとりこんだ。19世紀のパリもまたシャン・ド・マルスを市街地にかかえこみ、万国博の主会場としたのだった。ローマもパリも自然発生的に拡大し、昆虫が脱皮するかのようには城壁を広げてきた。そのため市街のブロックは蝸牛型をなし、実際に区の順番も時計回りとなっている。しかしローマの軍営が元になっているパリのセヌ左岸の一部には矩形の街割りが残る。これは地中海全域に広がるローマの都市遺跡と共通する特徴であり、いまでもイングランドで「カスター」（ラテン語のクストルム、英語の城＝キャッスルの語源）という語尾をもつ都市にうけつがれている<sup>12</sup>。

ここでいう基本的な<かたち>とは矩形と円形、都市の形としての碁盤型と渦巻型のふたつである。古代や中世の都市から発達したヨーロッパの大都市は、もっぱら防衛上の観点から丸く城壁をめぐらせた土地が核になっている。それを周辺部に拡大すれば、おのずと渦巻型をなす。ローマ、パリ、ロンドン、ウィーンがその典型である。ただ、先述したパリ以外でも、ロンドン、ウィーン、ミラノ、ケルンはいずれも古代ローマの軍営に由来し、最初期の定住地は矩形をなしている。縦横に引かれた街路がそのまま周辺部に延長されると、ニューヨークやロサンゼルスなどアメリカ合衆国の大都市のように碁盤型となる。同国では国内の幹線道路そのものが東西と南北の2方向をむき、直交している。見かけだけからすれば、唐の長安や日本の平安京、あるいはカンボジアのアンコールトムなど、アジアの専制国家による都市建設と同じになる。そこでは、空間的な配置の合理性がきわだつてはいるが、住民に時間軸で物事を考える手がかりを失わせる結果をまねく。

17世紀のメトロポリスであるアムステルダムは、港を中心に同心円状の運河と街路に囲まれている<sup>13</sup>。同じ構造はオランダ人の植民市バタビアにもみられるという。長崎の出島を設計したのが日蘭どちらかは分からないが、その扇形のプランにも通ずる。円の一部の曲線を活かした街並みは、自然発生的な渦巻型に似て非なるものであり、むしろ碁盤型の変形としてとらえるべきである。ニューヨークの起源であるニューアムステルダムは、運河を軸とした矩形のプランだった。じつのところ円形の街並みは碁盤型よりもさらに反自然的な性格が強く、建物や街路のたた

<sup>12</sup> 古代ローマの城壁の発展については次を参照。青柳正規『古代都市ローマ』中央公論美術出版、1990年。ローマの軍営については、カエサル『ガリア戦記』（国原吉之助訳、講談社学術文庫、1999年）の記述を参照。

<sup>13</sup> Jean-Pierre Prnlas-Descours et Michel Velly, *Panoramas européens*, Paris, Picard, 2000.

ずまいに慣れない者にとっては迷路以外の何物でもない。矩形であれば縦横の座標軸を頭の中に置き、自分の位置を確かめることが可能だが、真円形となると相対的な位置関係が分かりにくくなるのだ。しかし、そのことさえ耐えしのべば、次つぎと目に映る景色が新鮮で、放射状に引かれた外部の世界との通路もいさぎよい。

幕府開設以来の江戸は、部分に矩形の街割りをたもちながら全体としては江戸城の縄張りを外延化するように関東平野を渦巻きの中にまきこむ。その運動は現代において日本全体の東京への一極集中となり、東アジア全体を組みこむ勢いである。古代の平城京と平安京はそれぞれ京都と奈良の盆地を覆い、町屋も田畑も矩形の秩序の中に囲いこんだ。現在の京都の街並みは太閤秀吉の手になるものであり、江戸時代の大坂とならんで近世の商業と文化活動の基盤となった。地方では博多・福岡、広島、金沢、名古屋、仙台などが矩形の街割りを踏襲し、それぞれの地域ブロックの中心都市となった。

20世紀の建築家としてフランス内外に大きな影響をあたえたル・コルビュジェ（以下ル・コルと略す）は、建築家としても都市計画家としても矩形に執着し、パリの中心市街地を四角いブロックで置き換えようとした（ヴォワザン計画、スポンサーとなった自動車・飛行機製造企業の名にちなむ）。実際に、第2次世界大戦後にみずから手がけたインド・チャンディガル州都の建設にあたってその理想は実現された（1950-64年）。しかし、多くの建造物は計画倒れに終わり、いまはほぼ無人の廃墟となっている。彼は個別の建築作品において、初期のインターナショナルスタイルはともかく、かならずしも矩形にこだわっていないだけに、都市計画でもより自由な発想を期待したかったところだ。いずれにせよ、フランス都市計画史にあつて彼は異端的な存在でしかなく、本国で実際に手がけたグランド・デザインは皆無に等しい<sup>14</sup>。

ル・コルがかかわった都市計画で有名なのが、フランス植民地アルジェリアでのそれである。北アフリカは古代ローマ都市遺跡が数多くのこる土地であり、そこに矩形の秩序が導入された経緯も興味深い。ル・コル案には中心都市アルジェ（第1案、1931-33年）と西部オラン県のヌムール（現地名ガザウエ、1933年）にかかわる2例があり、アルジェは計画段階にとどまったが、ヌムールは近代建築国際会議（CIAM）のアテネ大会をうけた直後の時期に実際に着手された。「鋼鉄とセメントによる近代のカスバ」という言葉は、ル・コルが歴史的に形成された街並みと永遠に決別したこと内外に明らかにする宣言である。本国では都市計画家としての仕事を十分に展開できなかったのとは対照的に、アルジェでは戦中・戦後の時期にまたがってル・コルの崇拜者たち（CIAM=アルジェ）が都市計画を推進した。ところが、都市の近代化と自動車交通の急速な発展に対応しようとしたその運動も独立運動の激化によって頓挫し、結局

---

<sup>14</sup> Le Corbusier, *Urbanisme*, Paris, G. Grès, 1925 / Flammarion, 1980. ル・コルビュジェ『輝く都市』板倉準三訳、鹿島出版会、1956年。

は伝統的なカスバが手つかずのまま残った。そこはまた民族解放戦線（F L N）の根拠地でもあった<sup>15</sup>。広場と建築と都市計画における矩形の論理は普遍言語として生まれ、それゆえに時と所を問わず反復されてきたのだが、個別の国家・民族が奉じる政治の論理に敗れたことになる。そこで次には、都市計画家も住民も、ともに視線がさえぎられることで見解の一致をみることになる都市のプランについて考えてみよう。

#### 4. 植民地都市の生理学、あるいは曲線の誘惑

欧米諸国による衛生化戦略は、直接に首都のコレラ禍を脅威とし、国内はもとより植民地をも衛生的な都市環境で整備しつくそうとした。筆者の研究生活の原点のひとつがパリにおけるコレラ大流行の考察である<sup>16</sup>。19世紀をつうじてヨーロッパではほぼ10年ごとにコレラの流行がみられ、それはコレラ菌の発見と有効な対策がとられてもなおはびこっていた。まるでアジアの政治的文化的混乱がヨーロッパにも伝染したようなものだ。そのアジアの混沌とした状況はヨーロッパ人が作り出したのだから、これは一種のブーメラン効果といえるだろう。コレラがヨーロッパから消えたといっても、それはけっして科学の勝利とはいえない。その証拠に、災害などが発生すれば、コレラでこそないにせよ現代でも疫病が蔓延するではないか。ヨーロッパの都市住民の物質的な豊かさがそれを手なずけたのであり、下層民も享受することができるようになった繁栄は、もっぱら植民地経営によってえた利得を源泉とするのである。

SFの鼻祖ジュール・ヴェルヌに『インド王妃の遺産』という作品がある。衛生的な理想都市フランスヴィルの若い技師と鋼鉄都市シュタールシュタットを建設した邪悪な科学者との対立を描いた作品で、主人公はアルザス人という設定とくれば、往時のフランスにおける対独復讐（ルヴァンシスム）の念のすさまじさを感じさせる。鋼鉄都市はフランス革命期の建築家クロード・ニコラ・ルドゥーの理想都市を思わせてむしろ馴染み深く、ヴェルヌのいう理想都市のほうにこそ筆者がある種の嫌悪感を覚えるのは何故だろう。そこに住宅を建設するさいに課せられた条件の第8項目には、こうある。「アパルトマンの設計は個人の趣向に委ねられること。しかしふたつの危険な病原材料、文字通りの疫病の巣であり毒素の温床—絨毯と壁紙とは容赦なく禁止されること。」ヴェルヌはさらにこうつづける

個人および集団の清潔さの問題は、フランスヴィルの創設者たちの主要な関心事である。掃除

---

<sup>15</sup> Saïd Almi, *Urbanisme et colonisation. Présence française en Algérie*, Sprimont (Belgique), Mardaga, 2002, pp.97-114.

<sup>16</sup> 高木勇夫「不可視の権力」『青い恐怖 白い街〜コレラ流行と近代ヨーロッパ』平凡社、1991年、所収。

せよ、たえず掃除せよ、人間の集合体からいつも発生する病原を、生まれたらすぐに抹殺せよ、これが中央政府の掛け声である。そのために、排泄物は市の外に集められ、毎日、凝縮して野原へ輸送できるような方法で処理されるのである<sup>17</sup>。

作品が書かれたのはロベルト・コッホによるコレラ菌の分離以前のことであり、病原とも毒素ともいうのには、見えない敵にたいする警戒心の強さがしのばれる。実際、病原菌か毒素かと言う問題は、現在もお解決されていない。生命体である細菌を身近なところから追放すればそれで問題が解決するというわけではないのである。ただし、植民地経営においては衛生対策が最優先とされる。この意味で現実世界を支配していたイギリス人の都市計画が大いに参考になる。その原点には、フランスの古典主義に反発して生まれたピクチャレスクの美学（「自然」は曲線を愛する）があった。18世紀の都市計画ではこのんで曲線が採用され、たとえば三日月形の街区（クレセント）などとして現実のものになっている。古代以来栄えた温泉保養地バースのロイヤル・クレセント、ロンドンのリージェント・ストリートの基部にあるカーヴが、その代表的な事例である<sup>18</sup>。イギリスの都市計画については、ピクチャレスク美学やヴァナキュラーといったキーワードとともに語りつくされた感があるが、アメニティという概念がイギリスの都市計画立法から生まれたことを銘記しておこう。

オスマン化の対極にある、ゆるやかに曲がって見通しのきかない幅広の道路は、おのずとゾーニングの観念をうみ、都市における人種隔離を無意識のうちに実行することになった。事実上のメガロポリスといえるロンドンで、上流と中流、さらに下層階級をへだてる見えない壁が存在していたことが模範となったのであろうか。19世紀末から20世紀初めにかけて世界を席捲したアーツ・アンド・クラフツ運動や田園都市の唱導とあわせ、いかにも自然の景観をよそおった人為が大英帝国における都市計画の基本理念となる。カナダとオーストリアの両自治領におけるオタワとキャンベラ、インド帝国のニュー・デリー、南アフリカ連邦のプレトリアなど、新首都建設の計画段階では、フランス流の古典主義とオスマン化を彷彿とさせるような放射状の幅広道路が目をつく。しかし、実際に建設されたときには、自然条件にあわせた環境整備と街区のゾーニングがほどこされた<sup>19</sup>。

---

<sup>17</sup> ジュール・ヴェルヌ『インド王妃の遺産』中村真一郎訳、集英社文庫、1993年、150頁。

<sup>18</sup> 渡辺俊一「イギリス都市計画のアメニティ概念とシビック・トラスト」AMR(編)『まちづくりとシビック・トラスト』ぎょうせい、1991年。

<sup>19</sup> オスマン化の功罪を論じた書物の刊行が、いまフランスで相次いでいるが、それらの論点整理は別稿にゆずりたい。ここではイギリス帝国の末期に現われた社会学者パトリック・ゲッデス（植物学教授・進化論者・都市計画家など多彩な活動歴がある）の活動に焦点をあてた次を紹介しておこう。R・ホーム『植えつけられた都市～英国植民都市の形成』布野修司・安藤正雄(監訳)、京都大学学術出版会、2001年。



直線的な街路は、あまりにしばしば、合理性一点張りでデザイン感覚の希薄な技術者の生み出す<かたち>とされてきた。それは為政者と被統治者の思惑の総和であり、いわば統治と被治の折り合いのつけ方による。歴史に名をのこす建築家ならともかく、匿名性をもとめられる技術者に都市計画の基本を策定する余地はあたえられていないことのほうが多い。ただ、直線を好むにせよ曲線にこだわるにせよ、その道路なり運河なり鉄道なりを最小限の出費で建設し維持する責任は技術者の側にある。そのさい、東洋ふうというなら風水だが、西洋の風習にてらしても、自然条件を無視して一直線に目的地との間をつなぐのが良いとされてきたわけではない。フランスの地方都市を合理的に再設計するにあたって、とどのつまりは旧城壁をこわして幅広の街路をとおり、旧市街と新市街を無理矢理連結しようとしたため、縦軸・横軸の中心街路が微妙に曲がることになり、為政者にも住民にも不満足な結果に終わったからである<sup>20</sup>。

そのような本国での中途半端なやり口にたいして問題提起をしたのが、20世紀初頭に成立したモロッコ保護国の支配者ユベール・ロベール・リヨテ元帥に招聘された建築家アンリ・プロストである<sup>21</sup>。ひと口に言えば、旧市街（メディナ）を手つかずのままのこし、その外側に隣接して新市街（ヴィル・フランセーズ）を建設して、鉄道駅や主要道路網に連結するという手法である。ただこれも、結論的にいえば完璧な答とはいえない。いまは世界遺産に指定されているフェズやマラケシュは成功例といえるが、ラバトやカサブランカでは異民族支配の意図が露骨に示めされたばかりでなく、拡大発展する経済規模に対応しきれなかったからである。

フランス人による植民地都市計画の経験は、モロッコからインドシナに拡大した<sup>22</sup>。コーチシナの都市計画の発想そのものはフランス革命期にさかのぼり、19世紀後半の第2帝政期に進出が本格化して、同世紀中にフランス領インドシナ連邦が成立する（現在のベトナムを構成するコートシナ、アンナン、トンキンに加えて、カンボジア、のちにラオスがくわわる）。しかし建築史的な観点からすると、官庁の建設ばかりがめだち、つまりは点の整備しかおこなわれず、その意味で真の一円支配が確立されたわけではなかった。1920年代にはいってようやく都市建設が本格化し、多数の技師が同地を訪れる。その中心人物エルネスト・エブラールはサイゴン（現ホーチミン・シティ）、ダナン、ハノイなど主要都市の設計にたずさわり、都市計画家（ユルバニスト）協会をたちあげて、おのずと本国の土木業界の主流をなすにいたった。

---

<sup>20</sup> Henri Prost, *l'OEuvre d'Henri Prost. Architecture et urbanisme*, Paris, 1962 ; nouv. éd., 1966.

<sup>21</sup> Michèle Lambert-Bresson et Annie Terade, *Villes françaises au XIX<sup>e</sup> siècle. Aménagement, extension et embellissement*, Paris, Ed., Recherches/Iprou, 2002.

<sup>22</sup> Gwendolyn Wright, *The Politics of Design in French Colonial Urbanism*, Chicago/London, The University of Chicago Press, 1991.

その人脈の一部はマダガスカルに活動の拠点をうつし、首都アンタナナリヴォに形をあたえて、あらたな伝統をつくりあげた。さらに第2次大戦後には本国の都市再開発にたずさわることになる。フランスの都市計画家は、オスマン化にみられる絶対王政とむすびついた古典主義的街路設計やモロッコの例のような住民の完全分離とは一線を画す。植民地に活動の場をえた彼らが何よりも大事にしたのは、ヨーロッパ系と現地の住民それぞれが生活領域を分けあいながらも政治的・文化的にたがいに交流する、開かれたゾーニングの発想である。もちろんのこと、植民地にあってはヨーロッパ系の住民は圧倒的に少数であり、いわば逆ゲットーのような形で現地住民に囲いこまれるのが常であった。多数者を少数者が支配する無理にくわえて、都市に集中する疲弊した農村住民のスラム形成をおしとどめるほどの力を、都市計画家はもたなかった。

かつて拙著でふれたように、古代ローマの建築家ヴィトルウィウスがのこした建築書が近代ヨーロッパ建築の原点となった<sup>23</sup>。ルネサンス期の万能の天才ダ・ヴィンチは、「ヴィトルウィウスの人体図」を近代人の<からだ>を考察する原点とした。日常的に目にする象徴的図柄であるため、その重要性を見落としてしまうのだが、そこにはマイクロコスモスとしての身体（正方形）がマクロコスモスとしての宇宙（円）とつながり、それぞれに独自性を発揮しながらも、全体としては照応しているという意味を表している<sup>24</sup>。ダ・ヴィンチの伝でいえば、現代の土木技術者・都市計画家はフリーメイソンの流れをくみ、さまざまな秘儀をとりおこなう集団であるということになる。前近代のように大量の人員投入によって工事をすすめるわけではないにせよ、個人の方ではとうてい維持できない仕事を短期間でしあげる。無から有を生じさせる仕事ぶりを現代の秘儀とみなすこともできるが、そうした神秘性を薄めているのが、行政当局との結託である。国家的な事業としての予算的裏づけがなければ重機もうごかせず、もちろん熟練した技術者の維持もままならない。その意味で、土木技師たる者、きわめて公共的な役割をになうからこそ、倫理的な存在として全方向からの非難の声、監視の目に耐えなければならない。

## 5. 理想の都市、理想の技師とは？

前近代と変わらず、現代においても技術者は最も崇高な職業であり、それだからこそ高い社会的地位も約束されている。日本の戦争責任を埋めあわせる意味もある政府開発援助（ODA）を土木事業が食い物にしているようでは、海外進出の看板も色あせてしまう。国内では、「もはや

<sup>23</sup> 高木勇夫『<からだ>の文明誌』叢文社、2003年、109頁。

<sup>24</sup> 2003年にアメリカでベストセラーになり、翌年に邦訳されるや日本でもブームをひきおこしたダン・ブラウン『ダ・ヴィンチ・コード』（上下、越前敏弥訳、角川書店）は、ヴィトルウィウスの人体図に触発されてヨーロッパ史の地下水脈をたどった力作である。謎解きの部分はたんなる駄洒落であったり、秘密結社への言及がおざなりであったりするにしても、読者の関心を過去2千年の時空にいざなった功績は大きい。

箱物行政の時代ではない」とか「ダムは無駄！」とかいう世論の高まりがみられる。それに抗していつまでも公共建築物の工事に頼っているのでは、組織としての維持もままならない。それでも人目につく建築工事より土木工事のほうが利益をあげられるというのだから、なかなか業界として反省しづらい。

つい先ごろまで、大規模な流域下水道の問題があちこちで論議されていたものだ。長良川河口堰や有明海の干拓にもおのずと結論が出された。日本全国を都市的な環境に整備すれば良いという時代ではない。むしろ目を都市内部に転ずれば、電柱が林立するのは文明開化依頼の風景であり、下水道整備はまだ100%ではない。電気・ガス・水道のいわゆるライフラインを収めた共同溝を幹線道路に沿って建設する事業は、緒についたばかりである。既存の都市的枠組を豊かにするところから始め、農村、中山間部、山岳地帯の国土整備というメリハリをつけていく必要がある。そうすれば技術者の能力と員数を維持し、技術力も向上し、いずれは海外の土木事業に貢献できる可能性も開けてくる。

そうした方向性からすれば、土木専門の会社はすべからくNGOとしての性格をもち、利益優先から公益優先へと切り替えを図るべき時なのだろう。欧米の植民地帝国においても、植民地で土木事業をする要員は、すぐれて公益の精神を体現し、現地の事情に通じた多文化主義を身につけた人たちが多く、いわゆるひと旗揚げ組は例外だったように思える。こうしたことを口にする、植民地経営のプラス面をことさらに強調する昨今の新保守主義者と間違えられそうだが、筆者はけっしてそのような見解にくみさない。

ここで例にあげたいのは明治初期のお雇い外国人である。名古屋・東海地域との関わりで木曾三川の治水（ほかに淀川水系、福井県三国港など）に功績のあったオランダ人ヨハネス・デ・レーケの名には馴染みがある。彼以外にも、比較的下級の資格に甘んじた多くの若い外国人技術者が、科学技術面で日本の近代化に貢献した。筆者としてはフランス人がどのような分野で活躍し、その人たちが本国でどのような教育をうけてきたのか、また帰国後どのような社会的立場についたかという点に興味がある。医学・理学などを専門とする帝国大学や高等専門学校の教授をのぞけば、概して実業関係の中等教育を受けた人が過半だとおもわれ、経歴は不明であることが多い。フランス文学の中で技術者がどのような役柄をあてがわれているかという問題もふくめ、無名の義人に光をあてることができればと切に願っている。



戦間期フランスと植民地  
——帝国を移動する人びと——  
平野千果子

はじめに

1. 「より大いなるフランス」の形成
2. 植民地出身者たち
  - (1) 交錯する植民地出身者
  - (2) イスラム系の建造物
  - (3) 国際植民地博覧会
3. 植民地学校—エリート養成の現場から
  - (1) 学校の創設とその思想
  - (2) 植民地からの学生たち

おわりに

はじめに

近年、帝国史や帝国主義研究をめぐる議論が盛んであるが、そのなかでフランスの帝国の占める位置は小さいように思われる。ウォーラステインの言う世界システムにおいてフランスが覇権国となったことがないのも、その一因ではあろう<sup>1</sup>。とはいえフランスという国民国家を中心に、他の非ヨーロッパ地域を周辺とした支配体制が形成されていたのは確かである。本稿では、こうしたフランスのいわば公式の領域支配をフランス植民地帝国として、分析の対象とする。

ここではとくに、この公式の帝国が最大規模になった戦間期をとりあげ、その帝国支配の諸相を検討していきたい。フランスは、第一次大戦前の第三共和政期に国民国家の形成をほぼなしてきていたが、これに重なるいわゆる帝国主義の時代には、世界の分割競争にも大きく食い込んでいた。第一次大戦後には、新たにアフリカのトーゴとカメルーン、さらには中東のシリア、レバノンの領域を得たことで、フランスの植民地帝国は1931年の段階で、面積は1,236万平方キロ、人口は6,400万人を数えるまでにいたっている<sup>2</sup>。

他方、世界の分割が完了した戦間期は、こうした他地域の支配に対して世界的なレベルで疑問が投げかけられるようになるときでもある。第一次大戦後のウィルソンの14か条を契機とするものであるのは、言うまでもあるまい。現実には民族自決の原則がアジアやアフリカに適用されることはないものの、領域支配の正当性を直截に主張できなくなったことの意味は大きい。第一次大戦後に、新たにいずれかの列強の支配下におかれた地域に「委任統治領」という名称が与えられたのは、その一端を示している。帝国は完成と同時に、崩壊への芽を宿し始めたわけである。そうした状況は、植民地における民族運動の台頭を促し、第二次大戦後の本格的な独立運動へ、という基本的な動きにつながっている。

ただしフランス領について考えた場合、この図式にはやや留保が必要である。確かに、第一次大戦前から種々の形での民族運動が展開されていたインドシナをはじめ、いくつかの地域でそうした動きは拡大していった。モロッコのリフ地方で「リフ共和国」の独立宣言が出されたことは、その主要な例である。シリアでも1925～27年には反乱が起きている。しかし14か条から民族運動の昂揚、ひいては独立運動へ、という図式は、戦間期のフランス植民地全体に当てはめられるものではない。むしろこの時期の民族運動には、独立への志向よりは、本国人と同等の権利を得ようとする傾向が濃厚であった。ヨーロッパの圧倒的な経済力や技術力を前に、フランス

---

<sup>1</sup> 帝国、帝国主義論については、木畑洋一「現代世界と帝国論」『歴史学研究』776号<特集：帝国への新しい視座>2003年6月号を参照。フランスによる植民地化の歴史が看過されがちである点については、拙著『フランス植民地主義の歴史—奴隷制廃止から植民地帝国の崩壊まで』人文書院、2002年、序章を参照されたい。

<sup>2</sup> Xavier Yacono, *Les étapes de la décolonisation française*, Paris, PUF, 1994(6e ed), p.6.

と連携して政治的、社会的権利の獲得をめざす立場である。権利の面においてフランスへの「同化」を求める傾向と言ってもよい<sup>3</sup>。フランス領であること自体を問い直す動きは、全体としてはこの時期まだ前面に現れてはいないのである。

このように植民地を取り巻く状況や人びとの動きに目を向けると、両者の関係は単純に支配と抵抗とくくれない部分もある。この時代は帝国内での人の移動が増えていくときでもあり、本国における植民地出身者の存在を含めた視点から見なおすことが、フランス帝国史研究にも新しい視野を開いてくれるだろう<sup>4</sup>。そこで以下の行論ではまず、戦間期のフランス植民地帝国をめぐる呼称を軸に検討し、次に本国に姿を見せる植民地出身者について、いくつかの例を取り上げる。最後に直接的に植民地に携わる人材を育成した組織である植民地官僚の養成学校から、考えることとする。

## 1. 「より大いなるフランス」の形成

フランス植民地帝国については、戦間期にいくつかの名称が広まっていく。本節のタイトルに掲げた「より大いなるフランス」(la plus grande France)も、そのなかの一つである。ここではそれらの名称をみていくが、それに先立ってフランス植民地の形成の過程を振り返っておきたい。

フランスでは1830年のアルジェ派兵以来、ナポレオン3世の第二帝政期を通して、外部への進出はほぼ継続されてきたが、面の支配という意味ではいわゆる帝国主義の時代の拡張が決定的であった。1880年から95年の15年間で、面積においても人口においてもフランスの領域は1.5倍にまで膨れ上がった。この時期の急速な拡張は「植民地ルネサンス」(la Renaissance coloniale)<sup>5</sup>とも呼ばれている。

この植民地ルネサンスの時代のフランスは、大革命の嫡子を自任する新たな共和主義体制による国民国家の形成期でもあり、「革命の制度化」が着実に進められていった。それと並行して支

<sup>3</sup> こうした側面を扱った論集として以下を参照。G. Wesley Johnson, *Double Impact: France and Africa in the Age of Imperialism*, Westport and London, Greenwood Press, 1985. ただし本論であげた以外にもフランスの動きが見られた地域は少なからずある。たとえば南太平洋のニューカレドニアは、フランス植民地史の通史で言及されることの少ない遠方の弱小植民地だが、ここでは植民地化の初期のころからフランスへの抵抗運動が展開されていた。1860年に6万人だった人口が、1918年には2万7000人にまで減少しているが、このような状況を引き起こした植民地化の現実が、反フランス運動の背後にはあるだろう。Cf. Rosèlene Dousset-Leenhardt, *Colonialisme et contradiction: Nouvelle-Calédonie 1878-1978*, Paris, L'Harmattan, 1978, 2e ed.; Jean Martin, *Lexique de la colonisation française*, Paris, Dalloz, 1988, pp.274-275. フランス領は、植民地化された時期やその当時の現地の状況、植民地化の進展の状況などにより、個別に検討される必要がある点は、明記しておきたい。

<sup>4</sup> 近代フランスの植民地主義の歴史を包括的に扱ったものとして、前掲拙著がある。また戦間期に関する研究は、経済史を除くとさほど蓄積はない。ここではさしあたり以下をあげておく。杉本淑彦「フランス映画・文学のなかの帝国」『歴史評論』601号、2000年5月、拙稿「戦間期のフランスにみる「文明化の使命」と植民者」『西洋史学』189号、1998年6月。

<sup>5</sup> Georges Hardy, *Histoire de la colonisation française*, Paris, Larose, 1943(4e ed), p.228.

配領域が急速に拡大したことは、いわば「植民地化の制度化」をももたらしたと言ってよい<sup>6</sup>。たとえば新たに獲得された領域が、仏領インドシナ連邦（1887年）、仏領西アフリカ（1895年）、仏領赤道アフリカ（1910年）などとして、整備されていくのはその端的な例である。

制度化は領域の整備にかぎられない。1885～90年ごろからは植民地拡張への圧力団体も次々と誕生した。それらは通常、植民地党(*le parti colonial*)と総称される。はじめは議会内に生まれた植民地党の各団体には、政治家や学者だけではなく民間人も所属し、幅広い分野から人材が集まった。植民地をめぐるさまざまな利害をもつ人びとが、団体を結成するなどして自ら制度化を進め、それぞれの利害を主張する形を整えていったのが、この時期であった。

本稿でも後に取り上げるが、1889年には植民地行政官を養成する場として植民地学校(*L'Ecole coloniale*)が設立されたし、1894年には植民地省が海軍省から離れて独立した機関となった。学問分野においても植民地は存在感を示していく。植民地の拡張は地理学の発展と表裏一体のものであったが、1885年にはパリ大学に植民地地理学の講座が開設されている。

「フランス植民地帝国」(*l'Empire colonial français*)という名称は、この1890年ごろから使われ始めたとされる。18世紀後半に登場した「大英帝国」(*British Empire*)にならったものである<sup>7</sup>。この名称に関しては、フランス語の帝国 *empire* は、第三共和政に先立つ帝政と同じ単語であり、第三共和政期には帝政をも意味する「帝国」の頻度はさほど高くなかったとする見解もある。だが「植民地帝国」は、19世紀から20世紀への世紀転換期には学校教科書にも記載されていく<sup>8</sup>。1890年代は、海外領土が急速に拡張される中で反対派の声が次第に小さくなり、植民地党が勢力を伸張する時期でもあった。現実の広大な植民地を前に、このような呼称が生まれる素地は整っていたと言えよう。

その後、第一次大戦の惨禍はヨーロッパに甚大な影響を与え、フランスでも「精神の危機」や「自信喪失」の時代を迎えることになる。しかし植民地については、一部では非ヨーロッパ地域の文化や芸術に目を開かせ、ヨーロッパ自らを相対化する視線を養ったという側面がある。また他方で、戦争に植民地の人員や物資が大量に投入されたことは、植民地の有用性が強調される結果となった。戦争を経て、むしろ植民地はフランスにおいてその存在意義を確かなものにしたようにみえる。

そして戦間期、さらに領域を拡大したフランス植民地帝国は、さまざまに称されていく。それらを列挙するなら、「外部のフランス」(*la France extérieure*)、「世界の五地域からなるフランス」(*la France des cinq parties du monde*)、「一億人のフランス」(*la France de cent millions*)

<sup>6</sup> 前掲拙著、223～230ページ。

<sup>7</sup> *Martin, op.cit.*, p.146. またオクスフォード英語辞典（1991年版）によれば、大英帝国という呼称は1768年から使われている。

<sup>8</sup> Cf. Gauthier et Deschamps, *Cours moyen d'histoire de France*, Paris, Hachette, 1906, p.157.



d'habitants)、「海外フランス」(la France d'outre-mer)、「より大いなるフランス」(la plus grande France)などである<sup>9</sup>。「一億人」というのは植民地と本国の人口をほぼ合わせた数だが、これも歴史的に人口増加率の高くなかったフランスとしては、植民地の意義を強調するに適した表現となっていたはずである。

ここでは最後の二つ、「海外フランス」と「より大いなるフランス」について少し言及しておきたい。まず「海外フランス」だが、一世紀間にわたる学校教科書の分析をしたマニユエラ・セミデーによれば、民族自決の原則が謳われていく第一次大戦後、とくに1930年代以降には「植民地帝国」よりも「海外フランス」の方が、教科書には頻出するようになるという<sup>10</sup>。植民地がフランスの延長であることを、よりよく表わすものだと捉えられたようだが、第二次大戦を経ると、「植民地」はまさにこの「海外フランス」という言葉に置き換えられていく。1946年には植民地省が海外フランス省になったし、海外県や海外領土(départements d'outre-mer, territoires d'outre-mer)も正式に設置されている。そうした状況からすれば、「海外フランス」は「植民地」の正当性がより明確に否定される時代にも通用する、中立的な意味合いの言葉として登場したと言えるだろう。

つけ加えるなら、1913年に創設された「フランス植民地史協会」(Société d'histoire des colonies françaises)は、脱植民地化の中で1959年にやはり「海外フランス史協会」(Société française d'histoire d'outre-mer)と改称し、創設当初から発行されていた『植民地史雑誌』(Revue de l'histoire des colonies)も『海外フランス史雑誌』(Revue française d'histoire d'outre-mer)に衣替えしている<sup>11</sup>。

「より大いなるフランス」の方は、日本語には「最大のフランス」と訳される場合が多いが、これも英語の Greater Britain (Charles Dilke, 1863) を取り入れたものとされる<sup>12</sup>。その意味で忠実に訳すなら「より大いなるフランス」、あるいは「より広大なフランス」ぐらいだろうか。ただし『植民地の無意識』を著したエリザベス・エズラが述べているように、各人の歴史的な見

<sup>9</sup> これらの名称はこの時代の多くの書物に頻出しており、教科書などにも取り込まれている。これらがすべて戦間期の造語ではないが、一般化するのはこの時期である。

<sup>10</sup> Manuela Semidei, "De l'empire à la décolonisation à travers les manuels scolaires français", *Revue française de Sciences politiques*, XVI-1, fev.1966, p.69.

<sup>11</sup> この雑誌は扱われるテーマの広がりに合わせて2001年から名称を『海外：歴史雑誌』(Outre-mer: *Revue d'histoire*)に変更している。植民地をテーマとした出版物は戦間期に隆盛をきわめたが、今日まで続く歴史を考えれば、この雑誌の名称の変遷は一つの指標とみてよい。

<sup>12</sup> Cf. Charles Dilke, *Greater Britain*, 1863, cité dans Jean Ganiage, *L'expansion coloniale de la France*, Paris, Payot, 1968, p.41. この表現は1903年が初出とする説 (Jacques Leotard, dans Robert Aldrich, *Greater France: A History of French Overseas Expansion*, London, MacMillan Press, 1996, p.326)、1909年が初出とする説 (Henri Vast, *La plus grande France: bilan de la France coloniale*, Paris, 1909, cf. Herman Lebovics, *True France*, Ithaca and London, Cornell University Press, 1994 (1st ed. 1992), p.67, note 24) などがある。また Léon Archimbaud, *La plus grande France*, Paris, Hachette, 1928 はこの表現とともに、当時話題になった書物である (Ch.-R. Ageron, *France coloniale ou parti colonial*, Paris, PUF, 1978, p.253)。

方や語感によって「最大の」フランスという意味合いを込めて用いることも十分に可能であろう<sup>13</sup>。いずれにせよこの表現は、戦間期の広大な領域を象徴する言葉として、広く使われることになる。そこには「フランスの偉大さ」(la grandeur de la France)という、後にドゴールがよく口にする表現につながるものが垣間見られる。

このように種々の名称が生まれたことは、フランス自身がその所領を謳歌していたことの表れでもある。20世紀の前後に整えられつつあった植民地に関する諸制度も、この時代にそれぞれの形で進展をとげていく。その一例として、再び植民地党にふれておこう。植民地党については、草創期の帝国主義の時代のこととして語られる場合が多いが、実際に植民地に関連する諸団体が最も会員数を増やしたのは、この戦間期であった。1914年に58だった団体数は、1938年には100あまりを数えるまでになる。最大規模のものは、1921年に二つの団体が合併して生まれた「海洋植民地同盟」(le League maritime et colonial)で、発足当初の会員数4万5000人は、1930年には10万人ほどにもなった。植民地にかかわる議員の数も増え、1920年には167名が何らかの団体に加入していたが、1937年3月には250名を数えた<sup>14</sup>。これは前年の36年に選出された人民戦線政府のときにあたる。植民地への賛否は政治勢力の左右を分けるものでなかったことが改めて確認されると同時に、何よりも植民地の領有が広汎に支持されていったことがうかがえよう。

戦間期には領土の拡大が一段落し、交通手段も広がったことで、本国と植民地の行き来は双方の側にとって増大する。次にさまざまな形で宗主国フランスにやって来た植民地出身者に、視線を移していくことにしよう。

## 2. 植民地出身者たち

### (1) 交錯する植民地出身者

植民地出身者がフランスの側に身をおいてきた歴史は長い。最大の例は兵士であろう。フランスが領域支配を拡大する過程で、戦闘員としてフランスに加担してきた者たちである。それはフランスが、現地で諸民族の対抗関係を利用したという側面が強い。すでに北米大陸やインドにおいて、現地人と組んでイギリスと戦ったことは知られている。19世紀についてはまず1841年12月7日の政令によって、アルジェリア人の歩兵と騎兵を投入する法的根拠が作られた<sup>15</sup>。アルジェリア征服戦争開始後11年目、支配のごく初期のころである。以後アルジェリアのイスラム教徒たちは、アルジェリア征服戦争の間はもちろん、ナポレオン3世の時代にはイタリアや、

<sup>13</sup> Elizabeth Ezra, *The Colonial Unconscious: Race and Culture in Interwar France*, Ithaca and London, Cornell University Press, 2000, p.3

<sup>14</sup> Charles-Robert Ageron, "Le parti colonial", *L'Histoire*, H.S. no.11., 2001, p.30-32.

<sup>15</sup> Belkacem Recham, *Les musulmans algériens dans l'armée française; 1919-1945*, Paris, L'Harmattan, 1996, p.10.

遠く南米のメキシコにまで派遣されるのである。

植民地出身者が20世紀の二つの世界大戦に登用されたことは、しばしば言及される。だがそれだけではなく、戦間期にも着実に植民地出身者はフランス軍に登録されている。表面的には穏やかにみえる時代でも、軍が活躍する場は決して途切れることがなかった。アルジェリアの兵士に限ってみると、戦間期にフランス軍に志願した数は、年間1万人を境に上下している。最も志願兵が多かったのは1920年だが、それはアルジェリアの農村が大規模な飢餓に襲われたときである<sup>16</sup>。征服の初期のころからイスラム教徒同士が争った北アフリカでは、その後も直接戦場でぶつかることは少なくなかった。戦間期のモロッコでリフ戦争が起きたときには、モロッコ出身者からなる連隊も鎮圧のためにリフに送り込まれている。

植民地部隊の中にはフランス本国に駐留するものもあったが、多くは海外に展開していたので、フランス国内では姿が見えにくい。だが理由の如何にかかわらず、フランス軍内の植民地出身者はフランスのための死をも厭わない存在として、実数以上に「フランスにつくす植民地」というイメージの醸成に貢献したであろう。

このような流れとは反対に、戦間期のフランスには後に民族運動を担うことになる人びともいた。ベトナムの指導者ホー・チ・ミンや、アルジェリアのメッサリ・ハジなどは、その代表的な例である。さらにこれら少数の民族運動家に加え、戦間期の新たな特徴の一つとして、植民地出身者がフランスで集団として語られるようになったがあげられる。その代表的な存在として、とくにこの時期により可視化されてきたイスラム系の移民労働者たちがいる。

フランスへの移民の歴史を通観すると、戦間期に最も増えるのはポーランド系である。第一次大戦前から議論を呼んでいたイタリア系の移民は、1931年で80万人を越えるが、新たな東からの移民として急増したポーランド系は、同じ年に50万人を数えた<sup>17</sup>。これらの大量の移民に比べると、植民地出身者はまだ影が薄いものの、最新の研究によれば1920年から24年の5年の間に渡仏したのは、アルジェリア人だけでも21万3023人にのぼる。彼らは仕事に応じてフランスと北アフリカを行き来していたので、定住の割合は高くなく、このうちフランスに残ったのは5万6758人だという<sup>18</sup>。それでもフランスに住む北アフリカ系の人びとの数は確実に増え、公式の数字でも1936年には8万4600人とされる<sup>19</sup>。

1930年代には大衆向けの雑誌が、イスラム系住民を特集として取り上げることもあった。この種の特集が組まれること自体、彼らの存在がすでに部分的には顕在化していたことを示して

---

<sup>16</sup> *Ibid.*, p.52.

<sup>17</sup> David Assouline et Mehdi Lallaoui, *Un siècle d'immigrations en France: 1919-1945*, Paris, Syros, 1996, pp.14 et 29.

<sup>18</sup> Jacques Simon, *L'immigration algérienne en France: des origines à l'indépendance*, Paris-Méditerranée, 2000, p.61.

<sup>19</sup> Assouline et Lallaoui, *op.cit.*, p.42.

いる。中心的な送り出し国のアルジェリアなどには、非合法の密航者を仲介する業者も出現し、雑多な貨物の間に密航者を入れてフランスに送り出している、という記事も載せられている<sup>20</sup>。ヨーロッパ系に比べれば圧倒的に少数とはいえ、仕事を求めて闇ルートでフランスに渡ってくるマグレブの人びとは、今日のフランスにおけるイスラム系移民の淵源ともいえる存在である。

こうして可視化されてきた人びとを、フランス本国はどのように扱っていくのだろうか。労働力の必要にせまられていたとはいえ、本質的にヨーロッパ系と異質の人びとの存在が急速に増えていく状況は、政府に何らかの対応を促さずにはおかない。実際、戦間期にフランスにわたってきた移民労働者たちに対しては、景気の変動を後追いする形で本国政府は法制を変化させていく。その動きを追うことは重要だが、旧植民地系の移民労働者について論じるのは別の機会に譲り、ここではあえて、イスラムにまつわる二つの建造物から考察を進めていくことにしたい。そこには単にフランスがイスラム系の人びとを敵視しただけではない、異なる側面が映し出されているからである。

## (2) イスラム系の建造物

ここで取り上げる一つ目の建造物は、パリ中心部の5区に今日も残るイスラム教寺院(モスク)である。「パリのモスク」(la Mosquée de Paris)の公式サイトでは、第一次世界大戦、とりわけ1916年のヴェルダンでの戦いで「フランスを解放する」ために命を落とした数万のイスラム教徒の犠牲者に敬意を表する場として、フランス政府がこの寺院の建設を決定したと紹介されている<sup>21</sup>。土地はパリ市の無償提供である。1920年には国民議会在が50万フランの拠出を可決し、その後1922年から5年をかけて完成された。

では犠牲者を悼むはずのこのモスクは、公式サイトが述べるように、イスラム系の労働者に祈りの場を提供したのだろうか。実際には移民労働者たちは都市の周辺部に住んでいる場合が多く、パリの中心に位置するモスクに来るのは難しかったようだ。実はフランス政府の狙いは本国の労働者ではなく、ドイツにあった。ドイツは第一次大戦中、イスラムの擁護者を自任して、中東から北アフリカのイスラム圏に向けて宣伝活動を行っていた。そもそも大戦前の1913年に末期のオスマン帝国との間に軍事協定を結んでおり、ドイツがイスラム圏に対して好意的であると示すのに好都合な状況も生まれていた。北アフリカからブラックアフリカのイスラム圏に重要な植民地をもっていたフランスが、これへの対抗措置として考えたのが、首都パリでのモスク建設であった<sup>22</sup>。大戦前からそうした案も一部で出されていたが、ようやく大戦中の1916年に立

<sup>20</sup> "Islam dans les faubourgs", *Voilà!*, no.97, le 28 janvier 1933.

<sup>21</sup> [http://www.mosquee-de-paris.net/cat\\_index\\_37.html](http://www.mosquee-de-paris.net/cat_index_37.html)

<sup>22</sup> Neil MacMaster, "Imperial Facades: Muslim Institutions and Propaganda in Inter-War Paris", in Chafer et Sackur, *Promoting the Colonial Idea: Propaganda and Visions of Empire in France*, New York,

案にこぎつけた。

このときフランスは、イスラム圏に友好的な姿勢を示すのに、まずメッカやメジナへの巡礼を保障することに腐心した。この地は当時オスマン帝国の版図にあったため、結果としてドイツ側にあったのだが、周知のように聖地メッカを含むアラブ人地域はフセイン・マクマホン協定によって、明確にオスマン帝国に反旗を翻すようになった。つまり聖地は、ドイツに敵対する地域になったことになる。フランスはこうした変化を利用して、北アフリカ出身者の聖地への巡礼を可能にするため、まずメッカとメジナの建造物を購入しようと考えたのである。その基金を準備する組織である「イスラムの聖地の永代財産協会」(La Société des Habous des Lieux Saints de l'Islam)は、すでに1917年2月に設置されている<sup>23</sup>。

こうした過程を経ながらモスク建設の計画は戦後に着々と進み、1926年に落成式を迎えた。そしてそこには来賓として、モロッコのスルタンが招待されていた。先にも述べたが、モロッコ北部では1923年、フランスやスペインの支配に抵抗するイスラム教徒が「リフ共和国」の独立を宣言しており、仏西連合軍はそれを打倒すべくリフ戦争を25年から戦っていた。落成式が行なわれたのは、リフ共和国の崩壊からわずか6週間後のことである。フランスがイスラム諸国の支持を得ていることを示すものとして、モロッコのスルタンの訪問が格好の素材となったことは、想像に難くない。財源が不足していたフランスは、イスラム諸国に広く支援を呼びかけて寄付を集めてもいたし、ドイツに対抗するための宣伝材料には事欠かなかったはずである。実は寄付の呼びかけなどを積極的に行ない、モスク建設にとくに熱心に協力したのは北アフリカのモロッコとアルジェリアであった。モロッコは最も多額の基金を拠出しており<sup>24</sup>、落成式にスルタンが出席したのもそうした流れの中にある。

このモスクの初代代表になったのは、アルジェリア人のベン=ガブリ(Kaddour Ben Ghabrit)であった。ベン=ガブリはアルジェリアだけではなく、モロッコのフェズでも研鑽を積んでおり、その豊かな才能を買われてモロッコの行政府に登用されていた。フランス政府とイスラム諸国との交渉を担った彼は、フランスの側に立ちながら「フランスのイスラム」を形にしたいと考えた<sup>25</sup>。このような事業にフランスの植民地が積極的に貢献したことは、ドイツ向けにとどまらず、フランスの支配の正当性を世界に誇示するものとなったであろう。その意味でもリフ戦争終結直後の落成式、というのは絶妙のタイミングであった。

---

Palgrave, 2002, pp.72-73.

<sup>23</sup> メッカとメジナに実際に土地を購入し、具体的に計画が進められていくのは第一次大戦後の1922年からである。Alain Boyer, *L'Insitut musulman de la Mosquée de Paris*, Paris, CHEAM, 1992, pp. 23 et 27.

<sup>24</sup> *Ibid.*, p.28.

<sup>25</sup> MacMaster, *op.cit.*, p.73. ベン=ガブリについては以下による。

[http://www.mosquee-de-paris.net/cat\\_index\\_41.html](http://www.mosquee-de-paris.net/cat_index_41.html). ベン=ガブリはモロッコのフランス人総督リヨテの信頼も厚かった。ちなみに注27に示すように、パリのモスクは拠点をアルジェに定められたこともあり、今日ではアルジェリア系イスラムの組織として、大きな発言力をもつ団体となっている。

繰り返したが、戦間期のフランス植民地の間では、ハジのように独立をめざす潮流は少数派で、多くの民族運動家はフランスへの「同化」を求めていた。たとえばアルジェリアでは、フェルハート・アッバスがその代表である。彼の主張は、北アフリカの人びとにとってアイデンティティの拠りどころであるイスラム教徒という身分を維持したまま、フランス市民権を獲得するというものであった。だが当時はイスラム教徒がフランスで市民権を得るには、まずイスラムの棄教が前提とされていた<sup>26</sup>。フランスは異教徒の被支配者に何らかの権利を与えるのには、きわめて慎重だったのである。

そのような状況に照らしてみると、モスクの特異性が浮かび上がる。ベン=ガブリに代表されるモスクの目的は、イスラムを拒否しようとするフランスにおいて、むしろイスラムであることを武器に発言権を得ようとするものであった。それが可能だったのは、このモスクの存在自体がフランスの利害に合致していたからである。フランスは、イスラムを棄教しない個人は受け容れなかったが、イスラム圏、ひいては世界に訴えられる組織としてのモスクには十分な利用価値を認めていた。逆説的だが、モスクはイスラム教徒が、個々人の市民権はないままに、公にフランスに協力することで、イスラム教徒として活動することを、可能にしたのである。

それに加えて、1905年にはフランスで政教分離法が制定されていたことも想起しておこう。この法によれば、本来いかなる宗教も公的な財政支援は得られないはずである。そこでフランス政府は「イスラムの聖地の永代財産協会」を宗教団体ではない形にし、かつ本部をアルジェに置いて、この協会が主体となって事業を進める形を取った<sup>27</sup>。政教分離法は海外領土には厳密に適用されていなかった状況をついたものである。こういう形態をとっても、もちろん実質的にはフランス政府が公的支援をしたことには変わりはない。第一次大戦後には、政教分離や公的空間の世俗性(*laïcité*)の厳格さをめぐる議論が低下していたという状況もあろうが、戦間期のフランスではイスラムは「脅威」というよりは、何らかの形で利用すべき対象であったといえるだろう。

フランスとイスラムの友好のために建てられたモスクは、祈りの場だけではなく、図書館や宿泊所、レストランなども備えた複合施設であった。さらにモスク建設と同時に、イスラム学院 (*l'Institut musulman*) も設置された。そしてこれらの組織が視野に入れていたのは、言うまでもなくエリートである。ベン=ガブリは「イスラムの名士」と「フランスのエリート」とはつき

<sup>26</sup> フランスでは、植民地出身者がイスラム教徒のままにフランス市民権を取得することへの忌避感根強く、第二帝政期の1865年に帰化に関する条例が定められたときから、市民権の取得にはイスラムを棄教を前提とするというのは、一貫した方針であった。人民戦線政府のときにも一部エリートのイスラム教徒にフランス市民権を与える法案(ブルムーヴィオレット法案)は否決されている。前掲拙著、132～133、225～228頁。

<sup>27</sup> Boyer, *op.cit.*, p.21. 永代財産協会は公的支援を受けるため1921年12月、1901年の結社法に基づく組織(拠点はアルジェ)、すなわち1905年の政教分離法による宗教団体ではないというように、その地位が変更されている。Cf. <http://www.mosquee-de-paris.org/Conf/Histoire/V02.pdf>

り述べている<sup>28</sup>。モスクには、経済力も政治力もない移民労働者が入る余地は当初からなかったのである。

つまりモスクからは貧しい労働者は排除され、「フランスにおけるイスラム」の大きな部分が隠蔽されていたわけだが、そうした労働者のために提供された場の一つとして、イスラム教徒向けの病院があった。これが戦間期の二つ目の建造物である。貧しい移民労働者を収容するための病院は、場所の選定に手間取った。パリの中では地価が高すぎ、また移民が集中するのを忌避する地域もあったからだ。最後は「赤い郊外」を売り物にしようとするパリの北東、セヌ=サン=ドニ県の県庁所在地ボビニーに決まった。慣習の違う「原住民」が他の入院患者などを脅かし何らかの問題が生じるのを防ぐ、という病院の提案を、パリ市は支持している<sup>29</sup>。遠方に住むイスラム系移民がこの病院にかかることを強制されたのは、そのためである。病院の敷地には、イスラム教徒の墓地も作られた。5000～6000人を埋葬できるこの墓地には小さな寺院も付設されていたが、それら全体を監督したのはパリのモスクの代表であるベン=ガブリである<sup>30</sup>。モスクがパリ市民の憩いの場や国際的な宣伝の場として機能したとすれば、病院はまさに「異邦人」を周囲から分断し管理するために建てられたのであり、それを最も近くで仕切ったのは、ほかならぬアルジェリア人であった。

竣工は1930年だが、これがアルジェリア征服100周年と重なっていることにも注意をしておきたい。祝祭と重ねられることで、労働者が公的空間から隔離されている現実が見えにくくなるからである。先に引いたメッサリー・ハジは、すでに独立を主張する急進的グループを率いていたが、彼はスルタンのモスク訪問や、この病院のあり方にも批判を展開していた。これらの建造物ができた経緯からすれば、それはまさに「フランス植民地主義の片棒を担ぐ」<sup>31</sup>ものであった。最下層に位置づけられた移民労働者たちは、ハジらの民族運動の大きな温床を提供してもいく。

### (3) 国際植民地博覧会

本節の最後に視点を変えて、自発的にフランスに来たのではなく、フランス政府が連れてきた植民地出身者たちに一言だけふれておこう。フランスでは19世紀の後半から、パリだけではなく地方都市においても次々と博覧会が開催されており、そうした機会に現地人を使った店舗や見世物などを通して、植民地の生活情景が「展示」されてきた。単独に「黒人村」などの企画が行なわれ、アフリカから連れてこられた人びとが地方都市を巡業することもあった。19世紀末か

<sup>28</sup> [http://www.mosquee-de-paris.net/cat\\_index\\_41.html](http://www.mosquee-de-paris.net/cat_index_41.html)

<sup>29</sup> MacMaster, *op.cit.*, p.77. この墓地は今日でも使われている。Cf. *Le Point*, 19 octobre 2001.

<sup>30</sup> Simon, *op.cit.*, pp.82-83.

<sup>31</sup> *Ibid.*

らは「順化園」(jardin d'acclimatation)でも黒人が展示される機会が増え、パリのミュージック・ホールでも黒人たちは見世物にされている<sup>32</sup>。

1931年の国際植民地博覧会は、公的に組織された「人の展示」の規模では、おそらく最大になるだろう。10年以上の歳月をかけて準備されたこの一大イベントは、パリの東郊外のヴァンセンヌの森で開催された<sup>33</sup>。アルジェリア征服100周年の翌年という時期的なものもあり、本国人の目を植民地に向けさせる一つの大きな契機になったことは間違いない。半年ほどの間に外国人も含め、およそ800万人が訪れたとされるこの博覧会には、たとえばチュニジアなどは、店舗に配置する人員だけでも480名を送ってきている<sup>34</sup>。

ではどのような人がパリに送られたのだろうか。公式の報告書によれば、パリの市民の目に触れることになったのは、十分に選別された人びとであった。仏領赤道アフリカから選ばれた職人は「たいへん器用で行ないがきわめてよく、申し分のない身なり、品行方正な」本職の者たちであったし、第一次大戦後ドイツから得たカメルーンやトーゴから来たのは、フランス語を理解し話せる者たちである。マダガスカルからは名士たちが送られてきた。つまりいずれも決して出身も定かでないような者が参加したのではない。マダガスカル代表団には、博覧会の後もフランスにとどまって勉学を続けることを許された者もいた<sup>35</sup>。世界第二の植民地帝国が主催する博覧会には、首都で「展示」しても恥ずかしくないよう、十分に吟味され選別された「優良な」者たちが、公的に導入されたのである。

もちろんすべてが社会的に恵まれた地位の出身だったわけではないし、少なからず苦痛をともなう参加した者たちもいた。見物客との間に小競り合いが起きる場合もあった<sup>36</sup>。だがフランス人の異国趣味を満足させるような衣装に身をつんだ人びとは、多くの場合、フランスに従順な植民地の人間をみせた。フランスの支配に間接的に加担した形である。本国の最下層の労働に従事する移民労働者たちの存在とは無関係に、いわば政府のお墨付きでフランスにやって来たこれらの人びとは、モスクとは違った意味で架空の植民地社会をパリに現出させたのである。

以上のように戦間期のフランスには、植民地出身の労働者から上層の者までが交わることなく存在した。そうした人びとが急速に増加するのと並行して、この時期にさらに異なる立場で植民

<sup>32</sup> Cf. Odile Goerg, "The French Provinces and 'Greater France'", in Chafer et Sackur, *op.cit.*: Pascal Blanchard et Nicolas Bancel, *De l'indigène à l'immigré*, Paris, Gallimard, pp.18-19.

<sup>33</sup> 植民地博覧会についてはさしあたり以下をあげておく。Catherine Hodeir et Michel Pierre, *L'exposition coloniale*, Bruxelles, Complexe, 1991; Charles-Robert Ageron, "L'exposition coloniale internationale de 1931", in Pierre Nora (ed), *Les lieux de mémoires, I. La République*, Paris, Gallimard, 1984 (シャルル＝ロベール・アジュロン、拙訳「1931年の国際植民地博覧会」『記憶の場』第2巻、岩波書店、2003年)

<sup>34</sup> Général Olivier, *Rapport général: Exposition coloniale internationale de 1931*, t.5, 2e partie, Paris, Imprimerie nationale, 1933, p.120.

<sup>35</sup> *Ibid.*, pp.392, 456, 524.

<sup>36</sup> 展示用の人のリクルートについては、たとえば以下がある。Hilke Thode-Arora, "Hagenbeck et les tournées européennes: l'élaboration du zoo humain", in Nicolas Bancel et al., *Zoos humains*, Paris, La découverte, 2002. またアジュロン、前掲論文も参照。



地にかかわった日本人、あるいは本国にきた植民地出身者がいた。最後の節ではその一例として、植民地学校を素材に検討したい。

### 3、植民地学校—エリート養成の現場から

#### (1) 学校の創設とその思想

19世紀末から行なわれた「植民地化の制度化」の中で、植民地学校は日本ではまだほとんど紹介されていない<sup>37</sup>。植民地出身者が本国に増えてくる時代について、植民地官僚の養成を目的としたこの学校に目を向ける意味もあるだろう。本章では学校そのものの分析ではなく、こうした組織を通してみられる本国と植民地のかかわりを考えていきたい。

植民地学校については、この発展に大きく貢献した歴史家ジョルジュ・アルディ (Georges Hardy) 抜きには語れない。1889年の発足当初から植民地学校には、植民地の行政官と司法官を独占的に養成することへの反感が強かった。しかも当時はまだ植民地拡張の一方で、それへの反対も払拭されてはおらず、優秀な学生を集めるのには必ずしも成功していない。こうした学校の改革を進めてその衣替えに中心的な役割を果たしたのが、高等師範学校を出た歴史の教授資格者のアルディであった<sup>38</sup>。1926年に校長に就任したアルディは、法学を中心に実学を重視していた授業科目を改編し、地理学や民俗学など人文科学系の幅を広げて教養科目を充実させている。また植民地現地の状況に関する科目を増やし、アフリカの歴史や植物学、動物学、地質学、農学なども導入した。学生募集については、若者の関心を喚起するために大都市の高校に準備学級を設けたりしている。アルディ退任直後の34年には、名称も「国立海外フランス学校」(l'Ecole nationale de la France d'outre-mer)と変わった(以下、植民地学校時代を含め、ENFOMと記す)。1節で述べた呼称とも大いに関係ある変更であろう。その後は1959年、非植民地化の中での閉校まで植民地へ人材を送り続けるのである。

戦後にドゴールの主導によって国立行政学院(ENA)が設立されるまで、限られた分野とはいえ、ENFOMは事実上、フランスで唯一「高級官僚」の養成を目的とする学校だった。第二次大戦後は、たとえばアルジェリアに行こうとする者はENAをめざすようにもなるが、ENFOMをそうした地位にまで引き上げたのはアルディの功績である。もちろんENFOMのような組織が

<sup>37</sup> 植民地学校については行政官の回想録の類は多いが、学校そのものの研究は決して多くはない。主要なものとしては以下がある。William B. Cohen, *Empéteurs sans sceptre* (traduit de l'anglais, *Rulers of Empire: the French Colonial Service in Africa*, 1971), Paris, Berger-Levrault, 1973; Armelle Enders, "L'Ecole nationale de la France d'outre-mer et la formation des administrateurs coloniaux", *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, avril-juin, 1993. 学校は全体で約4000人を海外に送り出している。

<sup>38</sup> アルディによる改革については、Cohen, *op.cit.*, pp.132-140.

戦間期にその地位を確立したのは、やはり植民地帝国が最大規模になったこの時代を象徴するできごとだったと言えるだろう。学生たちはパリの出身者が多かったが、とくに時代が下るとルイ＝グラン高校や、アンリ 4 世高校など、有名校の出身者の割合が高くなっている。ENFOM の社会的地位の高さが確認される<sup>39</sup>。

それではアルディはどのような植民地像を提示していたのだろうか。その一端を彼の主著である『フランス植民地化の歴史』（第 4 版、1943 年、以下『歴史』）と『19～20 世紀における植民地政策と大地の分割』（1937 年、以下『大地の分割』）にみておこう<sup>40</sup>。『歴史』は植民地学校の教科書として書かれており、4 版が出ていることから明らかなように、学校で読み継がれていた。『大地の分割』は、日本も含めた各列強の植民地化の歴史を扱った書き下ろしである。歴史家アンリ・ベールが 1920 年に創刊した「人類の発展」叢書に収められており、ベール自身が絶賛する前書きを寄せている。ベールは 1900 年に『歴史総合雑誌』を創刊し、いわゆる新しい歴史学の草創に大きな貢献をしたことで知られている。本書は当時の植民地史の代表的書物となっている。

これらの最大の特徴は、植民地化の歴史をきわめて長い視野で描いている点にある。『歴史』では、最初の植民地化としては定石どおりフランソワ一世時代の航海をあげているが、「外への拡張」としての出発点は、かつてガリア人が地中海交易で活躍したことだとし、十字軍遠征も拡張の一つの項目となっている（1～12 ページ）。『大地の分割』では、一時的に海外領土の縮小などがあったとしても、1624 年、すなわちリシュリュー卿が宰相となったときから、海外への拡張は一貫した事業だと述べられている（86～87 ページ）。

植民地とした地域との交流を、歴史的に遡って強調する姿勢は、実は 1931 年の植民地博覧会でも顕著であった。各植民地地域の歴史についての展示では、たとえばチュニジアは 1665 年のルイ 14 世の時代から特別な関係にあると記されたし、セネガルは 1365 年にディエップの船乗りが沿岸に拠点を築いたのが最初だとされている<sup>41</sup>。すでに述べたように、戦間期は民族運動が活発化したときでもある。めざす方向は一律ではなかったが、それらはフランスの優位性を脅かす性質を含んでいた。そうした時代の中で長い歴史を強調することには、フランス支配の正当性を際立たせようとする姿勢が読み取れる。近年になって短期間で領土を拡張した歴史の浅い日本とは違う、という主張とも言えようか。

<sup>39</sup> 20 世紀前半を通してみるとパリ出身者は合格者のほぼ四分の一を占めているが、年ごとの変遷は不明である。Cf. *Ibid.*, p.301. 志願者は第二次大戦期が最も多く、1940～45 年は受験者数 497 名、うち合格者は 87 名、65 人がパリの出身である。Cf. *L'administrateur colonial cet inconnu: Etude historique et sociologique d'une promotion de l'Ecole nationale de la France d'outre-mer*, Paris, l'Harmattan, 1998, p.26.

<sup>40</sup> Hardy, *Histoire de la colonisation*, *op.cit.*; do, *La politique coloniale et le partage de la terre aux XIXe et XXe siècles*, Paris, A.Michel, 1937.

<sup>41</sup> Rapport général, *op.cit.*, pp.80-81 et 114.

このような歴史の提示の方法は、学生の意識にも反映されたはずである。植民地行政官は海外に赴任すれば、即座に現地の人びとと接しながら、さまざまな分野で日々指揮を取ることになる。長い支配の歴史を背景に、指導者としての彼らの優越意識は醸成されていたであろう。当然のことながら「文明化」という思考もしっかり受容されていたという<sup>42</sup>。ただ ENFOM は帝国の担い手を養成する機関であり、行政官たちの意識についてこれ以上強調してもさほど益はないであろう。

ここでは ENFOM の政策的な側面をみておきたい。まずフランスは一般に同化政策だったとされるが、それは革命の理念を伝播するという特殊なフランス史の文脈から、理念として唱えられてきたという性格が強い。同化が具体化した最初の例としてあげられるのは、1848年の奴隷制廃止にともなって、カリブ海などの旧奴隷やセネガルの一部の住民をフランス「市民」(citoyen)として参政権を付与したことである<sup>43</sup>。ただしこの市民権は十全のものではなく、奴隷から「新市民」になった者たちが即座にフランス本国の市民と同等の権利を得たのではない。またそれ以外の圧倒的多数の植民地住民は基本的に「臣民」(sujet)と位置づけられ、彼らが市民になるには、2節でも少しふれたように、種々の条件が課せられていた。

つまりフランスでは植民地に関して、理念としての同化が提示される一方、現実の同化は順調には進められてはいない。フランス語の普及を除けば、慣習や信仰といった文化面での同化は非現実的であった上に、権利の面での同化は支配関係を覆すことにつながると懸念されたからである。中心と周辺という力関係を維持するために、植民地の人びとへの権利の付与には慎重にならざるを得ない。戦間期に植民地の権利が少しずつ拡大されていくのは、基本的には植民地からのフランスへの同化という要求に、フランスがいわば譲歩した結果だと筆者は考えている<sup>44</sup>。この点についてはすでに他所で論じたので繰り返さないが、いずれにせよフランスが植民地に対して同化政策であった、という認識には留保が必要である。

ENFOM は同化政策には当初から批判的であった。ENFOM は基本的に植民地に派遣する人材を養成する組織であり、徹底した現場主義とも呼べる立場を取っていた。第一次大戦期にセネガルの総督になったヴァン=ヴァレノヴェン (Van Vallenhoven) は、その面で ENFOM の伝説的な存在である。オランダ系でアルジェリア生まれという出自の彼は、植民地のことは本国の執務室で決めるべきではなく、現場にいてこそ理解できるという信念で、本国政府からの通達の

---

<sup>42</sup> Cf. Olivier Colombani, *Mémoires coloniales: La fin de l'empire français d'Afrique vue par les administrateurs coloniaux*, Paris, La découverte, 1991. p.200; Jean Clauzel, *Administrateur de la France d'outre-mer*; J.Laffitte et A.Barthélémy, 1989, Concl.

<sup>43</sup> この点については、拙稿「『文明化』とフランス植民地主義—奴隷制廃止をめぐる議論から—」『思想』915号、2000年9月を参照。

<sup>44</sup> フランスはむしろ植民地の同化に後ろ向きで、植民地からの同化の要求に応える形でわずかずつ権利を拡充していったにすぎない。そうした状況を筆者はかつて「フランスが植民地に強制された同化」だと表現したことがある(前掲拙著、223～230頁)。第一次大戦後に、カリブ海に一部社会権が適用されたり、アルジェリア住民の県議会への参政権が拡大されたりしたのは、その例である。

類を斟酌することもなかったという<sup>45</sup>。

何よりも現場を重視するという姿勢は、戦間期に前面に出てくる協同政策に通じるものがある。状況に応じて植民地の現地人を登用しながら、植民地の開発を進めるというもので、この中には現地人のエリートを政策決定の過程に取りこむことも含まれる。ヴァン=ヴァレノヴェン自身がそうした方向を打ち出しているし、第一次大戦後には一部の地域で現地のエリートを取りこんだ政策が実施されてもいく<sup>46</sup>。アルディは先に引いた著書の結論部で、植民地の活用（『歴史』318～323ページ）や植民地との協力（『大地の分割』451～467ページ）などを説いているが、それはそうした主張の延長である。

もっともこれも同化から協同へ、という単線的な変化として捉えるのは短絡であろう。同化への批判は、植民地の権利拡大への批判だったが、協同は植民地の権利拡大にはいたらなかったのだろうか。協同政策は、強圧的な文化面での同化といった性格を打ち消し、植民地の独自性を維持することを前面に出しつつ、現地の協力を得て植民地の開発を進めるというものである。その意味でフランスの利益をより直接的に図る、現実的な対応であるはずだった。だが植民地を開発するという目論見は、植民地の潜在力を底上げすることであり、それは結果として住民自身の力の拡大にもつながりかねない。その過程で現地人を責任ある地位につけるのであれば、なおさら彼らの発言力の伸張が危惧される。

ENFOM関係者は、現地人を登用する前提としてフランスの優位性の確保を主張した<sup>47</sup>が、それは協同政策という名による開発も、植民地の権利拡張に直結しうることを意識していたからに他なるまい。アルディの書からも、現地人の権利の拡大には慎重であるべきだとする立場が十分に読み取れる。事実、協同の名の下に投資をして開発を進めることが提唱されても、予算が可決されない例もあった。戦間期の西アフリカについてアリス・コンクリンは、協同政策による文明化は結局は「強制」労働によって行なわれたと述べている<sup>48</sup>。それは植民地住民の権利拡大を避ける一つの現実的な手段であっただろう。同化にせよ協同にせよ、いずれも植民地の権利拡張につながるというのは、帝国支配が生み出す必然の結果であり、当初から帝国に内在する矛盾に思われる。

---

<sup>45</sup> Cohen, *op.cit.*, pp.100-101. 植民地学校教師の同化政策批判として、たとえば以下がある。Louis Vignon, *Un programme de politique coloniale: les questions indigènes*, Paris, Plon, 1919. とくに植民地の住民を「市民」とし、選挙権などを与えていることが厳しく批判されている。

<sup>46</sup> Alice L. Conklin, *A Mission to Civilize: The Republican Idea of Empire in France and West Africa: 1895-1930*, Stanford, 1997, pp.187ff. フランスの植民地官僚は恒常的に不足しており、現地人の登用はそれを補う意味もあった。協同政策の先駆が19世紀半ばにみられる点については、拙著、第2章。戦間期の協同政策に関しては、Albert Sarraud, *La mise en valeur des colonies françaises*, Paris, Payot, 1923; do, *Grandeur et servitude coloniales*, Paris, Sagittaire, 1931.

<sup>47</sup> Cohen, *op.cit.*, pp.194-195.

<sup>48</sup> Conklin, *op.cit.*, Ch. 7.

## (2) 植民地からの学生たち

それでは ENFOM は、植民地出身者を学生として受け入れていたのだろうか。基本的には門戸は開かれていた。植民地の被支配者を、支配する側の者として教育する機会が設けられていたことになる。生活環境などを考えれば、植民地の若者には圧倒的に不利だったのは容易に想像されるが、仏領ギアナ出身で、20世紀初頭に卒業したフェリックス・エブエ (Félix Eboué) のような例もある。彼は戦間期に黒人として初の AEF 総督に、また第二次大戦期にはドゴールの側近ともなった。1944年にカイロで客死するが、戦後にはパンテオンに埋葬された初の黒人という栄誉も得た人物である<sup>49</sup>。1931年の国際植民地博覧会の会場の近くには「フェリックス・エブエ広場」が残され、その最寄り地下鉄ドメニルの駅名には、「フェリックス・エブエ」の名も並べて記されている。

エブエほど出世する者ばかりでないとはいえ、エブエは植民地出身者が帝国を舞台に社会的上昇を果たした、先駆的な例と言えるだろう。戦間期には植民地からアフリカ人が国民議会議員として選出されるようになる。フランスが全体としては植民地出身者の登用に後ろ向きであったとはいえ、能力のある個人が活躍する余地があったのであり、それは一部のエリートをフランスの側に抱き込むという支配の基本的な姿勢に沿うものであった。

ENFOM についていえば、植民地出身者でこの教壇に立った者たちがいる。とくに植民地の現地語の教育は重視されるようになり、アラブ語、ベトナム語などの語学教員に、アルジェリア人やベトナム人が採用されている。彼らはもちろんエリートで、キリスト教徒である場合も多かったようである<sup>50</sup>。

なかでも本節の最後に、サンゴールに注目しておきたい。周知のようにセネガル出身のレオポール＝セダール・サンゴールは、戦間期にパリに学び、マルチニック出身のエメ・セゼールらとネグリチュード運動を担った人物である。1960年のセネガルの独立に中心的な役割を果たし、その後も大統領職を務めるなど、現代セネガルの構築に大きく貢献した。サンゴールが戦間期にすでに ENFOM で教鞭を取っていたことは、あまり知られていないが、1930年前後に習ったとする証言はいくつかある<sup>51</sup>。サンゴールが1928年に渡仏したことを考えると、アルディの校長在職中に ENFOM にかかわり始めたのは間違いない。当初は西アフリカのウォロフ語の教師としてであったが、1944年には ENFOM に新たに開設されたアフリカ文明の講座の正教授に抜擢された。

<sup>49</sup> Cf. Elie Castor et Raymond Tarcy, *Félix Eboué*, Paris, L'Harmattan, 1984. 創設から1945年までの間に合格したアフリカ系の黒人は6人ほどだったという。Cohen, *op.cit.*, p.223.

<sup>50</sup> Enders, *op.cit.*, p.281.

<sup>51</sup> 知見のかぎりでは伝記などでもこの点には触れるものはないが、サンゴールに教わったという証言は以下。Colombani, *op.cit.*, p.31; Clauzel, *op.cit.*, p.16.

そして戦間期の1933年に、サンゴールはフランス市民権を獲得している。サンゴールは教授資格の準備をしておき、市民権取得はそのためだとされる<sup>52</sup>。いわば本国でのエリートたる準備である。ただし注意しておきたいのは、市民権の獲得は、サンゴールが全面的にフランス側に立つことにはつながらなかった点である。きわめて親仏的と言われるサンゴールは、アフリカの発展のための、フランスとの協調を説いた。1960年にセネガルを含む旧仏領14か国が独立するまでの道筋には、大戦後にセネガルの選挙区からフランスの国民議会議員になったサンゴールの動向が、逐一影響している。1960年を「アフリカの年」にした立役者はサンゴールだったと言ってよい。フランスへの同化をきわめたサンゴールが、親仏的な姿勢を貫いたまま、アフリカを自立へと大きく導いたわけである。

冒頭でも記したが、戦間期のフランス植民地の民族運動は、フランスへの同化、すなわち本国人と同等の権利を求める動きが主流であった。換言すれば、それは「臣民」からフランス市民へ、あるいはより完全な市民へ、という要求であった。それを前提にあえて言うなら、サンゴールの例が示すのは、同化を追及したことが、同化か独立か、という単純な二者択一の結果とは断定できないことではないか。「同化」を求める第一の目的が「権利の向上」である以上、要求する地点はさらに変化しうるからである。

フランス市民たることを選び、宗主国のエリートともなったサンゴールは、植民地出身者が本国に「同化」という現実の複雑さを示してもいる。支配者の政策も「同化」であれ「協同」であれ、一般に考えられるものと内実はかなりずれていた。今日から振り返ってみるならば、被支配者の側の「同化」の要求も、大戦後の独立という目標と必ずしも相容れないものではなかったと思われる。その意味で植民地出身者の要求した「同化」の主張が必ずしも単線的なものではなかったことは、考慮されるべきだろう。

おわりに

以上に検討してきたように、フランス植民地帝国が最大規模になった戦間期は、さまざまな形でフランスの支配に加担する植民地の姿が顕著になった時期でもあった。個人レベルでの思惑はともあれ、とりあえず本国人の目には、フランスとのつながりを肯定的に捉える人びとが多く映っていただろう。植民地出身者を選別しながら、フランスの側に立つ植民地をみえる形にすることは、戦間期のフランスにとってむしろ容易であったとすら思われる。換言すれば戦間期は、植民地出身者がフランス帝国の正当性を支える時代であった。1節でみたように、当時は「より大いなるフランス」をはじめ、さまざまな呼称が流布されていたが、アルディはそのように称され

<sup>52</sup> Cf. Jean-Pierre Biondi, *Senghor ou la tentation de l'universel*, Paris, Denoël, 1993, p.15.

るフランスが手がけるのは「民主的帝国主義」と記している<sup>53</sup>。アルディのような評価が成り立つためにも、植民地出身者は欠かせない存在であった。

とくに規模が拡大した帝国内で急速に進んだ人の往来は、制度に沿った移動を凌駕しているが、そのような人の移動の流れを作った要因は何だったのか。解釈は多様だが、第一次大戦後の世界情勢にその大きな根拠があるとする見解がある<sup>54</sup>。すなわち第一次大戦後は、世界の覇権はアメリカに移りつつあったが、そのアメリカは孤立主義であった。ヨーロッパでは東方でオスマン帝国やハプスブルク帝国が崩壊した一方、ロシア革命に続いてコミンテルンが成立し、それは各国の政治や社会に大きな影響を与えていく。そうした中でフランスは、イギリスと並んで世界の大国としての役割を担う立場にあったというものだ。またドイツにヴェルサイユ条約を遵守させるためにも、フランス自身が相応の国力を誇示する必要もあっただろう。

しかも国際舞台における要請があっても、第一次大戦後のフランスは大きく労働力を欠いていた。フランスを底辺から支える力を内側に確保するために、まさにフランスは帝国たる必要に迫られていたことになる。戦間期にフランスに流入する植民地出身者各人がもっていた個別の理由も十分に考慮すべきだが、同時に植民地から本国へというフランス帝国内の動きは、巨視的に見れば世界規模での変容に組み込まれていたことも確認しておきたい。

それは長くは続かない。1930年代にはフランスにも大恐慌の影響が波及し、フランス自身が人の移動に門戸を閉ざしていくからである。だが続く第二次大戦を、アフリカを中心とする植民地を基盤として乗り切ったフランスは、戦後には改めて植民地との「不可分性」(indivisibilité)<sup>55</sup>を求めて、公式の帝国を維持しようと再編を試みる。1946年のフランス連合、続いて1958年の共同体である。それらはもはや機能してはいかないが、第二次大戦後の脱植民地化の時代において、フランスと植民地の関係、あるいは帝国のあり方は、いかに転換していったのか。このような点については改めて考えなければならない。

付記：本稿は『歴史学研究』776号、特集：帝国への新しい視座（2003年6月刊行）に掲載された拙稿に加筆修正したものである。

<sup>53</sup> Hardy, *La politique coloniale, op.cit.*, p.86.

<sup>54</sup> Simon, *op.cit.*, p.62.

<sup>55</sup> Paul-Marie de La Gorce, *L'Empire écartelé: 1936-1946*, Paris, Denoël, 1988, pp.420. 大戦期のフランス植民地をめぐる論点については、拙稿「第二次世界大戦とフランス植民地—「克服すべき過去」とは何か」『思想』第895号、1999年1月を参照されたい。





英領インドにおける 1870 年代初めの「ヨーロッパ人浮浪者法」の機能  
—緩やかな選別・管理と浮浪者追放—

西川麦子

はじめに

1. 白人社会とヨーロッパ人浮浪者研究
2. 取締対象と収容施設—「ヨーロッパ人」とは誰か
3. 1872 年ワークハウス報告書—入所者の振り分け
4. 初期の「ヨーロッパ人浮浪者法」の機能

はじめに

1867年、英領インドの総督立法参事会の法参事 H. Main は、ヨーロッパ人浮浪者を悪魔 (evil) と表現し、その取締りのための法案説明のなかで次のように述べた。「イギリス人種 (British race)」の威信を傷つけ、ヨーロッパ人、原住民双方の社会にとって、倫理的にも政治的にもきわめて危険な存在である、と<sup>1</sup>。翌年、ヨーロッパ人浮浪者法 (Act No. XXI of 1869, The European Vagrancy Act) が成立し、その後、インド各地にワークハウスが開設されさまざまな白人が収容された。

19世紀後半のヨーロッパ人浮浪者法の展開をとらえる基本的な足がかりとして、本稿では、法が施行されたばかりの1870年代初めの浮浪者取締りの方針と現状を当時の行政報告書から探る<sup>2</sup>。法を実践に移す試行的な段階での浮浪者検挙や収容には、関係者たちのそれぞれの思惑や戸惑いが如実に表われる点に注目し、初期のヨーロッパ人浮浪者法の機能について考察する。

1ではまず、19世紀後半の英領インドの「白人社会」における浮浪者問題について先行研究を概観する。2では、「ヨーロッパ人浮浪者法」を実施する際の行政の方針、とくに法文のなかに明確な定義がない「ヨーロッパ人」についての行政側の見解を紹介し、ワークハウスの設立の経緯を示し、3では、実際にはどのような人々が検挙、収容され、どのようなかたちでワークハウスから出所したのかについて、1872年の地方政府からの報告書を検討する。4では最後に、1870年代初めのヨーロッパ人浮浪者法の施行上の特色、ワークハウスの機能を考察する。

## 1. 白人社会とヨーロッパ浮浪者研究

東インド会社による統治の時代、会社関係者や軍隊以外のヨーロッパ人のインドへの自由な渡航は厳しく制限されていたが<sup>3</sup>、1833年の特許状法により中国貿易・茶貿易に関する東インド会社の

<sup>1</sup> *The Proceedings of the Government of India, Home Department, Legislative*, 1869, Nov. No.38 (11August1868) 本稿では、*The Proceedings of the Government of India, Home Department* を *Home Department Proceedings* と記す。

<sup>2</sup> ヨーロッパ人浮浪者法の制定趣旨や制定にいたる手続き、中央政府と地方政府とのあいだの情報網については、[西川 2002]で詳しく述べた。そこでは、法の制定、実施過程を5つの時期に分けた。①1860年代半ばから68年—ヨーロッパ人浮浪者の急増が問題化され、ボンベイ、マドラスなど地方政府が法制定に向けて中央政府に働きかけ検討がなされる。②1868年から69年—ヨーロッパ人浮浪者法案が作成されインド各地に回状が送付され、全国からの意見や情報が中央政府に集められ、法の成立にいたる。③1869年から74年—ヨーロッパ人浮浪者法が実施され、各地に開設されたワークハウスに浮浪者が収容される。そこで生じた具体的な問題を検討して71年、74年に法が改定される。④1874年から19世紀末まで—74年法のもとで一定のかたちで浮浪者取締りとワークハウス運営が行われる。⑤20世紀初頭—地方によっては検挙されるヨーロッパ人浮浪者数が減少し、一部のワークハウスが閉鎖される。この論文では、③の浮浪者法実施のもっとも初期の時期に焦点をあてる。

<sup>3</sup> Renfordによると、インドにおける民間ヨーロッパ人は、1814年までには1,455人、1828年には1,997人、1830年には2,149人ほどであったが[Renford 1987: 11]、1833年以降増加し、1851年には1万人をこえた。うちベンガル在住は6,749人(うち女性3,087人)、マドラス1,661人(女性574人)、ボンベイ1,596人(女性616人)であった。これに東インド会社や軍関係者の妻と娘11,105人、さらに詳細不明の息子、イギリス軍関係者29,000人あまりの妻子の推定数6,000人、などを加算すると、3万人を超える民間ヨーロッパ人(4分の3

独占権が廃止され自由商人による私貿易が拡大していった。1858年インド統治法によりイギリス政府の直接統治となり、交通の発達にともない、イギリスを中心にインドへ渡る白人労働者数は増加した。インドで失業し所属先もない浮動層も増え、19世紀末の英領インドには15万人をこえるヨーロッパ人のうち半数が白人貧民であった [Arnold 1979: 104]。

19世紀後半の英領インドの白人社会を、Mizutani は3つの層に分けている [Mizutani 2004]。第1に、エリート白人層である。政府関係者の他、専門的な職業を持ち、植民地において比較的安定した収入と社会的位置を確保している。統治者人種であるという自覚をもち、Britishness の自己像を創出、保持しようとする<sup>5</sup>。多くは、インドに定住することなく、妻子が同行する場合でも、子供の学校教育は本国で受けさせ、植民地での職務を終えると帰国する。第2は、白人貧民 (Poor White) 層である。就業のためにインドへ渡ったものの、経済的、社会的に不安定な生活をおくる。軍人、水夫、鉄道や土木建築関係の労働者、ヨーロッパ人雇用主のもとでの従業員、召使、売春婦、失業者、浮浪者、あるいは慈善施設、刑務所や病院に収容された人々などさまざまである。インドでの定住を決意している者もいるが、失業し、頼る人も、先の見通しも、帰国する資金もなく、とりあえずインドに在るという人もいる。第3の層が、いわゆるユーラシアンと呼ばれた人々であり、多くは、ヨーロッパ人男性とインド人女性との混血である。

英領インド研究においては、植民地の状況を統治者一被支配者といった二分法的にとらえる議論を批判し、白人社会に関してはエリート層以外の貧困層やさまざまな職種、立場の人々を対象とする研究がとくに1990年以降、次々と発表されている<sup>6</sup>。なかでも、統治者側の立場にある白人社会からの逸脱者というヨーロッパ人浮浪者の位置は、植民地における白人社会を多角的に再検討し、原住民からの視線を内包した白人の自己像、アイデンティティの問題を考えるうえで興味深い。

---

がイギリス生まれ)が在住していたと考えられる [Renford 1987: 15-16]

<sup>4</sup> 1860年代のインドに在る白人労働者の増加について Mizutani は、カルカッタで発行されていた英文雑誌、*The Statesman [Weekly]*の記事を紹介し具体的に説明している。たとえば、インド大反乱によって増員されたイギリス人兵士がその後、除隊させられた。1860年には、インド駐在のイギリス人兵士8万人のうち約2万人が解雇された。1858年から1862年には、海軍は2,703人の兵士を、1860年から61年のあいだには329人の兵士が年金などの手当がないうまま解雇された。インドに到着した商船が荷物とともにしばしば船員を解雇した。1864年カルカッタに入港した商船の船員27,500人のうち、5,500人が解雇されている。鉄道開発やその他の公共土木事業のためにやってきた多数のイギリス人労働者が本国へ戻らずインドにとどまった1860年代半ばに、カルカッタやボンベイにやってきた鉄道関係の労働者は、8,000人ほどにのぼり、その多くが本国には戻らなかった。英領インドには、大量のインド人労働力があり、また一般の白人労働者は現地の土地を購入する権限がなく、インドに安定した収入手段と暮らしを確保することは容易ではなかった。 [Mizutani 2004: 88-89]

<sup>5</sup> Mizutani は、19世紀後半の英領インドにおいて、理想的な統治者のイメージからはみでる白人貧民の処遇にあえて注目することによって、Britishness とは何かを植民地という場所から問い直している。白人による原住民にたいする人種差別意識だけでなく、上層階級のブルジョワ意識が白人の統治者の自己像を生み出したとして、これをBritishness とよんでいる [Mizutani 2004]。

<sup>6</sup> 南アジアの近現代史においては1980年代以降、民衆の声なき声を掘り起こし、歴史学を再構築してゆこうとする試みが展開されてきた。いわゆるサバルタン研究においては、研究対象として注目されてきたのは、植民地の被支配者側の人々であった [Fischer-Tiné 2004]。Stoler は、植民地における支配一被支配という二分法を前提とした議論を批判し、植民地においてそうしたカテゴリーが歴史のなかで構築されてゆく政治性を、人種、階級、ジェンダーという視点から読み解いている [Stoler 1989]。こうした研究にも影響を受け、英領インドにおいても、幅広い研究が行われている。たとえば、[Arnold 1979, 1983]、[Balachandran 2002]、[Ernst 1997]、[Fischer-Tiné 2003, 2004]、[Ganachari 2002]、[Mizutani 2004]など。

英領インドのヨーロッパ人浮浪者問題に早くから注目してきた Arnold は、19 世紀後半のインド在住白人の困窮化のなかでのヨーロッパ人孤児と浮浪者の処遇に研究の焦点をあてている [Arnold 1979]。孤児も浮浪者もその存在をインド社会において野放しにしておくと、白人の威信を傷つけ統治者のイメージをくつがえす危険な存在である。彼らを原住民の視線から隔離し、孤児院やワークハウスに収容して、教育、訓練をほどこし良質な白人、有用な労働者としていかに再生させるかが、植民地政府にとっては重要な問題となった。Fischer- Tiné は、19 世紀後半に白人貧民や浮浪層が急増する社会的背景にふれながら、ワークハウスの運営規則などに注目し浮浪者の取締、管理、教化のシステムをより具体的に論じ、Arnold の議論を展開している [Fischer- Tiné 2004]。Ganachari は、19 世紀後半のボンベイを舞台に、白人の威信を脅かすヨーロッパ人浮浪者の取締りが制度化されるプロセスをたどり、中央・地方政府、慈善団体、商工会議所など、異なる立場からの浮浪者対策にたいする見解の相違を指摘している [Ganachari 2002]。

上記の論文も本稿も、議論のなかでは「ヨーロッパ人浮浪者」というカテゴリーを用いているが、これは行政的な便宜上の区分である。都市をうろつくさまざまな人々を分類し、管理、統制することが実際には困難な状況にあるからこそ、政府は「ヨーロッパ人浮浪者」というとりあえずの「枠組」をつくり、現状に強引に介入しようとした。筆者が、植民地における浮浪者問題に関心をもつのは、浮浪者取締りの仕組みとそこからはみでる現状とのあいだのせめぎあいにある。取締りの実践のなかで浮上する具体的な諸問題のなかに、植民地という場所での人の統治と管理のシステムを動的にとらえるヒントがあるのではないかと考えている。

「ヨーロッパ人」浮浪者として検挙された人々の多様性や、浮浪者問題の都市による性格の違い、政治的、経済的、社会的状況による政策や法の運用の仕方の変化、英領インドのアジア系浮浪者やインド原住民の浮浪者問題との関連性<sup>7</sup>、同時代の大英帝国やそれをこえた人の移動のなかでのインドにおける浮浪者問題、などさまざまなテーマと連鎖するという意味で、植民地におけるヨーロッパ人浮浪者問題は、豊かな研究素材である。こうしたテーマを視野に入れながら、本稿では、1870 年代初めの「ヨーロッパ人」浮浪者の検挙と収容について、行政報告書などの史料を整理することから始める。

## 2. 取締対象と収容施設—「ヨーロッパ人」とは誰か

「ヨーロッパ人」とは誰か

---

<sup>7</sup> 19 世紀後半の英領インドにおいては、浮浪者と呼ばれた人々はヨーロッパ人だけでない。同時代のアジア系外国人浮浪者、インド人浮浪者問題を視野にいれたときに、ヨーロッパ人浮浪者の位置づけがより明確になってゆく。今後は、そうした視点ももちながら浮浪者問題をとらえて、植民地における人の統治と管理の仕組みを多面的にみてゆきたい。

ヨーロッパ人浮浪者法の冒頭に、法の目的についてこう説明されている。「ヨーロッパ人浮浪者を取り締まる法—数多くのヨーロッパ出自の者が、困窮した状態で現在インドじゅうをうろつきまわっている。公共の秩序を損なう行為であり、これを防止する措置として以下のような法律を制定する」。法は、I からVIまで6つのPartに分かれ<sup>8</sup>、全体は次のような内容である。警察官がヨーロッパ人浮浪者を検挙し、Magistrate of Police or Justice<sup>9</sup>の判断もとで、ワークハウスに収容し、就職を斡旋する。一定期間をへても就職できない場合は、本人の同意をえれば政府が費用を負担してインドから出身地へ送り出すか、ワークハウスから退所させる。

第1部3条の語彙の説明では、「ヨーロッパ出自の者 (Person of European extraction)」とは、「アメリカ人とオーストラリア人を含む」、「浮浪者(Vagrant)」とは、「職や生計を立てる手段をもたず、施しを求め、あるいは浮浪するヨーロッパ出自の者」、と短く言及されているだけである。European Vagrancy Act と名づけられながらも、法の根幹をなすはずの「ヨーロッパ人」の範囲について明確には言及されていない<sup>10</sup>。この点は、取締りを実施する際に現場での混乱をもたらす。

1869年9月18日にヨーロッパ人浮浪者法が成立した後、インド政府は各地方政府に、9月30日付の回状を送り、法実施にあたってのワークハウス設立などの方針、施行細則についての意見を求めている<sup>11</sup>。内務局長官補佐 W. M. Souttar は、地方政府から寄せられた回答文書を77項に整理し、1870年6月29日付けて内務局の行政書に掲載している。ヨーロッパ人浮浪者法を実施するにあたって細かいルールづくりとワークハウス開設の必要性を強調し、欄外には77項にたいしてのSouttar と内務局長官 E. C. Bayley のコメントが付されている。

77項のうち1から13は、この「ヨーロッパ人出自の範囲」に関連した内容となっている。以下の議論からは、ヨーロッパ人浮浪者法といっても、この法の対象となるヨーロッパ人の範囲は、明確には設定されていなかったことが分かる。

地方政府からは、「片親のみがヨーロッパ人である場合はどうするのか」という質問と意見が寄せ

---

<sup>8</sup> Part I Preliminary では、法のタイトル、施行時期、語彙の定義が示され、Part II Procedure は、ヨーロッパ人浮浪者の検挙、警察への連行、ワークハウスへの収容などの手続きを規定している。続く Part III Government Workhouse では、各政府にワークハウスの設置を求め、管理運営、規律、就職斡旋などについて言及している。Part IV Removal from India は、就職がないヨーロッパ人を本人の同意をえてインドから退去させる手続きについて述べ、同意書の内容が本法最後に添付されている。Part V Penalties では取調べ、留置、ワークハウス、インドから退去する船からの逃亡や、しつこい物乞いなどの違法行為にたいする処罰について言及し、Part VI Miscellaneous では、処罰された者の European British Subject の剥奪や、インド到着一年以内に浮浪者となった者の元雇主による浮浪者の送還費用の負担などの項目を扱っている。

<sup>9</sup> Magistrate とは、ヨーロッパ人浮浪者法では、カルカッタ、ボンベイ、マドラスにおいては Magistrate of Police、他の地域においては第1級以上の治安判事、をさす。

<sup>10</sup> 19世紀のボンベイの浮浪者問題を扱った Ganachari は、「インドでは、イギリス人も、ドイツ人も、アメリカ人も、オーストラリア人でさえ、ひとつの民族(nation)、つまりはヨーロッパ人となり、何か問題がおこれば兄弟(brothers)として活動した」と述べている[Ganachari 2002: 2482]。

<sup>11</sup> 各地方政府からワークハウス開設予定や運営規則などについての詳細な回答が寄せられた。Home Department Proceedings, Public, 1870 には、Rule for the administration of the European Vagrancy Act というタイトルで、ヨーロッパ人浮浪者法に関する実施細則についての地方政府と中央政府とのあいだの往復書簡(July, No.168-196)がまとめて掲載されている。浮浪者取締りのそれぞれの現場の実情を垣間見ることができ興味深い。

られている。ベンガル政府は、ヨーロッパ出自とは両親ともがヨーロッパ人、アメリカ人、オーストラレーシア人 (Australasians) であるという見解をだし、西北州政府は混血を含むと解釈している。これらの記述にたいして、Bayley は欄外に、「この法のもとで、ヨーロッパ出自の者とは、インド原住民や片親がインド人である者を含まない。ヨーロッパ系イギリス臣民 (European British Subject) に適応されるほかには、ヨーロッパ生まれの外国人やオーストラリア人やアメリカ人は含まれる」と自身の見解を記している。

Souttar はこの問題について、ヨーロッパ人浮浪者法案を審議したときの Main の説明を引用している。「ヨーロッパ出自者とは、オーストラリア人、アメリカ人を含むと考え、ニュージーランド生まれのヨーロッパ出自者がインドで浮浪者となる場合も想定されるので、オーストラレーシア人を含む。また、インド生まれのヨーロッパ人浮浪者をインドから退去させる法的な権限はなく、インドからの退去が適当ではないケースもある」。Souttar 自身は次のように指摘している。「ヨーロッパ出自の者とはかなり広い範囲をさすが、どの範囲を含むのかは明らかにされていない。しかし、いかなる European British Subject もこの法の対象に含まれていることは重要な点である。United Kingdom of Great Britain や Ireland に生まれた者だけでなく、英国で生まれた父や祖父をもつ者も含まれる。同じように、イギリス人以外のヨーロッパ人は誰なのか、アメリカ人、オーストラレーシア人が誰なのかという問題も、照合できる規則が必要である」。

イギリス人以外のヨーロッパ人については、Barley は「イギリス人以外の外国人を含むことは明らかで、ドイツ人やポーランド人や、マルタ島人や、イギリス人の低い階層の人々、女性にもおおいに適応されるであろう」と記している。ベンガル政府からの「西インド諸島民は、港町においてはもっとも危険な浮浪人 (loafer) になりつつあるのでアメリカ人を含むように」という意見をふまえ、Souttar は、「規則には、ヨーロッパ出自の者とは、あらゆるヨーロッパ系イギリス臣民、あらゆる他のヨーロッパ人、アメリカ人、オーストラレーシア人を含む。アメリカ人には、西インド諸島民を含む、と説明してはどうか」と提案している。

1870年10月20日付けで「決議」(Resolution、1~24)と「浮浪者法にもとづく規則」(Rules under the European Vagrancy Act、I~XV)が告示された。「決議」は「規則」についての解説であり、地方政府からの問い合わせや意見にこたえている。

15項の規則の最初に、「I—ヨーロッパ人出自の者という表現は、この法の目的に応じて、(1)ヨーロッパ、アメリカ、西インド、オーストラリア、ニュージーランド生まれの者、および(2)そうした者を父、祖父にもつ嫡出の息子、あるいは孫息子、を含む」と規定している。ここで注意しておきたいのは、ヨーロッパ人とインド人を両親にもつ場合は法の対象にならないという議論をしながらも、「規則」では、「ヨーロッパ人浮浪者の法」の対象からユーラシアンを排除していないことである。「決議」においても、「6. 片親のみがヨーロッパ人、アメリカ人、オーストラリア人である

場合についての問い合わせがあったが、法文ではヨーロッパ人出自とはかなり広い範囲を含むことになる。『規則』においては、この法の目的にあわせて現実に即した枠組みを作った」と記されているだけである。

こうした定義の曖昧さは、国外退去についても共通している。「担当官は浮浪者をすみやかに国外に退去させること。ヨーロッパ人はヨーロッパへ、アメリカ人はアメリカへ、西インド諸島人は西インド諸島へ、オーストラリア人はオーストラリアへ、ニュージーランド人はニュージーランドへ送るのが基本である。ただし、インドからの退去者が、到着地において歓迎され適当であると判断するならば他地でもよい (XV)」。「規則」ではあえて多様な解釈の可能性を残し、ヨーロッパ人浮浪者取締りを実施するなかで方向性をより明確にしてゆく、法実施の最初の数年は試験的な期間であったのだろう。

ヨーロッパ人浮浪者を誰が連行し、「浮浪者」と判断しワークハウスに送り込むか、その権限をどのレベルにおくかも、浮浪者取締りの現場を左右する問題である。現地の警察官が浮浪者を検挙するが、ワークハウスへ送り込むかどうか、あるいは検挙した浮浪者が刑法に違反した場合の判断等は、刑事訴訟法により第1級以上の治安判事が行うことになっている。しかし、そうした判事が近くにいるとは限らない。地方政府からは、より下級の判事がヨーロッパ人浮浪者について審理することができるようにしてほしいという要望もでていますが、承認されていない<sup>12</sup>。

「決議」では「北西州政府より、ヨーロッパ人、ユーラシアン<sup>13</sup>の警察官がいない地方で、現地の警察官がヨーロッパ人浮浪者を、Police Magistrate や Justice of Peace のもとへ連行するのは、口論や暴力沙汰になりかねない、という意見があった。この問題のためには、現地人の警察官よりも、ヨーロッパ人、ユーラシアン<sup>14</sup>の警察官を優先的に採用するのが最良の策である」と説明され、「規則」では「II 浮浪者逮捕や留置のために、ヨーロッパ人、あるいはユーラシアン<sup>15</sup>の警察官の優先的な雇用が適当である」、「浮浪者からの抵抗や攻撃にあった場合は、警察官が令状なし逮捕できる (III)」、「拘置中の浮浪者の手当ては、警察官あるいはその他の役人が責任をもつ (IV)」とされている。

#### 政府のワークハウス開設

とりあえずの指針や規則や定めても、検挙した浮浪者を収容するワークハウスを開設しなければ「ヨーロッパ人浮浪者法」を実行に移すことはできない。しかしながら中央政府は、できるだけ費用はかけずにすでにある施設の一部を代用することをすすめている。上述した「決議」においても、次のような見解を示している。

「1869年のヨーロッパ人浮浪者法は、いまだ実施にいたっていない。34条により各地にワーク

---

<sup>12</sup> これは、1883年の刑事訴訟法改定におけるイルバート法案（ヨーロッパ人刑事犯をインド人判事が審理できるという法案。ヨーロッパ人側の強固な反対に会う）をめぐる議論を先取りしている[Ganachari 2002: 2477]。

ハウスが設置されてから法が実施されることになっているためである。……地方政府によっては新しくワークハウスを建設したいと申請しているところもある。しかし、実際の収容状況をみながら、ワークハウスにそれほどの出費する必要があるかどうかを見極める必要がある。マドラス、ベンガル政府は、それぞれ、Stranger's Home、Presidency Jail を、中央州、英領ビルマ政府はともに、Central Jail の一部を、ワークハウスに使用したいという申請があり認可した。ボンベイ政府からは、ワークハウス建設についての申請を受けたが、現時点では推進しかねる。中央刑務所の一部などをワークハウスとして利用し、刑務所の責任者や運営委員会がこれを管理することが最良の方法ではないか。ボンベイ政府は、懲治院 (House of Correction) のなかにワークハウス専用の建物をつくり、懲治院関係者がこれを監督、管理するという申請内容であったが、施設の新設は認められなかった。

浮浪者問題にたいする危機感や取り組み方は、取締りの現場となる地方政府と中央政府のあいだ、または地域によっても、一様ではなかった。ボンベイ政府の場合は、他の州に先駆けて早くから行政と民間組織が協力してヨーロッパ人浮浪者問題に取り組んできた。1860年代初めにヨーロッパ人救貧委員会 (the Committee on European Pauperism) を立ち上げ、ヨーロッパ人浮浪者の実態調査報告、取締り法案を提出するなど、中央政府に法制定を強く働きかけてきた。浮浪者の取締りと保護についても、それなりの実績があった。

1860年代のボンベイには、複数の慈善施設がすでにヨーロッパ人の困窮者や浮浪者の救援に携わっていた<sup>13</sup>。なかでも、Stranger's Friend Society は、年金受給軍人以外のヨーロッパ人困窮者を支援する目的で 1863 年に設立された。翌年には、ヨーロッパ人救貧委員会からの進言を受けたボンベイ政府に要請されて、警察が連行してきた浮浪者をこの施設で引き受けてきた。その数は、1865 年にのべ 343 人、1866 年 616 人、1867 年 613 人、1868 年 866 人にもものぼっている<sup>14</sup>。1869 年にヨーロッパ人浮浪者法が制定されたのちも、暫定的な措置としてこの施設が浮浪者を収容してきた。本稿では詳しく言及できないが、英領インドにおける行政による浮浪者問題への取り組みは、教会をはじめとした民間諸団体のヨーロッパ人困窮者への救済活動と表裏一体ですすんでいることにも留意しておきたい<sup>15</sup>。

<sup>13</sup> Ganachari によると、1863 年から 69 年のあいだに、次のような団体がボンベイでヨーロッパ人困窮者救済活動に携わっていた。①The District Benevolent Society of Bombay, ②the Bombay Seamen's Friends Association, ③the European Pensioner's and Widow's Home, ④the Society for Promoting the Education of Poor, ⑤the Indo-British Institution, ⑥the Roman Catholic Orphanage, ⑦the United Presbyterian Orphanage.、浮浪者収容としては、2つの施設が重要な役割をはたしていた。ひとつは、the Stranger's Friend Society、もう一つは the Sailor's Home である[Ganachari 2002: 2480]。

<sup>14</sup> Home Department, *Proceedings, Public, May-June, 1869*, No.191-195

<sup>15</sup> この問題に関しては、Mizutani が詳しく論じている[Mizutani 2004]。19世紀後半から20世紀にかけてインドの植民地体制は、定住白人の貧困者層やユーラシアンにたいしては、政府が全面支援をするのではなく、自助努力を求めてきた。しかし、彼らが白人社会やイギリスから見捨てられていたのではない。たとえば、インドにおいては1813年にキリスト教の布教が公認されてから多くの教会がインドへ進出したが、原住民への布教、慈善活動にもまして、困窮、逸脱したヨーロッパ人の救済活動に深く携わってきた。



1871年には主なワークハウスが開所し<sup>16</sup>、また法の一部を改定しヨーロッパ人浮浪者法に馬丁を解雇した元の雇い主への処罰に関する事項が加えられた。一応の手続きと受け入れ体制が整い、本格的な浮浪者取締りが可能となった。

### 3. 1872年ワークハウス報告書—入所者の振り分け

#### ヨーロッパ人浮浪者法施行の1872年報告書

1872年の「ヨーロッパ人浮浪者法」にもとづく活動内容が、前後期2期にわけて地方政府から中央政府に報告されている。前期(1872年1月から6月)の報告書の形式は統一されていないが、後期(1872年7月から12月)からは、「ヨーロッパ人浮浪者法の施行状況」について4種の一覧表に統一されている(以下ではこれらを「報告書A」と記す)。FORM I—Judicialは、浮浪者検挙の手続きに関して誰が検挙し誰によってどのような法的処置がなされたか、FORM II—Government Workhouseは、ワークハウス収容者のその後の経過(収容者数、前期からの継続収容、就職、退所、インドからの退去、他の施設への移動、次期への継続収容など)、同じ表題のFORM III—Government Workhouse—では、ワークハウス収容者の属性(ナショナルリティ、年齢、前の職業)、FORM IV—Expenditureは、ワークハウス運営と退去者の旅費などの経費についての報告である。

各地方政府のワークハウスは、これらの一覧表に1872年下半期の統計を記入して提出しているが、ボンベイのワークハウスのみは、1872年の一年間についての数値を報告し、各期について、後述するような詳しい報告書をそえている。

「報告書A」によると、1872年下半期の各地のワークハウスの収容者のべ数(括弧内は前期からの継続収容)は、ボンベイ124人(31)、マドラス45人(11)、ベンガル30人(10)、北西州11人(1)、パンジャブ8人(4)、オウド1人(1)、ビルマ10人(0)、クールグ0人、ハイデラバード0人、計229人(58)である。ボンベイのワークハウスの収容者数は、インド全体での収容者総数の過半数を占めている<sup>17</sup>。

<sup>16</sup>各ワークハウスの運営規則は、運営組織、手続きから収容者の生活の詳細、宗教的なサービスにいたるまで細かい規則を作成して中央政府に申請している。たとえば、収容者については、「就労前には医務官による検査を受ける。彼の判断にもとづき、清潔を保つために必要であれば、服を脱がし燃やし、髪を切り、石鹸、タオル、櫛などを支給する。適当な服装がなければワークハウスから支給し、健康にも配慮する」(Allahabad)。「浮浪者への食事は、次の2種類の食事を1日ごとに出す。(a) スープ。0.5 リーブルの骨なしの良質の肉と10オンスの野菜入りのスープと1リーブルのパン、(b) 1.5 リーブルのパンと砂糖入りのコーヒーか紅茶1パイント、ミルク2オンス、朝夕。」(Central Province)「浮浪者は、午前8～9時、午後1～2時、6～7時の決まった時間によらないと食事は給されない。飲酒、カードは禁止」(Bangalore)。Home Department Proceedings, Public, July-Sept. 1871

<sup>17</sup>たとえば、1875年の年間のワークハウス収容者総数353人、ボンベイ126人(24)、マドラス131人(21)、ベンガル21人(3)、北西州55人(8)、パンジャブ4人(1)、オウド0人、中央州4人(0)、ビルマ12人(0)と比しても、1872年時点でのボンベイの浮浪者取締り、ワークハウス収容者数が多かったことがわかる。

内務局の報告書には、ボンベイ・ワークハウスについては、「報告書 A」以外に、1872 年の前・後期それぞれについて、「ヨーロッパ人浮浪者法にもとづく経過報告書」（「報告書 B」と記す）と「ヨーロッパ人浮浪者法にもとづく検挙者の一般調書」（「報告書 C」と記す）が掲載されている。「報告書 C」には、ボンベイ・ワークハウスに収容された浮浪者（通し番号 1 から 248）一人ずつについての情報が 10 項目にわけて記されている（1. 検挙した場所、2. 誰が浮浪者であると宣告したか、3. 法何条によるか、4. 浮浪者の名前、5 ナショナルリティ、6. 年齢、7. 職歴と浮浪者になった理由、8. ワークハウス収容日数、9. どのように出所したか、10. 特記）。「報告書 C」の個々人についてのデータをもとに、所定の事項に関して全体的なデータを数値として表にまとめたものが「報告書 A」であり、その数字を文書で補足説明したのが「報告書 B」である。異なる質のデータを照合することができるという点で、ボンベイ政府からの 1872 年の一連の報告書は貴重である。

では、ヨーロッパ人浮浪者法のもとでどのような人々が検挙され、ワークハウスに収容されてどのような処遇をうけたのであろうか。ボンベイの報告書をひとつの事例としてみてゆく。

#### ワークハウス入所者の属性

ボンベイ・ワークハウスへの 1872 年の年間収容者数は、「報告書 A」によると 248 名であり、すべて男性である。年齢は 18 歳から 65 歳まで、平均は 32.6 歳である<sup>18</sup>。ワークハウスには収容されていないため「報告書 C」の個人調書には掲載されていないが、女性浮浪者 1 名がボンベイで警察に検挙されイギリスへ送り出されている<sup>19</sup>。「報告書 A」のナショナルリティの欄には、ヨーロッパ人には、a-1:イギリス臣民 (British-born subject) と a-2:その他のヨーロッパ人に分けられ、イギリス臣民が 179 人、その他が 16 人となっている。ヨーロッパ人以外は、b: アメリカ人 7 人、c: オーストラリア人 0 人、そして d: ユーラシアンが 44 人にのぼっている。また、e: これら以外のイギリス臣民に分類される者が 2 人となっている。ワークハウスへの収容に関してはユーラシアンとヨーロッパ人とのあいだでは区別はないが、第 16 条にもとづく「退去」については、ユーラシアンは国外へ退去させることなくインド内の希望する場所へ送られている。

「報告書 C」のワークハウス収容者の個人調書においては、ナショナルリティをさらに細かく区分して記載している。「報告書 A」では a.イギリス臣民 (British-born subject) と一括されていた 179 人は、「報告書 C」では、English (103 人)、Irish (41 人)、Scotch (31 人)、Welsh (4 人) と区

---

(括弧内は前期からの継続収容)。Home Department Proceedings, Public, 1876

<sup>18</sup> 「報告書 C」の個人データより算出、248 人のうち 4 人は年齢不明。「報告書 C」のワークハウス入所者 248 人の個人データは、一部の項目を Excel に入力した。統計的な数値を抽出するだけでなく、職歴、失業理由などについての自由記述のなかで使用されている用語やその頻度から傾向を知ることができる。ただし、「報告書 A」に記載された統計の数値と、「報告書 C」の個別情報を計算しなおした数値とが、必ずしも一致するとは限らない。

<sup>19</sup> 全体としての数が少ないという事実も含めて、英領インドにおける女性浮浪者の存在、処遇についても興味深いテーマである。19 世紀後半にヨーロッパ人浮浪者法が実施するなかで、女性浮浪者のための収容施設などが具体的な問題となってくる。

分されている。その他のヨーロッパ人は、Dane (5人)、Prussian (2人)、Austrian (2人)、French (2人)、Swede (2人)、Russian (1人)、Spaniard (1人)、ナショナリティの記載なし1人。American、Eurasian の区分は同じで、これら以外の British-born subject<sup>2</sup> 人は、「報告書 C」ではそれぞれ West Indian と記載されている。同じイギリス臣民であっても、たとえば English と Irish では、政治的、経済的な背景もそれぞれがもつ自分の出自にたいする意識も大きく異なるであろう。ましてや「ヨーロッパ出自」というカテゴリーの内容は、広い範囲の人々を含むことができ、先に述べた「決議」に示されていたように実情に応じて運用するという意味で便利な用語であった。

1872年の下半期のボンベイ・ワークハウス収容者124人について「報告書 B」では、次のようにまとめられている。「36人がかつて水夫、8人は軍隊に所属しており、年金受給者もいる。29人は、政府や民間が雇用した事務員や書記、37人はインド鉄道で働いていたが、何人かは人員削減によって、大多数は、勤務態度が良くないため、あるいは飲酒によって解雇された。音楽家やバンドマスター、ヒマラヤの鉛鉱の監督、公共事業局の監督官、元警官もいれば、エンジンの火夫、競馬場の馬の調教師、砲兵隊員、写真家、投機家、破産した人、ボンベイ高等裁判所の元ソリシターまでいる。土地測量士2人、機械工は2人である」。

「報告書 C」に短く記載されている個々人の経歴（インドへやってきた経緯やそれまでの職業、インド在留年数、そこでの職歴、病歴など）は多岐にわたり、同じ人物でも職業や滞在地を何度か変えているので、これを「報告書 A」のような統計的な数字にまとめることは実際には難しい。「報告書 C」の個人データには失業、あるいはワークハウスに収容されるようになった要因を一言、二言、短く記している。それが本当の要因であったのかどうかは別にして、ワークハウスの関係者が入所者をどのように見ていたのかを探るうえで興味深い。要因についての言及は、大きくは4つのタイプに分けられる。第1はもっとも多い記述のパターンで、浮浪者の個人的な性格、素行による、第2は心身の障害や事故による、第3は人員削減など職場や社会的な状況によるもの、第4はよりよい条件を求めて本人の希望で前職を辞めた場合である。

個人の資質や素行についての言及は批判的な表現である。最も多いのが酒に溺れて職を失ったケースである。248人のリストの6人に1人には **drink** と記載されている。他には、**neglect**、**misconduct**、**refusing duty**、**inattention** など、飲酒や怠惰や不品行により仕事を解雇された。第2については、病気や事故、高齢によって仕事ができなくなった。第3の社会的状況は、**reduction** と表現されている人員削減などによる解雇である。26例にこの単語が用いられており、鉄道関連の業務に多い。契約期間が切れて、証明書を失い、ビジネスに失敗して破産し、その後就職ができなくなったという記述もある。第4は、**resigned to better himself** といった表現であり、よりよい条件をもとめて辞職したものの新しい就職ができずワークハウスに入所することになってしまった、というケースである。

ワークハウスに収容された人々についての短い調書ではあるが、性格や素行に問題があり公の秩序を乱す悪魔というイメージだけではなく、インドの過酷な気候や厳しい就業状況のなかで疲労困憊して保護を求める人々や、新たな、よりよい就業機会を求めて移動する人々の姿など、インドの都市をさまよう多様な「ヨーロッパ人」の姿を垣間見ることができる。

入所者の振り分け—就職、入院、脱走、退去

ワークハウスは検挙した浮浪者を収容する施設ではある。しかし、初期のワークハウスは入所者を厳しく管理する場所ではなかった。1872年のボンベイ・ワークハウス入所者のべ数は248人、1人あたりの平均滞在数は33日あまり、12月31日時点で18人がワークハウスに残っているが、他は全て出所している。その内訳は、①就職69人、②インドからの退去が59人、③「ヨーロッパ人浮浪者法」第16条による退所<sup>20</sup>が20人、④その他の理由でワークハウスから去った者が82人にもものぼっている。82人のうち、当局からの承認なく本人が姿を消した逃亡者（deserted）が49人もいる。他は、European General Hospital入院8人、精神病院入院1人、Stranger's Home入所6人、刑務所に入った者が5人、その他の5人は友人が引き取った。インド内の他地域へ送られた者は8人（Rangoon、Lucknow、Jullunder、Allahabad各2人）、うち7人はコーラシアンである。

収容者のうち入所期間中に職をえた者は、全体の3割に満たない。報告書には就職の内容や入所者への仕事の斡旋についての記述はない。一方、逃亡者の多さについては、ボンベイ・ワークハウスの1872年下半期の「報告書B」においても最初に強調されている。この期間のワークハウス収容者の総数124人のうち「脱走は43人、うち27人は、それっきり戻ってきていない。3人の浮浪者は、脱走後、再び収容され、また脱走した。2人は2度目の脱走の後、3度目に収容され、その後は国外退去や出所している。1人は、2度脱走し3度目の収容中、4人は一度脱走し再収容され、その後、国外退去か出所している」。ワークハウスは入所者を監禁しているわけではなく、就職活動などで外へ出ることが認められており、外出したまま戻らない浮浪者が大勢いたのだろう。「報告書C」によると、ワークハウスから夜のあいだに逃げ出して見つかり、6週間の重労働を課せられた者が3人いる。

1872年にボンベイからインド国外へ退去者59人のうち52人までがイギリスのリバプールへ向け出航した。7人はオーストラリアへ向かい、このうち5人は、マドラスから送られてきたのでマドラス政府が経費を負担している。2人は、馬の取引業者に雇われてボンベイに来て解雇されたので、その業者が浮浪者をオーストラリアへ送る経費を負担した。オーストラリアへ送られた7人は

<sup>20</sup>「ヨーロッパ人浮浪者法にもとづく規則」では、「16条にある就職活動期間は、一般には2ヶ月まで、どんな場合でも半年は超えない（VII）」と記されている。せいぜい2ヶ月、長くとも半年間のあいだワークハウスに滞在して就職活動をするがそれでも仕事がなければ、退所を宣言されるか、国外退去を促される。

English が 3 人で Irish が 4 人である。浮浪者の出身地と、インドへ来る前に彼が滞在していた地域とは必ずしも一致しない。

インドから浮浪者が次々に送り込まれてくるリバプールからは苦情の文書が、1872 年 8 月にインド省を通じてインド政府へ送られている。インドからの浮浪者のなかにイギリス出身ではない外国人が含まれていることへの抗議である。1872 年 2 月にボンベイを出港した蒸気船 Neira 号に乗せられた浮浪者 12 人のうち、ポルトガル、ジブラルタル、アメリカ出身者がそれぞれ 1 人含まれていた<sup>21</sup>。彼らをリバプールへ送った特別な理由があるのかとインド政府から説明を求められたボンベイ政府は、その方が就職しやすいと判断し、かつ彼らが希望した場所へ直接に送る手段がなかったからだと弁明している。

同様の問い合わせは、オーストラリアからベンガル政府へも寄せられている<sup>22</sup>。60 歳すぎのヨーロッパ人浮浪者が、カルカッタからメルボルンへ送られてきた。ベンガル政府は、彼が以前メルボルンにいたというが、過去 10 年間にそのような記録はない。Hodgetts という名のこの男について検挙したベンガルの警察はこう説明している。「彼は、1843 年にインドにやってきた。第 9 槍騎兵連隊に 1856 年まで勤務した。解雇されてからは 1857 年までシムラ銀行に勤め、それからデリーの副コミッショナーの事務所で雇われ、会計として Roorkee のカレッジに勤務したこともある。公共事業局にも 3 年間いた。それから Lucknow で材木商を始め、一時は Lucknow Press の経営にも携わり、続いて Rohilcund and Punjab 鉄道で働いた。1870 年の暮れにカルカッタに来たが職が見つからず、1871 年 8 月 29 日に House of Industry に入所した。彼自身の希望で、1872 年 1 月 12 日付でベンガル政府が費用を負担し、2 月 12 日の船で Sandheads を後にした」。

メルボルンからの問い合わせを受けたベンガル政府は、中央政府に逆に尋ねている。「今後、浮浪者から同じような希望があった場合、その人の出身地でなくても希望の地へ送るべきかどうか」と。政府は、「本人が希望しかつ当地に家族や知人などその人を支援する体制があるところならば、浮浪者を送り出すことになるだろう」と回答している。ヨーロッパ人浮浪者の国外退去については、その後、1874 年の法改正において重要な論点のひとつとなる。

#### 4. 初期の「ヨーロッパ人浮浪者法」の機能

「ヨーロッパ人浮浪者法」が実施された当時の浮浪者取締りの実態を、1872 年の行政報告書から

<sup>21</sup>内務局の行政資料には、ボンベイ・ワークハウスが作成した 2 月 10 日付けの乗船者一覧表が掲載されている。表には、No.1 から 12 までの通し番号、名前の他に教区 (Parish of Town)、州 (County)、国 (Country) まで記されている。このうち、No. 3 の Anthony Frank はポルトガル出身で教区はリスボン、No.6 John Brown は教区がジブラルタル、No. 10 James Bennett はアメリカ出身で教区はニューヨークとなっている。その他は、イングランド出身が 6 人、スコットランドが 2 人、アイルランドが 1 人、それぞれ州名、教区名まできちんと記載されている。 *Home Department Proceedings, Public, 1872, Dec. No.468-471*

<sup>22</sup> *Home Department Proceedings, Public, 1872, Sep. No.174-176*

みてきた。最後に、ヨーロッパ人浮浪者法が実施された初期の段階での浮浪者取締りの特色を、その後の法の展開とも関連させて2つの側面からまとめておく。第1に取締りと保護の対象範囲の曖昧さ、第2にワークハウスの入所者の緩やかな管理・選別と露骨な浮浪者追放についてである。

#### 「白人」浮浪者取締

初期のヨーロッパ人浮浪者法においては、「誰がヨーロッパ人なのか」という問題と同様に、「誰がヨーロッパ人ではないのか」という問題についても指針を明確にしていない。地方政府から混血者をどう扱うのかと質問を受け、インド人との混血はヨーロッパ人には含まないという内務局長官の見解を紹介しながらも、「規則」には、ユーラシアンを取締りの対象に含むとも排除するとも明記はせず、実際には多数のユーラシアンを検挙している。ヨーロッパ人浮浪者取締りが始まった当初は、「ヨーロッパ人」であるかどうかという区別よりも、外見からみたますばらしい「白人」を検挙し、現地の人々の目から引き離すことがとりあえずの目的であったのだろう。

ところが、1874年の法改定においては、ヨーロッパ人浮浪者法の対象を「純粋」なヨーロッパ人にしぼり、インド人（East Indian）の血が混じった人々を取締りの範囲からはずし保護の対象からも切り捨ててゆく。そこでは「ヨーロッパ出自」とは、「(a)ヨーロッパ、アメリカ、西インド諸島、オーストラリア、タスマニア、ニュージーランド、ナタールやケープ植民地生まれの人、(b)そうした人々の息子や孫息子、を含む。ただし、いわゆるユーラシアンや東インド人（East Indians）と呼ばれる人々は含まない」<sup>23</sup>と明記されることになる。

1870年代以降、ヨーロッパ人浮浪者法は実践をとおして整備されてゆくが、それは、管理と保護の対象を限定してゆくプロセスでもある。どのような議論をへて「ヨーロッパ出自者」の範囲が限定され、ユーラシアンがヨーロッパ人浮浪者法から排除されてゆくのかは、英領インドにおけるユーラシアンの位置づけや定住白人との関係などを考察してゆくうえでも興味深い問題であり、改めて論じたい。

#### 緩やかな管理・選別と露骨な浮浪者追放

検挙、収容という過程で個人についての記録が残ることは、浮動層を管理する重要な作業ではあるが、初期のワークハウスには、Arnold や Fischer-Tiné が論じているような規律と労働によって入所者を「教化」する仕組みはまだ整っていない<sup>24</sup>。1870年代初めのワークハウスは、入所者にとっては最小限の衣食住が保障される避難場所となっている。ワークハウスを拠点として就職活動

<sup>23</sup> European Vagrancy Act 1874, Pat I, 3

<sup>24</sup> [Arnold 1979], [Fischer-Tiné 2004]。1874年法改定においては、ワークハウス入所者の管理は厳しくなる。鞭打ちなどの処罰を求める声もあったが、浮浪者は半犯罪者であり犯罪者ではないという議論がなされ、最終的には処罰は、独房7日間、独房3日間+食事減量、5日間食事減量、となった。

をし、一定期間をへても就職ができなければワークハウスからの出所を認められる。脱走者も多く、何度でもワークハウスに戻ってくる者もいた<sup>25</sup>。

こうした緩やかな管理体制のなかで、初期ワークハウスの機能は、行き場のない白人を一時保護し、入所者を振り分けることである。就職が決まれば速やかに出所させ、心身の健康を害している者は病院へ入院させ、違法者は懲治院や刑務所へ送り、就職がない者はそのまま出所させるか国外へ退去させ、ユーラシアンの場合は国内の適当な場所へ移す。なかでも、ワークハウス入所者の国外への退去には、ヨーロッパ人浮浪者法の制定を働きかけてきた地方政府や関係者の本音が露骨に表われている。1872年にボンベイからインド国外への退去者が59人という数字は、たとえば、1875年から1898年のボンベイからの国外退去の浮浪者数の年平均6名<sup>26</sup>と比して、極端に多いことがわかる。

白人浮浪者の存在を憂慮する人々にとって問題解決のための早道は、目障りな浮浪者をインドから追放することである。浮浪者が集中するボンベイ、マドラス、カルカッタといった都市を抱えた地方政府は、1869年のヨーロッパ人浮浪者法制定の際にも浮浪者の強制退去を切望してきた。法案検討段階においても、「英領インドの法は海岸から3マイルを超えた公海では効力をもたないため、浮浪者を英領インドから強制的に退去させることはできない」というMainの説明にたいして、たとえばボンベイの関係者は、ヨーロッパ人浮浪者やごろつきをインドにおいて更生させることは難しく彼らのためにワークハウスを作るのも無駄であるとして、強い懸念を示している。ボンベイ商工会議所は、失業者を分類し、そのなかでもイギリス人の本格的なごろつきをインドに放置する危険性を訴えている<sup>27</sup>。

「ヨーロッパ人浮浪者法」が制定されたものの、植民地の秩序を乱す危険分子をインドから強制退去させることができない、この点が地方政府や関係者にとっては最大のジレンマとなる。それでも、ワークハウスを開所した当初は、地方政府が先走るかたちで入所者を次々と国外へ退去させた。しかし、経費削減、浮浪者の送り先からの苦情、法律上の問題、などから、浮浪者の国外退去数は減少してゆく。インド外へ追放することができないヨーロッパ人浮浪者たちをどうするのか、ワークハウスの機能、入所者の位置づけが、その後本格的に問われることになる。1874年の法改定をへ

<sup>25</sup> 自らマジストレートに保護を求める者もあり、1874年のヨーロッパ人浮浪者法には、自主的に警察に出頭してきた浮浪者への対処についても付記された。

<sup>26</sup> *India Home Department Proceedings, Public, 1876-1899*

<sup>27</sup> ボンベイ 商工会議所は失業者を次のように分類している。①一時的に失業し困窮した機械工、職人。仕事が見つかるまで **Stranger Home** で保護され、病気などで絶望的な状態のときはヨーロッパへ返す。②解雇され、あるいは契約期間が終わり失業して困窮した水夫や兵士。彼らの就職や収容施設はない。商船にのせて帰国させる。③ **Abyssinia** から連れてこられたマルタ人やギリシャ人、片道切符で入国した外国人、④イギリス人のごろつき。そして、「インドに投げ出された外国人への対処も必要だが、何よりも最大の問題は、イギリス人のごろつき (**loafer**) である。彼らは、オーストラリアとカルカッタを結ぶ商船からインドへ入ってくる。地方から地方を渡り歩きボンベイへたどりつく。」「彼らはヨーロッパ人の奈落の果て、原住民が支配人種 (**Master Race**) の性格をどのようにとらえるか計り知れない。ごろつきの多くは仕事があってもしない。物乞いをするか盗み。ヨーロッパ人にとっても脅威になっている。こうした悪魔は増加し、住民の平和を脅かしている」。 *Home Department Proceedings, Legislative, November 1869, Proceeding No.44*

てヨーロッパ人浮浪者法は、どのようにして、取締りと保護の対象を限定し、ワークハウスの規律を強化し矯正機能をもたせ、他の組織との連携を充実させてゆくのか、今後研究をすすめて論じてゆきたい。

#### 参考文献

Arnold, D.

1979 “European Orphans and Vagrants in India in the Nineteenth Century”, *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, Vol. VII. No.2, pp.104-125

1983 “White Colonization and Labour in Nineteenth-Century India” *The Journal of Imperial and Commonwealth History*, Vol. 11-2, pp.133-158

Balachandran, G.

2002 “Conflicts in the International Maritime Labour Market: British and Indian Seamen, Employers, and the State, 1890-1939”, *The Indian Economic and Social History Review*, Vol.39, No.1, pp.71-100

Ernst, W.

1997 “Idioms of Madness and Colonial Boundaries: The Case of the European and “Native” Mentally Ill in Early Nineteenth-Century British India”, *Comparative Studies in Society and History*, Vol.39, No.1, pp.153-181

Fischer-Tine, H.

2003 “‘White women degrading themselves to the lowest depths’. European networks of prostitution and colonial anxieties in British India and Ceylon ca. 1880-1914”, *The Indian Economic and Social History Review*, 40.2 pp.165-192

2004 “Britain’s other ‘Civilising Mission’: Class-prejudice, European ‘Loaferism’ and the Workhouse System in Colonial India”(未出版)

Ganachari, A.

2002 “White Man’s Embarrassment’: European Vagrancy in 19<sup>th</sup> Century Bombay”, *Economic and Political Weekly*, June 22, 2002, pp.2477-2486

Government of India

1869-1899 *The Proceedings of the Government of India, Home Department, Public*

1869 *Proceedings of the Government of India, Home Department, Legislative*

Mizutani, S.



- 2004 “The British in India and their Domiciled Brethren: Race and Class in the Colonial Context, 1858-1930”, A thesis submitted in fulfilment of the requirements for the degree of Doctor of Philosophy, Faculty of Modern History University of Oxford
- 西川麦子
- 2002 19 世紀後半の英領インドにおけるヨーロッパ人浮浪者法—法制定過程と行政の情報網」平成 11—13 年度科学研究費補助金基盤研究(C)(1)研究成果報告書・永渕康之（研究代表者）『帝国における植民地と本国—人間の管理と統治に関する歴史人類学的研究—』 pp.11-25
- 2004 「平等原理の現在—バングラデシュ農村における喜捨の慣行と物乞い」池上良正他編『絆』岩波講座 宗教 第 6 卷、pp.161-183
- Renford, R. K.
- 1987 *The Non-Official British in India to 1920*, Oxford University Press
- Stoler, A. L.
- 1989 “Rethinking Colonial Categories: European Communities in Sumatra and the Boundaries of Rule” *Comparative Studies in Society and History: An International Quarterly*, Vol.31, pp.134-161



歴史のなかのグローバリゼーション  
ボルネオ北部の植民地期と現代にみる労働のかたち

石川 登

1. 「グローバリゼーション」の解りにくさ
2. 歴史のなかの労働移動：多国籍植民地企業としての北ボルネオ会社
3. 北ボルネオ会社による労働力動員：ジャワ人と華人
4. プロト・トランスナショナリズム：帝国ネットワークと国際機構
5. サラワク北部熱帯雨林の工業化：液化天然ガス、化学プラント、木材産業
6. クムナ川流域の労働市場：合板工場・油椰子プランテーション・アカシア植林
7. 労働市場の多国籍化と労働力還流の固定化
8. 歴史の遡及的理解にむけて

## 1. 「グローバリゼーション」の解りにくさ

人、商品、資本、情報などの地球規模の移動とこれにもとづく現代社会の空間的再編の理解は、経済学、社会学、地理学、人類学、政治学などの学問領域を越えた大きな関心事となっている。特に「グローバリゼーション」は、関税障壁の撤廃といった経済学的な現象を越えて、「タイム・スペース・コンプレッション」(Harvey 1989)、「グローバル・エスノスケープ」(Appadurai 1991)、そして最近では「帝国」(ネグリ・ハート 2003、Harvey 2003)といった新しい概念と絡みあいながら、現在の社会や文化を読み解くための重要な現象のひとつとなった。

しかしながら、「グローバリゼーション」をめぐる多くの議論は率直にいて解りにくい。人口に膾炙しているが実像をつかむことが難しい不可思議な言葉である。この混乱の理由は一体何かということを考えてみると、昨今のグローバリゼーション論には二つの問題があるようだ。それらは定義と歴史認識にまつわるものであり、二つの問題は独立しているというよりも、相互に関連したものと私は考えている。

「グローバリゼーション」が現代を語るキー・ワードとなった現在でも、この言葉は様々な意味や文脈で用いられている。自由主義的な市場経済を標榜するエコノミストにとっての「グローバリゼーション」は「財やサービス、資本、そして労働力までも含んだ市場統合のプロセス」に他ならない。巨大企業の経営者にとってのグローバリゼーションは、「そうしたい時に、そうしたい場所に投資し、つくりたいものをつくり、買いたいと思う所から買い、売りたいと思う所へ売り、しかも労働法規や社会的協定による制限ができるだけ少なくすむ、そういった自由を享受すること」を意味する(ジョージ・ウルフ 2002:13)。市民運動家にとっては、「巨大な多国籍企業に先導されたり、後押しされたりしている、富と権力を社会的上下関係の上の方に集中していく機械」(ジョージ・ウルフ 2002:5)ということになる。現在のグローバリゼーションを、国民国家の呪縛から人々を解きプロセスと捉え、解放の歌をうたう人々もいれば、奴隷制から変わらない地球規模の搾取構造と了解する人々もいる。

狭義の経済学的概念から文化論にいたるまでいろいろな「グローバリゼーション」に私たちは出会うことになるが、ここで性急にひとつの定義を求めることに意味はない。例えば、上記のエコノミストと社会運動家の定義は、ともに一つの現象を正しく描写しているとも、前者を原因、後者を結果とも了解可能であり、私自身は択一的な語義論に閉塞するよりも、定義の揺れから何かしら有益な考察のポイントを取り出したほうが生産的だと考えている。

このような概念規定の多様性は、「グローバリゼーション」に関する私たちの歴史認識に深くかわるものと考えられる。この現象をどの時代に特徴的なものとするか。現行のグローバリゼーション論の一つの特徴は、このことに関するコンセンサスなしに多くの議論がおこなわれることにあ

る。私の知る限り、人類学者のあいだでの明確な意見の一致はないようだ。

グローバリゼーション論が対象とする歴史時間は、最近の20～30年というごく短いものから500年を越える長大なタイム・スパンまで様々である。例えば人類学では、すでにE.ウルフやS.ミンツなどは、あえて「グローバリゼーション」という言葉を用いずに世界規模の権力構造を論じてきた(Mintz 1985, Wolf 1982)。彼らにとって、「グローバリゼーション」のプロセスは、15世紀の大航海時代から西ヨーロッパにおける産業革命や植民地化を含んだ長い歴史時間のなかで語られるべきものである。これに対して、世界銀行のエコノミストとして経済政策の指導にあたったM.ウルフはおよそ200年あまりのミドル・レンジの歴史幅のなかでグローバル化を考えている(ジョージ・ウルフ 2002:15)。かたや市民運動家のS.ジョージや社会学者のS.サッセンは、この20年から30年のごく短いタイム・スパンでの政治経済的動態を論じている(ジョージ・ウルフ 2002, サッセン 1992, 1999, cf. 伊予谷 2001)。

このようなグローバリゼーションをめぐる歴史認識は、大きく二つの立場に分けることが可能だろう。ひとつは、現代を人類の歴史のなかで極めて特異で新しい段階とみる視点である。ここではグローバリゼーションは、最近の数十年の短い歴史時間のなかで生じた現象とされ、人々、商品、情報、資本などの移動に関して明確に新旧の二つのレジームが設定される。「ポスト/ネオ・フォーディズム」といわれるフレキシブルな資本蓄積のもとで労働市場の拡大と企業体の多国籍化（もしくは脱国籍化）や新しい国際的労働分業の確立、メディア・フローを通じた情報、商品、文化の伝達、さらには領土の実態をもたない新しい帝国ネットワークの形成などを経て、私たちの社会はすでに新しいかたちでの「近代」の超克に向かっているというのが、その基本的な主張である。国民国家というジオ・ボディを基礎にして形成された近代世界経済システムそのものへの意義申し立てとしての一つの運動として、これを位置づけることも可能かもしれない<sup>1</sup>。

グローバリゼーション論における一つの重要な議論、文化の空間的再編について今一度考えてみよう。最近の議論では、情報のトランスナショナルな通行にともなう従来の文化と空間の的一对対応の瓦解、文化の非領域化が指摘されている (cf. Olwig and Hastrup 1997)。人、商品、イメージの移動による世界の空間的再編成は、歴史の中でかつてないスピードをもって文化の混淆を生み、まさに私たちは「文化のディアスポラ化」や「文化の雑種化」の時代に入ったということになる。

しかしながら、混淆性をめぐる議論の多くは、いわば世界規模の文化伝播論の焼き直しにとどま

<sup>1</sup>これらの思想潮流は「ポスト・モダン」という視点を基軸として展開されてきた運動に合致するものであり、カルチュラル・スタディーズなどの時代精神とも親和性が高い。そこで行われてきた「移動」や「空間」などの概念の根本的な見直しは、広義には新しいネットワーク論の登場とみることが可能であり、国民国家、特定の空間に根ざしたアイデンティティやモダニティなどを脱構築するもっとも重要な今日的なトピックとして議論されている (cf. Basch et al. 1994, Soja 1989, Castell 1997, Gupta and Ferguson 1997, Harvey 2002, Auge 1995, Lefebvre 1991, メルリッチ 1997)。C.ギアーツが正しく指摘したように、ポスト・モダニズムの思想は「結合された理論というよりは、むしろムードや態度」(Geertz 2002)、すなわちパラダイムを形成しない一つの時代精神といった方がよく、人々の移動に関するその議論は、従来の移民研究が志向する概念や理論の構築とは大きく性質を異にしている (cf. Kearney 1986, Massey et al. 1993)。

り、A.クローバーが *oikoumene* (*ecumene*) といった表現ですでに 1946 年に指摘した状況を越えるものではない(Krober 1946)。例えば、500 年以上前にクレオール化が始まったカリブ海植民地で、フランス人やオランダ人所有の砂糖キビ・プランテーションでともに働いていたアフリカ系奴隷の子孫や華人やジャワ人にとって、「アムステルダムでのモロッコの少女によるタイ・ボクシング」(Peitersen 1995) といった状況は、さしたる驚きを与えるものではなかったかもしれない。

混雑性の新旧に限らず、ここで私たちが問題とすべきは、現在「グローバリゼーション」という言葉で表される世界が、はたして真に新しいものなのかということである。グローバリゼーションを通して従来体験したことのない新しいレジームに入ったという見方への対論は、いうまでもなく「現在のグローバリゼーションは何も新しいものではない」というものだ。そこでの基本的な了解事項は、「近代化」(Modernization)そのものが「グローバリゼーション」のはじまりということになる。世界規模のポリティカル・エコノミーに関心をもつものにとり、グローバル化のクロノロジーは、内燃機関の発明によるエネルギー革命やさらにはコロンブスのアメリカ大陸到達まで遡る歴史のなかでこそ理解されるべきものとなる。

以上のように、グローバリゼーションをめぐる様々な考え方は、その定義や時代区分、そして権力の問題に対するスタンスの違いのなかで多様化している。このような状況で、グローバリゼーションなる現象を歴史のなかに意識的に位置づけて考察しない限り、現象の理解は進まない。19 世紀末に用いられていた「国際」(*international*)という言葉と現在の「グローバル」(*global*)という言葉はどう違うのか。「帝国主義」と新しい概念として注目されている「帝国」をどう区別するのか。「グローバリゼーション」に関する議論はつねに歴史の遡及的な理解を必要とする。

本稿の目的は、空間論のなかで議論されてきたグローバリゼーションを歴史的に考えること、言いかえれば、空間軸から歴史軸へと視点の変換にある。ついては、人の空間移動、特に労働力としての人々の移動を歴史のなかで検討してみたい。私は 1997 年の『民族学研究』特集号(『民族誌とポリティカル・エコノミー』)で、植民地期の蘭領西ボルネオからサラワクへのゴムの密貿易に焦点をあてながら、ボルネオ国境地帯の農民とロンドン市場を結ぶ商品連鎖や農民や商人の植民地政策への対応、そして国際ゴム条約(1934)とこれを支える国際的レジームの意味などについて考えてみたことがある(石川 1997)。そこで目指したのは、村落から国家、そして帝国にいたる様々な社会的な「場」としての分析枠組を空間的にどこまで拡大できるかを具体的に検討することであった。ここで試みたことを、分析のための準拠枠の空間的拡大とするならば、今回は人類学的な考察対象の歴史化、現象の歴史的な理解を目的とすることになる。

先の論文では、ゴムという商品の移動を、マレー人農民、華人商人、白人ラジャの王国サラワクと西ボルネオ蘭領植民地、そしてイギリスとオランダの二大帝国まで拡大した分析枠組のなかで考えた。これに対して、本稿は働く人々を対象としながら、彼/女たちの労働移動を歴史のなかに位置

づけることを目的とする<sup>2</sup>。農業産品と労働力、空間のなかでの理解と歴史時間のなかでの理解とスタンスは異なるが、本稿と前回の特集号論文は一つの連続した性格をもつものである。

本稿の考察の焦点も中心よりも周縁にある。グローバリゼーションをその覇権の中核からではなく、大英帝国史や西洋経済史、そして現代社会学のなかで等閑視されてきた島嶼部東南アジアの周縁、ボルネオ島の熱帯雨林から考察してみたい。については、以下で二つの事例を取りあげて比較する。それぞれの事例は、第一次世界大戦と第二次世界大戦のあいだ、いわゆる戦間期と 1990 年代後半から現在までという二つの歴史時間であり、空間的にはともにボルネオ北部を舞台とする。第一の事例では、戦間期の英領北ボルネオ（現マレーシア連邦サバ州）における人間管理、具体的には契約労働者の組織化に注目する。第二の事例は、現マレーシア連邦サラワク州北部の工業都市ピンツルに焦点をあて、そこでみられる労働のかたちを検討していきたい。

## 2. 歴史のなかの労働移動：多国籍植民地企業としての北ボルネオ会社

人類の歴史のなかで最も暴力的な人口移動は、いうまでもなく奴隷制のもとの強制労働である。1850 年以前にアフリカ大陸からアメリカ大陸ならびに大西洋島嶼部に送られた黒人奴隷は 1,500 万人にのぼるといわれている(カースルズ・ミラー 1993:52)。こののち奴隷労働に代わる労働力供給システムとして 19 世紀以降には「契約労働」(indentured labor/contract labor)のシステ



<sup>2</sup>トランスナショナルな労働移動をコミュニティ研究の視点から考察したものとしては、石川 1993 を参照されたい。これは循環的労働移動(circular labor migration)に注目しながら、コミュニティ研究をいかにトランスナショナルな空間のなかに位置づけるかを検討したものである。

ムが確立するが、これは「雇用主との契約にもとづき、食物、住居、渡航費の支給をうけて外国で一定期間の労働に従事すること」と通常定義される。もともとアメリカの植民地に移住したイギリス人移住者の労働形態を指すものであったが、19世紀から20世紀初頭にかけてアジアとアフリカの労働者の植民地での就労がはじまると、ヨーロッパ人の管理下での植民地における非白人の雇用形態として一般化する。

19世紀の百年間に限っても、1億人にのぼる人々が労働移動したといわれている(Lewis 1978)。うち半数はヨーロッパの白人であり、北米、オーストラリア、アルゼンチン、南アフリカなど白人入植地に移動し、市民権を得た。これに対し、残りの約5000万人は、多くの場合、契約労働の形態のもとで、一つの帝国植民地から他の帝国植民地へ、または、移民先での自国民の権利を守ることができない政治的弱小国から植民地へと移動する非白人労働者であった(Mintz 1998:121)。

大西洋をはさんだヨーロッパ人による植民史とアジアとアフリカの人々の契約労働に関する歴史研究を比較するとき、私たちは後者の人の移動についての考察の少なさに驚く。これはひとえに、グローバリゼーション概念のもとで進められている現行研究の多くに共通する歴史への目配りの弱さ、従来の西洋史学における北半球に限った白人の移民への関心の集中、そして奴隷制に比べて契約労働を契機とした非白人の移動への関心の低さによる(Emmer 1986, Mintz 1998)。

以下では、戦間期の北ボルネオ植民地における非ヨーロッパ人の二種類の空間移動の実態（すなわち、列強植民地間および政治的弱小国家から列強植民地への契約労働）とこれをとりまく植民地的状況を考察していきたい。ついては、島嶼部東南アジアの植民地化最終段階における英蘭二大帝国の労働の組織化と管理をめぐる形成されたネットワークに注目しながら、蘭領東インドからのジャワ人移民と英領香港とシンガポール経由で中国大陸から流入した華人の歴史をふりかえる。

現在のマレーシア、サバ州は、第二次世界大戦以前には、北ボルネオ会社(North Borneo Chartered Company)の支配下にあった。同会社は特異な植民地企業体であり、ロンドンの株式保有者と現地のイギリス人植民地官僚により運営され、株主理事会が植民地経営にあずかる全ての重要決定をおこなった。1882年に大英帝国から勅許(charter)を獲得し、正式に The North Borneo Chartered Company として Foreign Office の管轄のもとにおかれるが、後には Colonial Office に所属を移行し、大英帝国植民地行政の一部と位置づけられる。いみじくも「商業的冒険者」(mercantile adventurers) (Tregoning 1958:21)と称された経営者ならびに植民地官吏は、ロンドンの株主の厳しい要求のもとで様々な利潤獲得の方策を模索し、ロンドンの株式保有者に対する株式配当として現れる国力の増大を試みた。北ボルネオ会社は、ヨーロッパ人中産階級の投機的な利潤拡大のためのエージェントとしての性格をもち、大英帝国の政治的覇権の拡張よりも、経済的バランスシートの上での徹底的なコスト計算が植民地政策の支柱となった。そこでは、短期的な経済的



利益にむすびつかない植民地行政（たとえば「原住民」の教育などの福利厚生）はないがしろにされ、統治なき資源搾取と労働力動員がはかられた。植民地経営は、大英帝国植民地での官吏経験者または退役軍人から構成される官吏により進められ、そこではイギリス人に限らずオランダ人、ドイツ人、フランス人など西ヨーロッパのさまざまな企業家が投機的な入植活動をおこなった。北ボルネオ会社は、まさに利潤至上主義と多国籍的企業的な性格をもった植民地的経営体という性格をもちあわせていた<sup>3</sup>。

北ボルネオ会社のもとで、まず 1880 年代には伝統的な森林産物の商品化が行われ、燕巣、籐ならびにグッタペルカやジュルトンなどの樹脂などが輸出された。1890 年代には木材輸出が北ボルネオ会社の主要な活動となる。イギリスのみならず、オランダ、ドイツ、オーストリア、アメリカ、日本などの企業家に第一次森林の伐採権が分配され、原木丸太（のちには加工製材）に対する輸出税が重要な国庫収入とされた。これらの森林産物に加えて、北ボルネオでは 1880 年代後半からタバコの商品作物栽培が導入され、主にオランダとドイツの資本家がプランテーション経営を行った。このタバコ・プランテーションにおける労働者雇用は、以後の北ボルネオにおける労働力管理の原型となるものである。農園における労働力不足は深刻であり、当初は、アラブからボンベイに運ばれて解放されたアフリカ人奴隷の雇用も検討されたが、最終的には、香港とシンガポール経由の華人(客家、広東、福建)が契約労働者として雇用され、1890 年にはその生産のピークを迎える。これらの契約労働には、大英帝国がインド政庁で適用した労働法令(Labour Ordinance)が適用されたが、「東インドの会社の熱帯性気質」(Tregoning 1958:135)を残すオランダ系農園での労働条件は過酷なもので、労働者死亡率は 20 パーセントから 40 パーセントにもおよび、1890 年には 8061 人中 2000 人にのぼる華人労働者が契約就労中に死亡した(Tregoning 1958:136)。しかしながら、これらのタバコ・プランテーションの多くは最終的に利益をあげることはできず、1907 年までに撤退を余儀なくされる<sup>4</sup>。

その後、北ボルネオ会社の商品作物生産はゴムに移行する。北ボルネオにおけるゴム栽培は 20 世紀初頭にはじまり、ゴム輸出に対する 50 年間にわたる非課税などの政府の優遇措置のもとで増大していく。1907 年の輸出量 5,000 ポンド(作付け面積 3,226 エーカー)は、1917 年には 5,474,560 ポンド(34,828 エーカー)、1920 年には 9,195,435 ポンドに急増した(Tregoning 1958:90)。ゴム生産は 1941 年の日本の軍事侵攻による植民地支配の実質的な終焉まで北ボルネオにおける主要産業となる。

<sup>3</sup> 19 世紀後半には、アジアおよびアフリカにおける列強諸国による植民地経営は、帝国維持のコスト高騰と利潤の低下により、儲からないものであるという現実認識が広がっていた。このような状況で大英帝国は、北ボルネオ会社の直接的な管轄には消極的であった。この意味で北ボルネオは、経済的独立性の高い植民地としての性格を発足当初からもっていたといえる。

<sup>4</sup> アメリカが国内タバコ産業の保護を目的に輸入税を引き上げ、その結果としてアムステルダム市場の価格が低落したため。

### 3. 北ボルネオ会社による労働力動員：ジャワ人と華人

プランテーション経済の発展のもとで、労働力確保は北ボルネオ会社経営のための最重要課題となった。労働力の組織的動員にあたっては、植民地後期における投機的企業家たちの要求が政策決定に反映されていく。ロンドンの株式投資家や西ヨーロッパの農園主の経済的要求、すなわち、労働力の需要は、東南アジアにおける宗主国単位の経済ネットワークを越えて、時にイギリスとオランダという二つの帝国を横断しながら契約労働者の北ボルネオへの流入を促進させた。

北ボルネオのプランテーション・セクターにおける外国人労働者の移動は、列強植民地間および政治的弱小国家から列強植民地へという二つの典型的な非白人の移動パターンに該当するものである。すなわち、前者は蘭領東インド（現インドネシア）のジャワ人であり、後者は中国大陸からの華人であった。すでに見たように 19 世紀末ならびに 20 世紀初頭には、主にタバコならびにゴム・プランテーションにおける外国人労働者として、シンガポールならびに香港経由の客家、広東を中心に少数の福建ならびに福州系華人が雇用された。ゴム・プランテーションにおける商品作物の作付け面積の拡大に対して、労働者の数は十分ではなく、北ボルネオでは労働人口の慢性的な不足が続く。解決策として北ボルネオ政府は 1890 年にバタビアのオランダ植民地政府にジャワ人労働者の雇用許可を申請するが、これが正式に許可されるのは 1906 年のことであり、三年の契約期間を条件に北ボルネオにおける計画的なジャワ労働者の雇用が始まった<sup>5</sup>。この結果、北ボルネオの労働市場は基本的には華人、ジャワ人、そしてカダザンやムルットなどの「原住民」("indigenous")の三つの社会集団から構成される複合社会となっていく<sup>6</sup>。

北ボルネオにおける外国人労働者に関する最初の契約労働規定は、当時のマラヤ海峡植民地で施行された *Straits Settlements Ordinance of 1882* に依拠していた。この法律は、北ボルネオでの契約労働を 5 年間に限るもので、労働開始 6 週間以内に雇用主と労働者が書類を取り交わすことが義務づけられ、契約の破棄には両者の同意が必要とされていた。雇用主は、労働者に供給した物品

<sup>5</sup>このジャワ人の労働移民は、オランダ領スリナム、英領マラヤおよびボルネオの他地域（サラワク）への労働移民にかぎられていた。ジャワからの移民渡航管理は、A. D. E. K (Vereeniging Algemeen Delishe Emigratie Kantor) が担当し、ボルネオへの渡航はオランダの汽船会社を使用することが条件とされた。北ボルネオのゴム農園や木材キャンプでのジャワ人労働者の就労状況を監視するためにオランダ人視察官が現場を訪れ、詳細な報告をジャワに送った。北ボルネオにおけるジャワ人労働者に関しては Miyazaki 2003 に詳しい。

<sup>6</sup> ゴム・プランテーションへの華人ならびにジャワ人労働者の動員に関する管理記録については以下の資料を参照されたい。

British Borneo Central Archives (Pink File), NBCA 1405, 129, 734, 646, 579, 272, 441, 1380, 92A,B, 92C,D, 92E,F, 92G,H, 92I.

British Borneo Central Archives (Pink File), NBCA 1305, Shortage of Local Labour in North Borneo and the Recruitment of Imported Labour 1936-1940.

労働市場形成にともなう外国人労働者の帰化や民権条項に関しては以下の資料を参照されたい。

British Borneo Central Archives (Pink File), NBCA 341 (1. Rights of nationality of indigenous Natives of the State and children of aliens born in North Borneo, 2. Status of British subjects born in the States, 3. Naturalization Ordinance),

British Borneo Central Archives (Pink File), NBCA 1310, 1934-1940 Annual Reports, Protectorate and Secretariat for Chinese Affairs.

に相当する金額を給与から差し引く権利と労働者の逮捕権をもち、労働者が契約を不履行した場合は6ヶ月の禁固刑に処された<sup>7</sup>。

表-1. 北ボルネオにおける労働人口 (1921,1931,1940)

1921年	華人	36.9% (広東 4,793 客家 3,140)
	ジャワ人	33.9% (8,693)
	原住民	23.35% (6,378)
	計	25,769
1931年	華人	31.7% (広東 4,793 客家 3,140)
	ジャワ人	33.4% (6,077)
	原住民	23.4% (4,252)
	計	18,204
1940年	華人	37.6% (7,717)
	ジャワ人	11.4% (2,333)
	原住民	46.5% (9,529)
	計	20,503

(Tregoning 1958:143)

#### 4. プロト・トランスナショナルリズム：帝国ネットワークと国際機構

通常は接触することもなく一生を終わらせるはずであった華人とジャワ人、そしてボルネオ北部の住民が同じエステートで肩をならべてゴム樹液の採取をするという状況は、昨今の表現を借りればまさにハイブリッドな社会空間ということになる。このような混濁性の高い社会空間は、英領マラヤを引き合いに出すまでもなく、植民地における商品作物生産に起因した「複合社会」の性格である(Furnival 1948)。

このような労働市場にくわえて、一方でこれらをつくりだした経済体制に注目する時、そこにも混濁性の高い西ヨーロッパの資本家社会が形成されていたことにも留意しなければならない。北ボルネオ・プランターズ・アソシエーションは、ゴム農園の経営者によって組織された団体であり、労働者の確保にあたっては北ボルネオ政府の移民政策を大きく左右する圧力団体として機能した<sup>8</sup>。これらの生産現場を取り巻く人々のネットワークは、汽船会社経営者、貧窮院管理者、香港、シンガポールそしてジャワに事務所をもつ労働者周旋業者、ロンドンの株式投資家のみならず、香港政庁とバタヴィア政庁の官吏、シンガポールの西ヨーロッパ大使館の館員、大英帝国政府とオランダ政府の官吏などを含むものであった<sup>9</sup>。「宗主国」と「帝国」を横断するかたちで構築した西ヨーロ

<sup>7</sup>このような契約労働が、徐々に自由労働(free labor / unassisted labor)に取って代わられるのは1920年代後半のことである。1932年には、大英帝国植民地当局の圧力のために、北ボルネオは契約労働の廃止を決定するが、これは当時すでに中国ならびにジャワからの安定した労働力の確保、および外国人労働人口の調節弁としてのマルチやドゥスンなどのローカルの労働者の雇用が期待できたことによる(Oades 1961:153)。植民地支配の枠組を超えた華人の移民ネットワーク形成に関しては杉原 1994を参照。

<sup>8</sup>例えば1940年のProtector's Officeの記録によれば、West Coast Residencyでは23、East Coast Residencyでは5つのゴム農園を対象として労働力調査が行われ、Beaufort地区の農園において最も深刻な労働者不足が指摘されている(Prot.No.179/39/36, NBCA 134)。

<sup>9</sup>英蘭植民地をつらぬく形で形成された帝国ネットワークのもとで、これらの植民地官僚と資本家に加えて、植

ツバ商業資本家とテクノクラートのネットワークのなかには、例えば、ドイツ人入植者にタバコ農園開拓を誘致する北ボルネオ会社のイギリス人官吏や、ジャワのスマランから労働者をジュッセルトン（現在のサバ州都コタ・キナバル）に輸送する汽船会社のオランダ人や日本人がいたわけである<sup>10</sup>。

このような資本家のネットワークに並列するかたちで、植民地帝国のあいだの協調体制の進行が見られたのが戦間期の特徴である。東南アジア島嶼部における 1920 年代から 1941 年にいたる 20 年間は、きわめて興味深い歴史的プラットフォームと考えられる。「国際協調」もしくは「帝国同盟」の時代と称されるヴェルサイユ条約締結に始まる戦間期は、東南アジア島嶼部においてはイギリスとオランダによる植民地化の最終段階にあたる。

東南アジアの植民地国家群にとって、戦間期は「世界の政治経済が実質的により一体化」（西川 2000：380）した時期と考えることができる。世界大恐慌（1929 年～1931 年）における株価や先物取引価格の世界的な高下は、経済局面における地球規模の一体化をものがたるものであるが、このような超国家的なネットワーキングは、言うまでもなく市場における金融や商品の連鎖のみならず植民地を越えた政治経済的なアリーナにおいても進行した。東南アジアにおいては、特にゴムの生産過剰に起因する市場価格の低落を防ぐために、スティーヴンスン・スキーム(1925)などの植民地の単位を越えたゴム生産調整策が実施され、最終的には 1934 年の国際ゴム条約というグローバルな経済政策の運用に結びつく（石川 1997）。 Kommunizmus のトランス・コロニアルな伝播への対抗処置として、1920 年代にはコミンテルン（第三インター）の活動に対応して政治警察の国際協力体制が成立しているが、これも植民地や国家の枠組みを超えた政治的ネットワークとして理解すべきものだろう（白石 2000:121）。

1920 年の国際連盟(League of Nations)は、植民地主義と併存する単一国家をこえた政治的組織であり、まさに戦間期の国際協調の機運のもとで創設をみた国際機関である。周知のように国際連盟とともに専門機関がつくられたが、そのうち国際労働機関(International Labour Organization)が、植民地期北ボルネオのプランテーション労働のかたちに深く関与したことは興味深い。戦間期における経済体制の脱国家化さらには脱帝国化の進行のもとで、労働力組織化に関しても、植民地とこれを統括する帝国、そして帝国ネットワークの最大の「くくり」として、超国家的な労働管理機構が形成され、植民地体制と共存していたことが北ボルネオのケースから明らかとなる。北ボルネオにおいては、労働力管理に関する政策決定は、大英帝国の関係省庁ではなく、国際連盟ならば国際労働機関で議決された指針に直接的に依拠した。すなわち、北ボルネオにおいては「ゴムの生

---

民地で活発な活動を行ったのが欧州ならびにアラブ系エージェントたちである。かれらは、国家的政策を運用する官僚と異なり、利潤のために非合法的なジャワ人労働者の周旋の中心的組織となった。彼らのもとで、実際に村々におもむき労働者を集める役目を負ったのは wereg と呼ばれるジャワ人エージェントであった。

<sup>10</sup> 香港からジュッセルトンへの汽船の運賃設定に関する北ボルネオ政府とインドシナ・スチームナビゲーション会社との通信文は、当時の植民地政府の華人強制送還の状況と、これを輸送するためのコスト削減のための汽船会社との交渉など興味深い資料を提供する(NBCA 1138)。

産制限、阿片管理と撲滅のための運動、労働条件の調査などはすべて国際連盟の下部機関ならびに諸国際機関の主導のもとに行われ」(Tregoning 1958:76)、とくに労働管理にあたっては国際労働機関の年次総会での決定事項との周到なすりあわせがはかられた<sup>11</sup>。

北ボルネオ植民地においては、旧来の東南アジア島嶼部における植民地のイメージ、すなわちイギリスに対峙するオランダという二大帝国の対立よりも、むしろ西ヨーロッパ経済の共生のための帝国のネットワークキング、すなわち植民地体制を最大限に利用するブルジョワジーの圧力のもとでのイギリスとオランダの二大帝国を横断的につなぐネットワークが拡張した。この結果、香港、シンガポール経由の華人とジャワからのジャワ人の労働力が帝国の領域を越えて組織化され、これらの管理の基本原理は、国際連盟ならびに国際労働機関などの超国家的機構によるものとなる。これらの国際機関が植民地体制と並存していたことを考えると、西ヨーロッパ植民地宗主国の経済的利害によって国際機関の政策が左右されたことは想像に難くない。戦間期には、コロニーや帝国を独立的単位とした従来型の植民地経営の終わりとして国際機関のもとでの新たな覇権形成の原型を見ることが可能だろう。

#### 5. サラワク北部熱帯雨林の工業化：液化天然ガス、化学プラント、木材産業

イギリス直接統治をへて、1963年に北ボルネオにおける植民地の歴史は終わり、現在のマレーシア、サバ州が成立した。ゴム・プランテーションはすでに姿を消し、代わりに延々と続く広大な油椰子プランテーションがボルネオ北部の代表的な景観となって久しい。そこでは、安価な労働力として隣国インドネシアのカリマンタン、ジャワ、マドゥラ、スラウェシ、東インドネシアの島々などきわめて広範囲な地域から人々が雇用されている。これらの労働者の管理主体は、マレーシアという主権国家に代わり、油椰子産業をとりまく国際的経済環境も、戦前のゴム時代とは様変わりしている。現在は、「ASEAN 自由貿易地域」(AFTA)などの東南アジアにおける域内経済ブロックが生まれ、特に島嶼部においては、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ブルネイからなる東ASEAN 成長地域(BIMP-EAGA)形成の機運の高まりのなかで、資本と労働力の国際移動は新しい段階を迎えようとしている<sup>12</sup>。

北ボルネオ会社からマレーシア連邦政府へ、ゴムから油椰子生産へと現在の東マレーシアのランドスケープは変貌したが、現在でもインドネシアのジャワ島および外島地域は安価な労働力の供給

<sup>11</sup> ロンドンの Colonial Office から北ボルネオの植民地官吏に送付された通信文においては、サラワクやマラヤを含めた大英帝国の植民地が International Labor Convention の条項を修正なしに批准することを求める内容となっている(North Borneo Central Archives (NBCA 1135), Kota Kinabalu 1937)。北ボルネオで 1936 年に用意された Labour Ordinance 1936 の内容は、プランテーションにおける労働条件などに関するきわめて厳格な条項が記載されている(NBCA 1186)。

<sup>12</sup> BIMP-EAGA (東 ASEAN 成長地域) は Brunei Indonesia Malaysia Philippines- East ASEAN Growth Area 構想のもと、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンが域内経済の発展をはかるために創出された新しい経済圏を指す。

源として大量の契約移民を送り出し続けていることに変わりはない。東 ASEAN 成長地域や ASEAN 自由貿易地域を中心とした経済編成、そしてこれらを取りまく GATT、WTO などの国際機構のもとで、国際労働移動は経済の脱国境化にともなう資本蓄積という新たな正当性を与えられるようになる。

以下の報告では、マレーシア、サラワク州北部沿岸部の工業都市ビンツルと内陸部のブラガを結ぶクムナ川およびその支流から形成される流域社会に焦点をあてて、ポスト・コロニアルな状況のもとでの労働と人々の移動について考察を続けることにしたい。については、本稿では、筆者の行ってきたフィールドワークにもとづき、移民受け入れ社会そのものが、いかに資源の商品化にともなう労働力の組織化のもとで変容してきたかにも留意し、従来「労働市場」として描写される社会の単位をビンツル工業地帯と内陸部ブラガを結ぶ約 200 キロに渡る流域社会まで拡張し、その地域史のなかで検討する。

現在 13 万人の人口をもつビンツルは、30 年前までは人口わずかに 5 千人に満たないマレー系住民の暮らす漁村であった。しかしながら 1978 年に液化天然ガスが発見され、マレーシア LNG 社の国営プラントが建設されたのを皮切りに、一挙にサラワク随一の工業都市として発展した。熟練工および非熟練工を吸収する巨大な労働市場が形成され、サラワク北部では、これも液化天然ガスの基地であるミリに次ぐ都市となっている。1980 年代には液化天然ガス輸出のための港湾整備が行われ、州都クチンをしのぐ船舶輸送の拠点となった。この後、政府主導のもと各種工場誘致が進み、マレーシア LNG 社および国営石油会社ペトロナスのプラントにくわえ、天然ガス火力を利用した多くの軽化学工場が操業している。



液化天然ガスのプラントから供給される電力を利用した工場群に加えて、ビンツルの産業を支えるのが木材関連企業、油椰子プランテーション、アカシア・マンギューム植林の三事業である。サラワク州では1985年頃から木材伐採が盛んとなり、1990年代から本格的な合板生産が始まる。日系、サラワクの福州系華人、西マレーシア、フィリピン、台湾、インドネシアの華人資本による製材、合板、練炭、チップならびにMD F (Medium Density Fiberboard)などの生産工場がビンツルのクムナ木材工業団地に誘致され、現在10製材工場、10合板工場、2ベニア工場、家具工場などが操業しており、原材料として月間20万立方メートルの原木丸太が内陸部の伐採現場から搬入されている(Sarawak Tribune 2000/2/23)。これらの木材関係の工場がクムナ川沿いに生産拠点を形成しているのに対して、油椰子プランテーションならびにパルプ産業の植林は、ミリとブラガ、さらにはバクン水力発電所につながる幹線道路沿いに広がっている。これらの事業は、西マレーシアの企業、木材産業からの将来的転換をもくろむサラワクの地元企業、華人系ならびに日系企業の資本投下のもとで展開されている。

ビンツル工業地帯の発展は、木材産業を独占する福州系華人の経済力ならびにイスラム系ムラナウの政治力に起因する。福州人の拠点、ルジャン川河口の都市シブの人口増大とビジネスチャンスの減少は、1980年代に福州系木材関係者のビンツルへの連鎖的移住を引き起こし、製材ならびに合板企業がビンツル経済の一つの柱となった。これに加えて、ルジャン川下流の南シナ海沿岸部からのイスラム系ムラナウの移住は、政治的にビンツルをムラナウの権益拡張の中心地に変える。サラワク州首相モハマッド・タイブの指導のもと、ビンツルにはビンツル開発公社 (Bintulu Development Authority) が創設され、首都クアラルンプールと州都クチンという二つの政治的センターに直結した経済政策が推進されるようになる。政府系企業は液化天然ガスおよびそのエネルギー利用に依拠した軽工業に、そして華人資本は主に木材産業に集中するという官民二重構造が成立し、液化天然ガス企業に対する欧米系と日系企業の投資ならびに事業参加、そして木材産業に対する日系ならびにマレーシア、台湾、フィリピン、香港、インドネシアなどの華人系多国籍企業の資本援助および技術移転が進んでいる。現在ビンツルには日本人会に登録する70名あまりの駐在者とその家族がおり、オフショア石油・ガス関連企業に駐在する欧米コミュニティはさらに大きな規模となっている。内陸ブラガ近郊のバクン水力発電ダム建設関係の韓国人に加えて、液化天然ガスプラント第三期工事のために就労予定の3,000名あまりのフィリピン技術者は、ビンツルの労働市場の多国籍化をさらに進めている。

これらの工業地帯の奥座敷として広がるのがクムナ川支流で結ばれた流域社会である。河口部のビンツルと内陸部のブラガのあいだを流れるクムナ川は、5千トン級の船舶の航行が可能であり、下流から上流にむけて、スパウ、パンダン、ラパン、トゥバウなどの下部行政区が設置されている。トゥバウまではエクスプレス・ボートが往復しており、片道3時間30分ほどの距離である。クム

ナ川流域社会には、異種の生態ニッチに特化して生活を営んできた多様な民族集団が共生してきた。そこでは、マレー系 (Melayu, Vaie Segan, Melanau)、イバン(Iban)、オラン・ウル(Kayan, Kenyah, Punan Bah, Penan, Kejaman)、華人 (Foochow, Teochew, Cantonese, Hakka)、ビダユ(Bidayuh) などサラワク州で公式に民族名が認知されているほぼすべての社会集団をみることができる。サラワクのマクロな社会集団編成が、この川筋社会のミクロ・コスモスにいわば凝縮されているといつてよい。

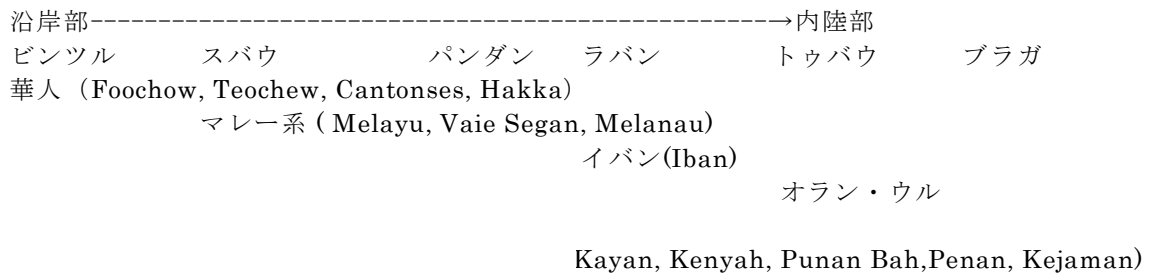
民族集団別人口は全体的にはイバンが優勢であるが、すべての民族が混住する都市部ビンツルを除けば、下流から上流に向かって次のような民族集団の棲み分けのグラデーションを形成している。

表-1. ビンツルの民族集団別人口構成

	マレー	ムラナウ	イバン	オラン・ウル	華人	その他
ビンツル	9,405	12,034	27,452	2,300	22,443	8,984
スバウ	433	974	12,343	2,157	1,231	1,774
タタウ	419	1,365	11,773	3,020	1,343	1,783
					総計	122.338

(Resident Office Report 2001)

表-2. クムナ流域社会の民族集団



## 6. クムナ川流域の労働市場：合板工場・油椰子プランテーション・アカシア植林

1980年代以降のビンツルにおける急激な工業化の流れのなかで労働力の確保はいかに行われてきたか。本報告では紙幅の制限から、液化天然ガスのプラントや肥料、アルミニウム、シリカ、接着剤などの軽化学工業をのぞいた労働集約性の高い労働現場、すなわち木材産業、油椰子プランテーションならびにパルプ生産のためのアカシア・マンギューム植林産業に焦点をあてたい。



クムナ川河口のジュバック工業団地およびクムナ工業団地には木材関連工場が建設され、製材、合板、MDFなどの加工生産が行われている。ビンツルの木材工業団地は、シブ近郊のタンジョン・マニスに並ぶサラワクにおける二大木材集積地であり、ルジャン川とならんでクムナ川は木材運搬の大動脈となっている。これらの工場で加工される丸太原木は、まず上流域のコンセッション現場で伐採され、ティンバー・キャンプでの樹種とサイズの仕分けを経て、ログ・ポンド（貯木場）に陸路トラックによって運ばれる。これらの原木はバージに積まれてタグ・ボートにより曳航され、河口の木材関連工場に搬入される。製材、合板、集成材などの製品および原木丸太は、沖合のローディング・ポイントで関税検査後、日本、台湾、香港、韓国、中東などに輸出されている。

沿岸部ビンツルと内陸部ブラガを結ぶクムナ川の流域社会における森林産物の資源化の歴史は、サラワクがブルネイ・スルタンの支配下であった時代に遡る。ブルネイ・マレー商人は、森林産物を得るために現サラワク内陸部での取引を重視した。彼らがブルネイからルジャン川流域に入るにあたっては、ビンツル経由でクムナ川を遡上しブラガに至るルートがもっとも一般的であった。当時、トゥバウはブルネイ・マレー商人にとって海域と内陸部を結ぶ結節点として機能していたわけである。マレー商人に加えて後に華人商人が、カヤンとクニャなどのダヤック住民から買い上げた森林産物は、20世紀以前は主にジュルトン、ダマール、グッタペルカ、ビーズ・ワックス、カポールであり、今世紀はじめからは籐に移行した<sup>13</sup>。ルジャン流域では、すでに20世紀初頭から香港資本による伐採が行われたが、クムナ河川流域で本格的に伐採および製材工場の建設がはじまるのは1920年代のことである。The Sarawak Timber and Trading Companyなどのイギリス系資本を初めとして、福州系華人やマレー系などの地元資本家がパンダン、スバウ、ビンツルに貯木場および製材所をつくり、そこでは主にダヤック住民が雇用された。

現在のビンツル地場済の発展の基礎を築いたのは木材産業であり、その牽引力となったのは福州系華人である。もともとクムナ川流域のバザーおよびトレード・ポストで取引をおこなったのは、潮州系華人(Teochew)であったが、ブルック政府の計画的誘致による1920年代のシブから福州系農民の入植は、ゴムの市場価格の高騰に支えられて増大する。もともとスバウへ入植した福州移民は、徐々にパンダンやラバン、そしてトゥバウの潮州商人を駆逐するにいたる。資本力を蓄えた福州人たちは、その後シブからの福州系木材業者とともに市場参入し、独占的なビジネス・ネットワークを形成して今日にいたる。1980年代末からは日本の商社や合板関連企業の資本と技術援助、マレーシア以外の華人系企業のあらたな資本参加を受けて、福州系の木材関連産業は一挙にその規模を増大させている。

<sup>13</sup> 1903年のサラワク官報によれば「合計一万束のラタンがトゥバウに集積済み、もしくはブラガからトゥバウにむかっており、すでに買い付けのために数千ドルの銀貨が支払われている。この結果、トゥバウの商人のあいだでは深刻な銀貨不足が生じている」(Sarawak Gazette, September 2, 1903)といった活況をトゥバウ・バザーは呈していた。ラタンについて、「クムナの第二の通貨」と呼ばれ地域経済を支えた森林産物がブリアン(鉄木)である。attap belianと呼ばれ、主に屋根材用に整形されたブリアンは、20世紀初頭から1950年代後半まで、流域のダヤックおよび華人入植者による伐採と製材、そして買い付けの対象となった。

木材産業はビンツル流域社会において、液化天然ガス精製と並んで中心的役割を果たしてきた。しかしながら、ここ数年来木材産業の衰退傾向が企業家のあいだで強く意識されるようになっていくことも事実である。内陸部での原木丸太の減少、これに起因した伐採コスト（ヘリコプター・ロギングなど）の高騰、最大輸入国である日本の不況、豊富なニュージーランド材の安定供給や安価なロシアのパイン材などの市場参入をうけて南洋材市場はますます縮小傾向にある（cf. 柿澤 山根 2003）。このような状況で、ビンツルにおいては、油椰子とアカシアなどの植林が進められ、ポスト木材産業として大型プロジェクトが次々と着手されている。ビンツルの軽工業団地には、サラワクで唯一の油椰子精製プラントが建設され、ビンツルとミリを結ぶ全長 200 キロあまりの幹線道路沿いには、油椰子プランテーションが延々と続く。2001 年 5 月には、バクン水力発電ダム建設のためミリ・ビンツル道路からブラガにほど近い建設現場をつなぐバクン道路が完成し、ビンツルからブラガが陸路 3 時間で結ばれた。このバクン道路とミリ・ビンツル道路は、北ボルネオ沿岸部の二大都市ミリとビンツル、そして内陸のブラガが結ぶ広大な三角地帯を作り出し、これらは大型トラックの運行可能な舗装路で結ばれている。現在、この陸の三角地帯で進んでいるのが、ポスト木材産業をにらんだ油椰子とアカシア・マンギューム植林を中心とするプランテーションであり、大手木材関連企業の資本投下が進んでいる<sup>14</sup>。

#### 7. 労働市場の多国籍化と労働力還流の固定化

現在、ビンツルでは人口 13 万人に対して、少なくとも 5 万人以上のインドネシア人が木材関連工場、油椰子プランテーション、そしてアカシア植林現場で就労しているといわれている。ビンツルの単純労働市場は、インドネシア人契約労働によって支えられ、イバンを除いては、クムナ川の流域社会のマレー系やオラン・ウルと総称されるダヤック系の就業がほとんどみられないことを特徴とする。

製材工場は、従業員数十人から数百人といった中小規模のものが大部分であるが、大型の合板工場の場合、2 シフトもしくは 3 シフトの 24 時間操業で、1,000 人から 3,000 人のインドネシア労働者によるフル稼働体制をとっている。インドネシア人労働者がサラワクで就労するためには、雇用主がビンツルの出先機関を通してクチンの労働事務所に労働許可を申請する。労働許可は一年毎に更新の必要がある。労働許可取得後は移民局に労働ビザ申請し、ビザは 6 ヶ月毎更新で最長 2 年間まで延長可能である。インドネシア人労働者は、多くの場合 2 年契約が原則であり、その後毎年延長を繰り返して最長 5 年まで連続就労が許されるケースもある。近年の移民法改正により、インドネシア人労働者が一度帰国すると 5 年間はマレーシアに再入国できない。ちなみに、インドネシア

<sup>14</sup>クムナ流域社会についてのより詳しい調査報告としては、石川 2003a を参照されたい。

人がサラワクに入学する場合、労働ビザを保有しなければ男で1週間、女2～3日間の滞在しか認められず、延長は不可能である。中小規模の製材工場の場合、最初はエージェントを介してインドネシアからの労働者リクルートを行うが、その後は労働者の間の口コミで知人や親族を呼び寄せることも多い。

ビンツルにおけるインドネシア労働者の多くはボルネオ島の西カリマンタン州サンバス地方ならびにジャワ島中部と東部の出身であり、スラウェシ、フローレス、西チモール出身者がこれに続く。例えば、合板工場に特に多くの女子労働者を供給している西カリマンタンのサンバス地方からは、地元のエージェントによれば、一ヶ月平均で600人ほどの出稼ぎ労働者がビンツルなどの大手合板工場での就労のためにサラワクに入学しているという<sup>15</sup>。

合板工場を例にとってみよう。A社はシブ出身の福州系華人の大手木材関連企業、日本の総合商



社、ならびに日本の建材メーカーの共同出資でつくられ、生産される合板の75%が日本市場向けに華人が占め、これらに加えてフィリピン人3人と日本人5人の技術者が就労している。ジェネラル・ワーカーと呼ばれる非熟練工の初任給は、女性が日給7.70、男が日給8.70リングである<sup>16</sup>。一日食費として3リングが支給され、労働日は月25日であり、男女の区別なく3交替シフトで24時間操業である。

A社の合板工場では、日給換算労働者の非熟練工はインドネシア人、月給換算労働者である少数

<sup>15</sup> サンバス地方からビンツルへの労働移動についてのより詳しい調査報告としては、石川2003bを参照されたい。

<sup>16</sup> 例えば1リング32円換算で、日給7.7リングは256円、8.7リングは278円である。

の準熟練職はイバン人および若干数のインドネシア人労働者が占めている。インドネシア労働者は、2年単位で入れ替わることが多いので日給換算の低い階梯に多く、勤続年数の長いローカルのイバン人がより高いポジションを占めることになる。非熟練工のなかでは、西カリマンタンのサンバス地方の出身者に比してより多くのジャワ人が班長などの職についている。熟練工は、一番下の機械メンテナンスに従事する「フォアマン」に始まり、いくつかのカテゴリーあるが、これも非熟練工の場合と同様に勤続年数が短いインドネシア人よりもイバン人が高い地位を占める傾向にある。一般事務職ならびに管理職は地元の福州系華人が独占している。マレー系は公務員や政府関係の企業に職をもとめ、オラン・ウルと呼ばれるカヤンやクニヤの工場労働もほとんど見られない。このようにビンツルの労働市場は、民族や国籍により成層化されており、「賢いが怠けることもうまいジャワ人」、「勤勉で不満をいわない、しかしながら責任のある仕事はまかせることができないサンバスのマレー人」そして「給料をもらった次週の週に職場にあらわれない大酒飲みのイバン」といった民族的なステレオタイプが福州系華人雇用主のあいだで定着している<sup>17</sup>。

現在、ビンツルの木材関連企業では、労働市場のインドネシア化が進み、イバンなどの地元労働者の就労は減少の一途をたどっている。クムナ工業団地で操業する最大手の合板企業B社では、非熟練労働者1,400人中、非インドネシア人は20名を越えず、労働者のインドネシア化が急速に進んでいる。単純労働者の初月給は平均250~300リングと少額で、就労を望むマレーシア人はいない。一日12時間のシフト労働と残業、タバコ一本吸い終えることもできないトイレ休憩時間、すべての飲食物の工場内売店での購入義務などは、インドネシア人労働者に共通した不満となっている。

合板工場に対して油椰子プランテーションは、地元の木材関連企業とサラワク州政府のジョイント・ベンチャーもしくは西マレーシアですでに操業しているマレー系企業によるものが多く、企業のトップにはマレー系、そして実質的な経営人はローカルの福州系華人、「ハーバスト・マンドール」と呼ばれる労働者の管理者にイバン人、そして現場での単純労働者として、西カリマンタンのサンバス・マレー人、ジャワ人、プギス人、「チモール人」と総称されるフローレスなどの東インドネシア出身者が就労している。

日系企業や国外の華人企業の資本投下による福州系華人企業体の急速な成長とともに、1997年通貨危機以降の農村経済の疲弊により、インドネシア人労働者のマレーシア労働市場への流入はますます進み、いまやインドネシアの農村部はマレーシア経済のインフラストラクチャーとなった観がある。ビンツルの華人系飲食店やメイドなどの家庭内労働の多くが不法就労の女子労働に支えられており、5万人をはるかに越えるインドネシア人が就労していることが想像される。

ビンツルに限らず、現代のマレーシアにおいては、不法移民を含む大量の外国労働者の流入によ

---

<sup>17</sup>西マレーシアにおける労働市場のセグメンテーションならびに日本企業の進出については吉村1998に詳しい。

り labor aristocracy と呼ぶべき社会編成が進行し、工場、プランテーション、建設現場などの低賃金単純労働は外国人労働者によって行われている。インドネシアにおける行政ならびに斡旋業者によるマレーシアへの労働移動の制度的保障が進むもと、国境をこえた労働市場への安価な労働者の配置とこれに起因する産業資本の移動がさらに進むことが予想される。実際にビンツルの木材関連産業において、この十数年に進んでいるのは、外国人単純労働就労の恒常化、日系ならびに華人資本による生産拠点の形成と労働力動員、そして巨大な労働市場の出現である。労働契約および国家移民局の労働ビザ制限のもとで、労働者は常に国家管理のもとにおかれ、送り出し国による法的保護の域外で就労せざるを得ない。現在、国家間の経済力格差による新しい序列化のもと、東南アジア島嶼部における送り出し国と受け入れ国の二分化と労働力還流の固定化が進行している。

本稿ではビンツルを例にとったが、ミリヤシブなどの河川下流域における製材ならびに合板工場、ならびにインドネシア国境に近い山間部で操業する数多くティンバー・キャンプにおいては、インドネシアの森林資源のインドネシア人による商品化が行われている。従来の日系企業による資本投下ならびに技術移転に加えて、華人企業による日本人技術者の雇用など新しい形態のもとの木材関連産業の伸張にはめざましいものがある。多くの華人系大企業はきわめて多国籍な性格を特徴とし、そのネットワークは、香港、台湾、中国本土、インドネシア、フィリピンなど国を越え、パプア・ニューギニア、ニュージーランド、ラテンアメリカ、ベトナム、ロシアなどでグローバルな操業を行っている(cf. Filer 1997)。

## 8. 歴史の遡及的理解にむけて

人の移動と労働のかたちを歴史や権力といった視点から見直す際に、上でみたボルネオの戦間期と現代の事例は、いくつかの重要な問題を考える契機になると考えている。それらは、具体的にはグローバリゼーションの歴史区分、トランスナショナリズムと移民政策、労働と権力、そして歴史の遡及的理解にかかわるものである。

第一は、冒頭でも触れたグローバリゼーションの歴史化についてである。すでに見たように、従来の議論では、数十年から数百年とその時間幅の長短によりグローバリゼーションの性格規定が異なっていた。これに対して私は、グローバリゼーションをより振り子運動的(oscillation)なものとして捉えたほうが良いと考えている。すなわち、戦間期にいたる植民地期と現在の社会経済的な編成を歴史のなかでのグローバリゼーションの二つのピークとして位置づけてみたいのだ。これらの二つの歴史的なエポックにおける労働力の組織化のあいだに歴史的なパラレルが指摘できるのではないか、というのが基本的な視点である。

本稿で検討した第一の事例、北ボルネオ植民地における大英帝国とオランダという二つの植民地

帝国のインターフェースにおける労働の組織化は、まさに植民地状況におけるグローバルな権力配置下の東南アジア周縁地域で何が起きたかを私たちに示すものであった。これに対して、第二の事例は、マレーシアという国民国家のもとでの外国人労働力動員にかかわるものであり、1980年代後半以降に進んだ資本と技術ならびに労働者のトランスナショナルな移動のもとでのきわめて今日的な国際分業の例となっている。

戦間期に関する近年の西洋経済史研究は、世界大恐慌にいたる約半世紀を現在に先行するグローバル化のひとりの到達点と位置づけている(Hirst and Thompson 1999, ジェームス 2002, O'Rourke and Williamson 1999)。その主張は、グローバル化の第一のピークは19世紀後半に始まり1930年代にその終焉を迎え、その後、国民国家の時代への揺り戻しのなかで、政治的なナショナリズムの伸長と経済的な保護主義が強化されていったというものである。これらの研究が実証的に明らかにしたのは、戦間期を中心とするグローバル化は、その規模において現在のそれを凌駕しており、西ヨーロッパを頂点とした生産と流通の国際的なネットワークが地球規模に拡大し、商品、金融資本、そして人々のモビリティの飛躍的増大をもたらしていたことである<sup>18</sup>。

19世紀末から戦間期までの時期には、ヴェルサイユ体制を中心とした国際協調の機運のもと、金融ならびに資本の世界規模での統合が進み、国際決済銀行(BIS)や国際労働機構(ILO)の設置は、超国家的な経済政策の運用を現実のものとした。例えば、H.ジェームスの大恐慌期の研究は、「経済のグローバル化の第一期が大きな試練を向かえ、その試練があまりに厳しすぎたために、世界的なシステムが破壊され、各国は自給自足体制かそれに近い体制へと逆戻りした」ことを明らかにしている(ジェームス 2002:11)。その主張によれば、世界経済のグローバル化が復活したのは1970年代以降ということになる(ibid. 2002:11)。さらにオロークやウィリアムソンの言葉を借りれば、「歴史はグローバル化が自己破壊のタネを蒔くことを示している。そのタネは1870年代に植えられ、80年代に芽を出し、世紀の変わり目にぐんぐん成長し、二度の世界大戦のあいだに満開の花を咲かせた」ということになる(O'Rourke and Williamson 1999:93)。

経済史であれ帝国史であれ、戦間期に関する歴史研究の基本的な対象は西ヨーロッパであり、ここでは金融資本や地球規模の商品連鎖を支えた植民地状況への言及は少ない。本稿の地域限定的な事例考察は、従来の歴史研究が等閑視し、恐らくこれからも考察の対象とはされないであろうボルネオという世界経済の周縁地域で戦間期に何が起きたか、そして現在何が進行しているかを検討す

<sup>18</sup>ジェームスは、第一期のグローバル化と現代の統計的比較として、「ネットの資本移動」の大きさに注目している。「第一期のグローバル化時代には、資本の輸入、輸出とともに現代よりもはるかに大きかった。1870年から1890年のアルゼンチンの資本輸入は対GNP比で18.7%に達し、オーストリアは同8.2%に達していた。両国は1990年代も巨額な資本を輸入しているが、対GNP比では2.2%と4%にすぎない。資本輸出については、これ以上に劇的だ。第一次世界大戦直前の大英帝国の資本輸出は、対GNP比で7%にたっしていた。第二次大戦後、日本や統一前の西ドイツですら、この水準に達していない。

貿易も、資本輸出ほどではないが劇的である。輸送手段が発達したにもかかわらず、第一次大戦前の貿易の水準に回復したのはほとんどの国で1980年代になってからだ。1913年のイギリスでは、輸出がGNPの30%に達していた。同じ年のドイツは約20%でやや低い、この水準を回復したのは1970年代初頭である」(ジェームス 2002:20)。

るものであった。すでに明らかのように、二つのケースのあいだにいくつかの構造的類似を指摘することは可能である。すなわち、資本と労働力移動のトランスナショナル化、これに付随した移民法と労働者の統計的管理の進行、労働市場における国籍や民族の混淆とディスプレースメント、脱領域化を特徴とする労働力と資源の商品化などの現象である。本稿では特に、戦間期と現代の二つの時期のみに焦点をあてたが、19世紀後半から1910年代、そして戦間期後の日本軍政ならびにイギリス統治期、国民国家マレーシアの成立から1980年代、そして1980年代後半から現在までといった幾つかの歴史枠を設定し、ジェームスやオロークなどの歴史区分がどこまで東南アジア島嶼部の地域史に適用できるか検証することの重要性は言うにまたない<sup>19</sup>。

戦間期と現在の二つのグローバリゼーションを考察してみると、他にも重要な共通点に気づく。それは、資本の蓄積や金融システムのグローバル化と異なり、労働力としての人の移動については、トランスナショナリズムの進行と国家単位の管理能力のあいだの反比例関係は今も昔も成り立たないということである。すなわち、グローバル化に伴う国家の機能や権力の相対的な低下という構図は、少なくとも労働力の国際移動に関しては成り立たず、トランスナショナルな人の動きは、国家管理の強化という反応を必然的に生むことが指摘できるのだ。例えば、グローバリゼーションの第一のピーク時には、大規模な人々の国境を越えた移動に対する反応が20世紀初頭に移民排斥運動として各地で発現した。1917年のアメリカ移民法は、病気や危険な伝染病に罹っている者、一夫多妻者、アナキスト、売春婦、契約労働者と運賃を雇用主が負担した者、そしてアジア人の排除を目的とした。本稿で見たように、ゴムのプランテーションを中心とした戦間期ボルネオにおける中国大陆とジャワ島からの労働者の組織化は、オランダとイギリスの植民地官僚のきわめて密な行政的コミュニケーションと徹底した移民の量的把握の上に成立したものであった。現在のマレーシアでは、不法就労の増加に移民局による不法入国者の逮捕と強制送還が繰り返され、マス・メディアを通じた犯罪予備軍としての「Indon」（インドン）のイメージが形成され、最近では鞭打ちの罰則規定を含む移民法の強化がなされている。

輸送と通信のコストが下がり、産品、サービス、資本の流れをはばむ人工的な障壁は減少しているにもかかわらず、労働者の自由な流れに関しては、大きな障壁が存在し続けている。東マレーシア、ピンツルの例を繰り返すまでもなく、現在のマレーシアへの労働力移動は、メイドなどの家庭内労働、飲食店、建築現場での多くの不法就労の許容と工場やプランテーションなどにおける契約労働者の厳格な管理というダブル・スタンダードを特徴としている。そこではトランスナショナルな人の移動は以前にもまして厳しい国家管理の対象とされており、グローバリゼーションの趨勢の

---

<sup>19</sup>サラワク南西部沿岸部において1870年代から1920年代に見られた商品作物生産と労働の組織化についてはIshikawa 1998を参照されたい。本論は、マレー人貿易商(nakoda)によるココ椰子ならびに華人資本家(towkey)による胡椒とガンビールのプランテーションでのマレー農民と華人苦力の労働力動員を、歴史資料とフィールドでの聞き取りを通して最構成したものである。東南アジア島嶼部におけるプランテーションやスズ鉱山における労働の組織化を「捕囚」(captivity)という視点から考察したものとしてはTagliacozzo 2003が有益である。

もと、人の移動に関する国家障壁が低くなるというよりは、国家による人の移動の管理が強化されていると考えた方が良い。例えば、現在ポーランドの EU への加盟のプロセスで、ドイツからポーランドへの工場の移転や安価なポーランド製品のドイツへの流入など様々なトランスナショナルなフローが生まれている。しかしながら、ポーランド人労働者のドイツ入国だけは向こう 7 年間制限され、人の動きの自由化は進んでいない。ロシアは WTO 加盟を現実的なアジェンダとしつつ、国境地域での中国人移民や労働者の管理をこれまでになく強化している。日本社会の外国人労働者への依存と一方での入国管理強化も同様である。このようにグローバル化の進行にともなって、労働にまつわる人々の国際移動は移民法を通じた国家管理の対象とされ、金融や資本の地球規模のトランスナショナリズムは進んだが、労働力の移動は、まったく自由主義的な市場原理の埒外におかれている。

労働力としての人々の移動は、歴史を振り返れば明らかなように、権力の問題とつねに密接に結びついてきた。奴隷制に代表されるような強制労働、植民地における契約労働、国家の移民法により周縁化されつつ単純労働を供給し続ける不法滞在者の生成などの問題は、つねに労働力の組織化と権力の問題に収斂する。このような労働力の動員は、E.ウルフが指摘したように組織的権力(organizational power)と構造的権力(structural power)という二つの権力形態と結びついている(Wolf 1990)。1930 年代と現代のボルネオにおけるプランテーションと合板工場の事例でみたように、植民地とポスト植民地にかかわらず国家は生産のために人々の移動を組織し、労働力の動員をはかる。例えば、フェアニバルの「複合社会」のモデル(Furnival 1948)が描写する植民地東南アジアの労働空間を考えてみたらよいだろう。植民地行政のもとでゴムのプランテーションなどがつくられ、そこでは様々な民族集団の移住が促進され、モノ・カルチャーに依拠した生産システムが形成されてきた。これらのプランテーションや現在の多国籍企業の木材関連工場など、人々の労働が組織化される場合は、ウルフに従えば、「オペレーショナル・ユニット」、すなわち、労働力が動員されて、そこに定着させられ、何かの生産のために囲われる空間となる。

こうした組織的権力に対して、もうひとつの力を考えることも必要である。プランテーションや多国籍企業体にくわえて国家領域そのものなどの「オペレーショナル・ユニット」自体をつくり上げる更に大きな力、すなわち構造的権力である。この構造的権力は、コミュニティや労働市場、ひいては国家領域などのさまざまな空間をつくり上げるような更に上位の力と考えることができる。これは、資本主義的な近代世界システムが成立した後に世界を覆ったシステムが実際に在地社会に適用される際に必要とされる力である。構造的な権力は、世界のポリティカル・エコノミーを規定してきたわけだが、これは近代世界システムのみならず、いわゆる国際主義、インターナショナリズム、そして昨今のグローバリゼーションやトランスナショナリズムの進行と密接に結びついた権力の類型ということになる。



これら二つの権力に起因する人々の移動とその労働力の組織化を前にして、私たちがすべきことは、これらの権力関係を「誰が誰を働かせるか」「誰が誰を動かすか」といった基本的な社会関係のレベルまで還元し、フィールドというミクロなセッティングのなかで理解することだろう。世帯で、コミュニティで、労働の現場で、さまざまな形の労働の社会的動員に遭遇する私たちは、この問題に関して極めて良いアクセスを持っていることにより意識的であるべきだ。

人々が働くということを権力構造のなかに位置づけ考察することは、社会関係の理解のための大切な窓を提供する可能性をもっている。これは、世帯、村落、地域、国家、そして国家を越えた権力構造といった様々な分析の枠組に適応可能な共通のテーマであり、機能主義的に設定された「閉じた空間」から「近代世界システム」といったマクロは空間までを貫く理解の軸ともなるものである。「新国際分業」「ネオ・フォーディズム」「ポスト・フォーディズム」など一般化を志向する概念から漏れるかたちで等閑視されているのが、働く人々の生活世界の理解である。あえて「生産関係」といった言葉を使わずとも、フィールドで直面する搾取や不平等に意識的であろうとすれば、この問題はきわめて人類学的に了解可能な身近なものとなる。

以上のようないくつかの提案を踏まえて、最後に本特集のテーマにひきよせて歴史学と人類学の関係について考えてみたい。いままで人類学は歴史学に対していわば輸入超過状態であった。これは資史料の援用のみならず、人類学者のもつ「現在を理解するためには歴史が必要である」という共通認識そのものが、史実の与え手 (giver) としての歴史学とその受け手(taker)たる人類学の関係性を動かぬものとしていたようだ。

現在理解のための歴史的研究という視点を越えて、人類学が歴史学に積極的に貢献する可能性について考えてみよう。K.マルクスが「人間の解剖はサル解剖の鍵となる」と言ったように、現在を知ることは過去をより良く知るためにきわめて重要である。これは「現在を知るためには過去を知らなければならない」という私たちの常識をまさに逆転するものであり、例えば、その貨幣論において展開される論理によれば、現在の貨幣形態の解剖は、それ以前のいっさいの交易関係の解剖につながるということになる。すなわち、現在の資本主義のもとでの貨幣の交換形態は、バーター、局地的市場、そして交易といったすべての形態を前提としつつ、それらを含んでいるということであり、言い換えれば、過去の交易形式がその構成要素として変形され包摂されているということの意味する<sup>20</sup>。過去の解剖には現在を解剖する手続きが不可欠であるという逆説は、私たちに歴史の遡及的理解が大切であることを教えてくれる。このような歴史時間の捉え方にしたがえば、現在のサラワク州ピンツルで見られる労働の組織化の形態は、過去の歴史のなかで現れたさまざまな労働の動員や権力行使の形態が保存され、昇華されている可能性をもつ。人類学による共時的なフィー

---

<sup>20</sup> マルクスの遡及的理解に関しては、特定領域研究『資源の分配と共有に関する人類学的総合領域の構築』の研究会「贈与交換経済における貨幣資源の浸透」（代表者 春日直樹）における今村仁司氏のご教示による。より詳細なマルクスにおける歴史的時間の概念に関する議論については今村 2004 を参照。

ルドワークによる理解は、歴史の遡及的理解を意識しながら行われた時、人類学による歴史学へのフィードバックを可能にすると考えられる。

ボルネオの二つの事例から明らかなように、戦間期にいたる植民地期最終段階と現在における労働力の組織化に係わるさまざまなエージェントやアクターは異なる。しかしながら、そこに見られる人々の移動と労働のかたちは、ともに現在のグローバリゼーション論においてとりあげられてきた「トランスナショナリズム」「混雑性」「非領域化」といった概念のもとで了解可能な現象でもある。ここで重要なことは、二つの事例に見られる同質性とこれらの現象が生起した地域や時代の固有性を明らかにするためにより多くの考察を積み上げていくことであり、そこでは歴史学と人類学という学問的くくりはもはや意味をもたなくなる。本稿は、戦間期と現代の労働移動を複眼的に考察することを目的としたものであり、通常ならば歴史学と人類学の分業のなかで個別に扱われる問題を一つのアリーナにのせるための試みであった。分業にとどまらない歴史学とのコラボレーションのためは、現在の理解のために歴史を援用するとともに、フィールドから過去を遡及的に理解することが求められている。

#### 参考文献

Appadurai, A.

1991 “Disjuncture and Difference in the Global Cultural Economy”, in M. Featherstone (ed.), *Global Culture: Nationalism, Globalization and Modernity*. London: Sage.

1996 *Modernity at Large: Cultural Dimensions of Globalization*. Minnesota: University of Minnesota Press.

Auge, M.

1995 *Non-places: Introduction to and Anthropology of Supermodernity*. London: Verso.

Basch, Linda G, Schiller, Nina Glick, Blanc, and Cristina Szanton, Basch.

1994 *Nations Unbound: Transnational Projects, Post-colonial Predicaments and Deterritorialized Nation-states*. Amsterdam: Gordon and Breach.

Bintulu District Office.

2001 *Resident Office Report*. Malaysia: Bintulu District Office, the State Government of

Sarawak.

カーズルズ, S ・ M.J. ミラー

1993 (1996) 『国際移民の時代』 (関根政美・関根薫訳) 名古屋 : 名古屋大学出版会.

Castells, M.

1997 *The Power of Identity*. Malden: Blackwell.

Emmer, P.C. (ed.)

1986 *Colonialism and Migration: Indentured Labour Before and After Slavery*. Leiden: Martinus Nijhoff.

Filer, C. (ed.)

1997 *The Political Economy of Forest Management in Papua New Guinea*, NRI Monograph 32. Papua New Guinea: The National Research Institute.

Furnival, J. S.

1948 *Colonial Policy and Practice: A Comparative Study of Burma and Netherlands India*. Cambridge: Cambridge University Press.

Geertz, C.

2002 An Inconstant Profession: The Anthropological Life in Interesting Times, *Annual Review of Anthropology* 31 : 1-19. Palo Alto, California: Annual Reviews.

ジョージ, S ・ M. ウルフ

2002 『徹底討論 グロバリゼーション賛成/反対』 (杉村昌昭訳) 東京 : 作品社

Gereffi, G and Korzenirewicz M.

1994 *Commodity Chains and Global Capitalism*. London: Praeger.

Gupta, A. and J. Ferguson (eds.)

1997 *Anthropological Locations: Boundaries and Grounds of a Field Science*. Berkeley:

University of California Press.

Harvey, David.

1989 *The Condition of Postmodernity*. Oxford: Basil Blackwell.

2003 *The New Imperialism*. Oxford: Oxford University Press.

Hirst, P. and T. Graham.

1999 *Globalization in Question: the International Economy and the Possibilities of Governance*. Cambridge: Polity Press

石川 登

1993 「農民と往復切符：循環的労働移動とコミュニティ研究の frontline」『民族学研究』58(1):53-72.

東京：日本民族学会

1997 「境界の社会史：ボルネオ西部国境地帯とゴム・ブーム」『民族学研究』61(4):586-615.

東京：日本民族学会

Ishikawa, N.

1998 A Benevolent Protector or a Failed Exploiter?: An Examination of Local Response to Agro-Economic Policies under the Second Rajah, Charles Brooke (1868-1917) of Sarawak, Shamsul A.B. and T. Uesugi (eds.), *Japanese Anthropologists and Malaysian Society: Contribution to Malaysian Ethnography*, Senri Ethnological Studies 48. Osaka: National Museum of Ethnology.

2003a Transformation of Riverine Commons: Socio-economic History of the Kemena Basin Society, Northern Sarawak, Comparative Study on the Local Perception of National Environment and Landscapes among People of Sarawak, Report of the Reserch Conducted in Sarawak with a Grant-in-Aid for Scientific Research, Japan Society for the Promotion of Science (2000-2003), March 2004.

2003b Commodity and Labor on the Move: Borderlands of West Kalimantan as Economic Infrastructure of Sarawak, East Malaysia, a paper presented at the International Workshop *Micrology of Indonesian Local Societies*, March 23, 2004, Jakarta, Indonesia.

今村仁司

2004 「マルクスにおける歴史時間の概念」(4月臨時増刊総特集 マルクス)『現代思想』東京：青土社

伊豫谷登土翁

2001 『グローバリゼーションと移民』東京：有信堂高文社

ジェームス, H.

2002 『グローバリゼーションの終焉：大恐慌からの教訓』(高遠裕子訳)東京：日本経済新聞社

Kearney, Michael.

1986 From the Invisible Hand to Visible Feet: Anthropological Studies of Migration and Development. *Annual Review of Anthropology*. 15: 331-361. Palo Alto, California: Annual Reviews.

Kroeber, A.

1946 “The Ancient Oikoumene(^) as a Historic Culture Aggregate (Huxley Memorial Lecture for 1945), *Journal of the Royal Anthropological Institute* 75:9-20. London: Royal Anthropological Institute of Great Britain and Ireland.

Lefebvre, H.

1991 *The Production of Space*. Oxford: Basil Blackwell.

Lewis, W. A.

1978 *The Evolution of the International Economic Order*, Princeton. NJ: Princeton University Press.

Massey, Douglas S. Arango, Joaquin. Hugo, Graeme. Kouaouci, Ali. Pellegrino, Adela. Taylor, J. Edward.

1993 Theories of International Migration: A Review and Appraisal. *Population and Development Review* 19 (3): 613-630. New York: Population Council.

松澤宏昭・山根正伸（編著）

2003 『ロシア 森林大国の内実』東京：日本林業調査会

メルッチ, A.

1997 『現代に生きる遊牧民：新しい公共空間の創出に向けて』東京：岩波書店

Mintz, Sidney W.

1985 *Sweetness and Power: The Place of Sugar in Modern History*. New York: Penguin Books.

1996 Enduring Substances, Trying Theories: The Caribbean Region as Oikoumene. *Royal Anthropological Institute*. (N.S.) 2:289-311. London: The Royal Anthropological Institute.

1998 The Localization of Anthropological Practice: From Area Studies to Transnationalism. *Critique of Anthropology* 18 (2): 117-133. London: Sage Publications (etc)

Miyazaki, K.

2003 Migrants across the Colonial Border: Javanese Labourers to North Borneo, paper presented at the workshop *Culture and Development in and around Sabah* at the Institute of Language and Culture of Asia and Africa (ILCAA), Tokyo, 23-24 January 2003.

ネグリ, A ・ハート, M.

2003 『帝国 グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』（水嶋一憲、酒井隆史、浜邦彦、吉田俊実訳）東京：以文社

西川長夫

2000 『[増補]国境の越え方：国民国家論序説』東京：平凡社ライブラリー

North Borneo Central Archives, Kota kinabalu, Malaysia (NBCA)

NBCA 1135, 1763/9D/37, Confidential Copy.

NBCA 1138, Chinese Immigrants from Hong Kong Repatriates to Hong Kong.

NBCA 1186, Labour Ordinance 1936.

NBCA 1305, Shortage of Local Labour in North Borneo and the Recruitment of Imported Labour 1936-1940.

NBCA 1310, 1934-1940 Annual Reports, Protectorate and Secretariat for Chinese Affairs.  
NBCA 1405, 129, 734, 646, 579, 272, 441, 1380, 92A,B, 92C,D, 92E,F, 92G,H, 92I. British  
Borneo Central NBCA 341 (1. Rights of nationality of indigenous Natives of the State and  
children of aliens born in North Borneo, 2. Status of British subjects born in  
the States, 3. Naturalization Ordinance).

Oades, Rizalino A.

1961 *Chinese Emigration through Hong Kong to North Borneo since 1880*, A thesis  
presented to the Faculty of Arts. Hong Kong: University of Hong Kong.

Olwig K.F. and K. Hastrup (eds.)

1997 *Siting Culture: the Shifting Anthropological Object*. London: Routledge.

O'Rourke, K.H. and J.G. Williamson.

1999 *Globalization and History: The Evolution of a Nineteenth-century Atlantic Economy*.  
Cambridge: MIT Press.

Pieterse, N. J.

1995 "Globalization as Hybridization" in M. Featherstone et al.eds., *Global  
Modernities*. London: Sage.

Sarawak Development Institute and Centre for Agricultural Policy Study

2001 *Study on the Economic Linkages between Sarawak and West Kalimantan*. The Asia  
Foundation.

Sarawak Gazette

1903 September 2, 1903. Kuching: Government Printing Office.

Sarawak Tribune

2000 Northern Region Edition, February 23, Sarawak Tribune. Kuching: Sarawak.

サッセン, S

- 1992 『労働と資本の国際移動: 世界都市と移民労働者』(森田桐郎他訳) 東京: 岩波書店
- 1999 『グローバリゼーションの時代: 国家主権のゆくえ』(伊豫谷登士翁訳) 東京: 平凡社選書

杉原 薫

- 1994 「華僑の移民ネットワークと東南アジア経済: 十九世紀末 - 一九三〇年代を中心に」  
溝口雄三、浜下武志、平石直昭、宮嶋博史編『アジアから考える6 長期社会変動』東京: 東京大学出版会

白石 隆

- 2000 『海の帝国』東京: 中公新書

Soja, E.W.

- 1989 *Postmodern Geographies: The Reassertion of Space in Critical Social Theory.*  
London: Verso.

Tagliacozzo, E.

- 2003 Finding Captivity among the Peasantry: the Malay/Indonesian World 1850-1925,  
*South East Asia Research* 11(2): 203-232. London: IP Publishing.

Tregoning, K.B.

- 1958 *Under Chartered Company Rule: North Borneo 1881-1946.* Singapore: University of Malaya Press.

吉村真子

- 1998 『マレーシアの経済発展と労働力構造: エスニシティ、ジェンダー、ナショナルリティ』  
東京: 法政大学出版局

Wolf, E

- 1982 *Europe and People without History.* Los Angeles: University of California Press.
- 1990 "Facing Power: Old Insights, New Questions". *American Anthropologist*, vol.92, no.3,  
pp.586-96. Washington, D.C: American Anthropologist Association.



記憶の糸をつむぐ  
奴隷制をめぐる本国と植民地

吉田信

はじめに

1. オランダにおける植民地の記憶
2. 奴隷制を記憶する——オランダ
3. 奴隷制を記憶する——スリナム

おわりに

はじめに

歴史の叙述は、国民国家の形成と密接に結びついている。国民国家形成以前の歴史が、宗教的世界観を背景とする目的論(終末論)的な叙述により彩られていたとするならば、「政教分離」によって宗教的権威とその世界観を諸個人の私的領域に押し込めることに成功した近代国家は、世俗権力を歴史叙述の中心に据え、主体としての国民形成を基点とする歴史を打ち建てた。国民国家による歴史の独占状態は、具体的には各国史という形式により象徴される。また、主体である国民ひとりひとりの歴史が国家の歴史と同一視され、その中に位置づけられることも意味する。個人の歴史は、その生涯において生じた国民国家の歴史的事象を参照することで確認されてきたと言ってもよい。

だが、国家の境界はグローバル化の進展により物理的にも心理的にも揺らいでいる。それに応じて、これまで歴史の主体として描かれることのなかった人々の記憶が、社会的承認を求め溢れ出している。こうした動向は、個人の記憶と国家の歴史とが齟齬なく結びついてきた時代の終わりを確実に示している[テッサ・モーリス＝ズズキ 2002]。記憶と歴史をめぐる議論は、それぞれの国の置かれた歴史的・政治的・地理的な状況と密接に絡んでいる。同時に、それは国境を越えた記憶の場を探り、ナショナル・ヒストリーに回収されることのない歴史叙述を構築する作業をも意味する。

この報告書は、本国と植民地における奴隷制の記憶をあつかう。ここでは、奴隷制を記憶する試みがどのようになされているのかを、旧宗主国であるオランダ本国と、かつての植民地であったスリナムを対象とし、整理していく。スリナムは、オランダの植民地として、オランダ領西インドを構成していたが、1954年に締結されたオランダ王国憲章(Statuut voor de Handelingen van de Tweede Kamer der Staten-Generaal der Nederlanden)によって本国と同等の地位を得、1975年には独立を果たしている。

本国と旧植民地とにおいて、奴隷制の記憶は、どのように共有されているのか。記念碑や祝日の分析を通じて、その概観を試みる。そのことにより、記憶の共有にともなう可能性と限界を提示したい。

## 1. オランダにおける植民地の記憶

オランダは、現在、ヨーロッパの小国の代表的存在として認められている[百瀬 1990]。だが、オランダは、世界システムにおける最初の覇権国家として、東西両インドに植民地を領有する「帝国」でもあったことに留意すべきである。このうち、東インドはインドネシアとして1950年に最終的に独立を果たし、西インドは1975年にオランダ領ギアナがスリナムとして独立する。スリナムとともにオランダ領西インドを構成していたカリブ海に位置する6つの島は、現在オランダ領アンティルおよびアルバとして、オランダ王国の一部を構

成する自治領となっている<sup>1</sup>。オランダが、これらの領域に対して植民地支配の基礎を確立するのは、17世紀にさかのぼる。レンブラントやフェルメール、スピノザが活躍し、東西両インド会社が世界を席卷したこの時期を、オランダ人は「黄金の世紀 (De Gouden Eeuw)」と呼ぶ。「黄金の世紀」こそ、オランダ社会にとって、失われた、しかし栄光に満ちた時期として記憶され、歴史の根幹を成しているといつてもよいだろう。このことは、アムステルダム国立博物館を訪ねることにより、文字通り体感することが可能である。歴史部門と美術部門の二つの展示館を備えた博物館の中核を成すのが、質量ともに最大の割合を占める17世紀の展示物に他ならない。

この時期、世界システムの覇権国家としての役割を担うことにより、オランダは「帝国」としての繁栄を享受する。だが、オランダ人にとっての「黄金の世紀」とは、植民地主義を展開する契機でもあった。言い換えれば、国民の歴史の根幹を構成してきた出来事こそ、現在の記憶に修正を迫る要因を形成したともいえる。

「黄金の世紀」にその基盤を確立することとなった植民地は、オランダ社会にどのように記憶されているのだろうか。はじめに確認しておかねばならない点は、多くの国同様、オランダにとっても、社会的に共有されている記憶とは、第一に戦争の記憶を意味することである[van Sas 2005: 191]。戦争とは、なによりも第二次世界大戦によるドイツの占領体験と、それに対する抵抗を意味する。現在でも、1945年5月4日と5日の終戦記念日には、オランダ全土で様々な式典が執り行われ、王室を頂点に、国民的な記憶の再生産が国家的規模で組織的に続いている<sup>2</sup>。アムステルダムの王宮前、ダム広場にそびえ立つ塔は、この記憶を象徴するモニュメントである。同時に、第二次世界大戦の終結にともなうこの記憶は、植民地とのかかわりからみると、オランダにとってインドネシアの独立をめぐる新たな、しかも泥沼の戦闘のはじまりでもあったことに留意せねばならない。

戦争をめぐる記憶を構成する点では同じであっても、ドイツによる占領体験とインドネシアとの戦闘では、両者の相違点に注意を払う必要があるだろう。中立を宣言したにもかかわらず、ヒトラーの電撃作戦により、ほとんど反撃の余地もなく全土を占領されたオランダにとって、占領からの解放は連合国という勝者の立場からの肯定的な記憶の共有を可能にした。だが、インドネシアとの戦闘では、徴兵により相当数の国民が動員されたうえに、大規模な戦闘に従事、かつ死傷者を出している。さらには、事実上の敗戦により結果的にインドネシアの独立を認めざるをえなかったことなど、この出来事はオランダ社会のトラウマとして記憶されている。したがって、戦争をめぐる記憶という観点からは、ドイツによる占領体験からの解放がオランダ社会の共通の記憶を積極的に形成する一方、旧東インドに関する記憶は、戦後復興の陰に隠れ言及されることが

<sup>1</sup> オランダ領アンティルとアルバは6つの島から構成され、それぞれの島の頭文字をとりABC及び3Sと呼ばれていることがある。ABCとは、アルバ(Aruba)、ボネール(Bonaire)、キュラソー(Curaçao)であり、3Sとは、シント・マールテン(Sint Maarten)、シント・エウスタチウス(Sint Eustatius)、サバ(Saba)である。アルバはひとつの島で独自の地位を持つ自治領である。他の5つの島はオランダ領アンティルとして自治領を構成し、キュラソーに行政府が位置する。

<sup>2</sup> 1987年以降、勅令により設置された委員会が式典に責任を負っている。

<http://www.4en5mei.nl/portal/home.2>

なかったか、あるいは「負」の遺産として社会の周縁部にとどまり続けてきた(図 1)。

だが、第二次世界大戦終結 50 周年を契機として、オランダでも歴史の「影」に対する関心が高まってくる。たとえば、ピエール・ノラによる『記憶の場』で提起された課題を受ける形で、オランダでも自国の記憶を見直す試みがなされる。ここでは、オランダ史を構成する重要な歴史的事象を再検討する過程の一環として、東インドにかかわる記憶の見直しもおこなわれた[van Sas 2005]。東インドをめぐる記憶の見直しは、これにとどまることなく、さらに展開していく。

1998 年に出版された伝記は、東インドに対する「負」の遺産をオランダ人に強く意識させることとなる。この伝記は、両大戦間期のオランダを代表する政治家、したがってオランダ史の表舞台上で記憶されるべき重要な人物であり、5 度に渡り首相を務めたコレイン(H. Colijn)を扱ったものであった[Langeveld 1998]。この本が単なる政治家の伝記にとどまらなかったのは、1894 年の第二次ロンボク征討へのコレインの関与を明らかにした点にあった。そこでは、パリの女性や子供の処刑に対するコレインの関与や、オランダ軍がいかにも平然と現地住民の殺戮を遂行していたかが示され、東インドをめぐる記憶の陰惨な側面と、それがオランダ史の裏面にいかに深く刻まれているかを示すこととなった。

また、日本でも不十分ながら紹介がなされたように、1999 年にはアムステルダム国立博物館において「オランダ人・日本人・インドネシア人(Nederlanders Japanners Indonesiërs)」と題する展覧会が開催された[Raben 1999]。この展覧会では、オランダによる植民地の獲得・支配・喪失に関する歴史的過程の展示が著しく限られていたことや、すべての日本兵がオランダ人捕虜の虐待に関与していたのではないことが指摘されつつも、そのような日本兵がキリスト教徒である点に重点が置かれていたことなど、展示内容について様々な問題点をあげることができる。展覧会の背景には、日本による東インド占領下で虐待を受けた旧軍人や民間人の日蘭両政府に対するこれまでの抗議が存在していた。オランダ政府は、翌年に予定されていた天皇訪蘭を控え、国立博物館での展覧会を開催することにより、こうした不満の解消を狙ったともいえる。

しかし、展覧会の最大の問題点は、インドネシア人の「不在」に集約されていたといってもよい。日本に巡回した展覧会は、日本国内でもさまざまな議論を巻き起こした[岩崎 2001; 佐藤 2001]。だが、オランダ国内での展示同様、日本における巡回展にともない交わされた議論でも、日本側とオランダ側との戦争責任の所在をめぐるなすりあい終始した側面が強い。こうした悪循環に陥っている限り、日本とオランダが互いに争っていた「場」に本来位置すべき主体が誰であったのか。また、彼らが両者をどのように認識し、理解していたのかに想像力を働かせることは困難だろう。

他方、このような東インドをめぐる記憶の見直しは、インドネシアの独立にともないオランダ本国に「帰還」した人々の封印されていた記憶を開放する契機ともなった。写真集や小説、さらに個人的な書簡が公刊され、ノスタルジーに彩られた植民地での生活や、それを破壊した日本の侵略の記憶が封印をとかれたように語られはじめる[Haasse: 2002; Kousbroek 1995]。しかし、オランダの植民地を構成していたもう一方

のインド、すなわち西インドに関する記憶については、一貫して沈黙が支配していたといえる。

## 2. 奴隷制を記憶する——オランダ(旧宗主国)

オランダの「黄金の世紀」は、東西両インドの植民地によって支えられていた。西インドでは、コーヒーや砂糖、塩のプランテーションが導入された。こうした西インドでの生産を支え本国に富をもたらしていたのが、奴隷たちである。だが、イギリスやフランスと比較した場合、オランダの西インド統治には、いくつかの特徴が存在していた。たとえば、スリナムを除き、他の地域では大規模プランテーションが発展しなかったことや、現地住民の改宗(プロテスタント)および言語(オランダ語)の強制にさほど成功しなかったことなどが指摘されている[Oostindie 1996: 69-85]。

オランダの奴隷貿易は、黄金海岸に位置したエルミナ要塞(現在のガーナ)から中継基地のキュラソーへ奴隷を運び、いったん休息を与えた後、イギリスやフランスへ転売、あるいはスリナムへ直接奴隷を運ぶ経路をとることが多かった[Emmer 2000: 60]。オランダの従事した奴隷貿易により、アフリカ大陸から約 50 万人が強制的に移住させられたと見積もられている。奴隷貿易は、1814 年にイギリスの圧力を受けて廃止された。だが、西インドでの奴隷制は継続し、西欧諸国では最も遅い 1863 年 7 月 1 日に廃止された。奴隷制の廃止が遅れた理由は、本国での無関心によるものといわれている[Oostindie 1996: 69-85]。

オランダの啓蒙主義は、奴隷制廃止に関知せず、キリスト教系団体による奴隷制廃止運動も、1850 年代まで実質的な運動を展開してこなかった。奴隷制廃止をめぐる議論自体は、イギリスからの圧力を受けて 1840 年代から議会で交わされてきたが、奴隷所有者への補償をめぐり、実際の廃止は遅れることとなった。奴隷制廃止に際し、奴隷の所有者には奴隷一人あたりにつき当時の額で 300 ギルダの補償金が政府によって支払われたのみならず、奴隷制の廃止後 10 年間、解放されたはずの元奴隷は、かつての主人のためプランテーション労働に従事しなければならなかった。

奴隷制廃止をめぐる歴史的経緯は、そのままオランダ本国での奴隷制をめぐる記憶の基層を形成してきた。東インドの記憶が植民地支配の忘却とノスタルジーにより特徴付けられてきたとするならば、西インドをめぐる記憶は、その不在によって特徴付けられるのである。オランダでの奴隷制廃止は、イギリスとは異なり、一部の政治的エリートの関心事でしかなく、国民的な関心事とは決してならなかった。奴隷制の過去は、奴隷貿易商や奴隷所有者のみならず、奴隷の子孫にとっても否定され、忘れ去られるべき過去でしかなかったのである。

こうした事態に変化をもたらす契機となったのが、2002 年 7 月 1 日にアムステルダムの東公園でおこなわれた奴隷制廃止を記念するモニュメントの除幕式である。式典には、ベアトリクス女王をはじめ、コック首相(当時)やアムステルダム市長、旧西インド領のスリナムやオランダ領アンティル諸島およびアルバからの政府関係者、アフリカ諸国からの大使ならびにかつての奴隷および奴隷商人の子孫も参列した。当日は、

招待状を持たないアフリカ系住民が式典への参加を求め会場周辺を取り巻き、騒然とした雰囲気の中、式典は執りおこなわれた[De Volkskrant 2 juli 2002]。

記念碑の除幕式に先立つ 1 年前に実施されたコンペの結果、スリナム人の彫刻家エルウィン・デ・フリース(Eriwin de Vries)の作品が選ばれた(図 2)。エルウィン・デ・フリースによる記念碑は、過去・現在・未来という時間軸にそって、各部を異なるサイズで組み合わせることにより全体が構成されている。奴隷として鎖につながれ、くびきにあえぐ姿は過去を(図 3)、奴隷制が廃止され自由な主体として解放される姿が現在(図 4)、そして未来に向けて飛翔する姿である。このモニュメントは、他のコンペ案と比べても適度な抽象性と具象性を兼ね備え、時間軸における変化と、それぞれの像のサイズに変化を持たせることで、ダイナミズムを前面に押し出すことに成功したといつてよいだろう。

また、記念碑の設置されたアムステルダム東公園は、かつての植民地博物館、現在の熱帯博物館(KIT=Koninklijk Instituut voor de Tropen)に隣接し、周辺の地区は東西両インドを出自とする移民の多く居住する地域である。記念碑の設置場所については、さまざまな議論が交わされた。奴隷貿易により多大な恩恵を被ったミッデルブルフやロッテルダムこそ記念碑の設置される場所としてふさわしい、という意見も有力であった。オランダでは、地方自治体が記念碑の設置に関する権限を有している。アムステルダム市長のヨブ・コーヘン(Job Cohen)は、労働党の政治家で、自身ユダヤ系の出自でもあり、マイノリティ問題に関する強い関心を示していた。また、アムステルダムも西インド貿易との歴史のかかわりの深いことなどを考慮し、記念碑設置の受け入れを表明、東公園をその場所として定めた。この場所を選ぶことで、記念碑に「多文化共生」の意図を込めたのである。

記念碑の設置に至る過程を検討すると、さまざまなアクターの思惑が交錯した結果としてモニュメントの除幕式に至ったことが浮かびあがってくる。モニュメントに向けた最初のイニシアチブは、1998 年 7 月、アフリカ系女性団体が奴隷制に関する国民的取り組みを政府に求める請願を議会に提出したことに発する。この年、オランダでは 1848 年に実現した立憲主義的憲法の改正 150 周年が祝われていた。同時に、1998 年は、1863 年の奴隷制廃止から数えて 135 周年でもあった。請願を提出した団体は、自由主義の基礎を確立することとなった憲法改正の記念の年が、奴隷制廃止についてなんら言及することなく過ぎていくことに疑念を抱いていた。

請願を提出した団体は、オランダ国外における奴隷制の過去をめぐる動向にも注意を払っていた。フランスは、この年を 2 月革命と奴隷制廃止 150 周年として祝っていただけでなく、国民議会では奴隷制を「人道に反する罪」とする法案が提出されていた。アメリカでもクリントン大統領(当時)による奴隷制への謝罪が表明され、こうした一連の動向を背景に、オランダ政府による奴隷制への公式な謝罪、記念碑の設置や奴隷制の歴史の再評価を請願は求めていたのである[Biekman 2002: 26-29]。

当時の内閣は、労働党(PvdA)、自由民主人民党(VVD)および民主 66(D66)の連立内閣(第二次コック内閣)であり、政策の中心課題のひとつとして多元的価値の承認をかかげ、マイノリティの社会統合に積

極的な姿勢を示していた。そのために、無任所担当大臣として、「大都市および統合政策担当大臣」のポストを設け、ファン・ボクステル (Van Boxtel) を大臣として任命していた。移民の多くがオランダの 4 大都市、アムステルダム、ロッテルダム、ハーグおよびユトレヒトに居住していることから、これら都市における住宅問題にはじまり、社会への定着を促す移民の社会的な統合政策の必要性が強く意識されていたのである。さらに、政権担当時に享受していた安定的な経済成長は、請願の実現を予算面で可能にすることとなった。こうした偶発的な要素が重なり合うことで、議会での審議を経て、政府は奴隷制廃止を記念するモニュメントの設置を決定した[Handelingen van de Tweede Kamer 1998-1999, 26 200-VII, nr.44]。

交渉にあたって、政府は窓口をひとつにまとめるため、請願を提出した団体を中心に 13 の団体を糾合した「奴隷制の過去に関する国立記念碑協議会 (通称プラットフォーム:)」を構成させた<sup>3</sup>。交渉の過程では、政府とプラットフォームとの間で、奴隷制の記憶をめぐる「政治的陣地戦」が繰り広げられた。アフリカ中心主義や奴隷制に対する補償など、プラットフォームの「過激化」を危惧した政府は、より「中立的」な立場の委員会 (het Comité van Aanbeveling nationaal monument slavernijverleden) を設置する<sup>4</sup>。奴隷制の記憶が国民に共有されるためには、特定の団体が記憶を独占してはならないと主張する政府と、専門家や政府による記憶の「管理・公定化」に抵抗するプラットフォームとの間で微妙な見解の相違が表面化した。結局、政府とプラットフォームは、二つの要素からなるモニュメントを設置することで合意に至る。「静的」なモニュメント——今回の記念碑——と、奴隷制に関する研究機関設置・歴史教科書の書き換え・テレビ番組制作を通して記憶の国民的共有を促す「動的」なモニュメントである[Handelingen van de Tweede Kamer 1999-2000, 26 333, nr. 14]。

奴隷制の記憶の社会的承認に向けた動きは、政府とプラットフォームとの協議の間も進んでいった。1999 年には奴隷制の過去をめぐる大規模なシンポジウムが王室財団により主催され、王族を迎え開催された[Oostindie 1999]。2001 年 8 月 27 日から 9 月 8 日にかけて南アフリカのダーバンで開催された「国連反人種主義・差別撤廃世界会議」では、オランダ政府を代表して統合政策担当大臣が奴隷制の過去に対する「遺憾」の意を表明 (補償については慎重な立場を崩さなかった) するとともに、政府によるモニュメントの取り組みを説明した<sup>5</sup>。次期王位継承者のウィレム＝アレクサンデル王子も、かつてオランダの主要な奴隷供給源であったガーナを 2002 年 4 月に公式訪問した際、奴隷制の過去に対する遺憾の意を公式に表明、一連の事態は奴隷制の記憶に対する社会的関心を喚起していった[RNW Nederlands Nieuws, 18 april 2002]。

奴隷制の記憶の共有に向けた動きは、植民地の遺産をかかえるオランダ本国の現状を反映したものである。旧西インドのスリナムは 1975 年に独立、残るカリブ海の 6 つの島は現在オランダ領アンティル及びアルバとして自治領を構成している。1960 年代には、旧西インド出身者は労働移民としてオランダ本国に居

<sup>3</sup> <http://www.platformslavernij.nl/>

<sup>4</sup> <http://www.slavernijmonument.nl/start.htm>

住するようになる。オランダ国籍保持者であるアンティル出身者に対しては、法的な平等が保障されている。また、スリナムの独立にあたっては、オランダ国籍かスリナム国籍かの選択が認められ、多くの移民がスリナムからオランダに移住した。だが、教育水準や言語(アンティルの主要な島ではパピアメント、スリナムではスラン・トンゴと呼ばれるクレオール語が話されている)障壁がオランダ本国での労働市場への参入を困難にし、彼らの多くは社会的に周辺化されてきた。文化規範の相違に基づく相互の誤解も、こうした傾向を促している。奴隷制の記憶の共有は、「政治的に正しい」道義的要請であるのみならず、政府にとってはマイノリティの社会的統合の手段としても理解されていたのである。

オランダ本国での奴隷制廃止を記念するモニュメントの設置は、マイノリティの社会的統合手段として、ある意味では理解しやすい構図を提供している。それは、本国に移住してきた旧植民地出身者が、移住先の社会で周辺化した結果、単なる社会政策の対象であることを超えて、自己の存在の社会的承認を要望するといった一連の過程から派生したものである。これは、宗主国の内部に浸透した植民地の遺産と言い換えることもできる。宗主国にとって脱植民地化とは、自国の内部に植民地の遺産をかかえることに他ならない。では、そもそも植民地としてオランダに支配されていた地域では、奴隷制はどのように記憶されているのだろうか。

### 3. 奴隷制を記憶する——スリナム(旧植民地)

スリナムでは、現在、奴隷制の廃止された1863年7月1日を、**Keti Koti Dey**(ケティ・コティ・デイ:鎖を断ち切る日)として祝っている。だが、奴隷制廃止からしばらくの間、7月1日が社会的に祝われることはなかったようである。例外は、教会勢力(大部分はモラヴィア教会派)であり、1863年以降7月1日を教会で祝うことが常であった。しかし、教会が奴隷制の廃止に向けて積極的に動いた形跡はなく、むしろ植民地当局と協調しつつ、勢力の拡大を目的とした奴隷への布教に関心があったといわれている。奴隷制廃止後は、解放された元奴隷への布教の徹底により、彼らの文明化を進めることに力点が置かれた。しかも、元奴隷への布教にあたっては、奴隷制の廃止を神の恩寵とみなし、オランダ国王ウィレム3世の徳によりそれが実現したと説くことで、植民地権力の維持に細心の注意を払ったのである。

だが、20世紀初頭には、7月1日の「世俗化」、すなわち教会の外の広範な層への呼びかけがはじまる。その契機となったのが、アメリカ合衆国における黒人の地位向上運動との接触であった。ブッカー・T・ワシントンや、デュボイスたちの主張は、当時の英領ギアナ経由で、あるいは直接アメリカ合衆国で学びスリナムに帰国した者とおして、スリナムにも浸透することとなった。1904年の7月1日には、宗教講話との名目ながら、実際には合衆国での思想と運動を紹介しつつ、スリナム人の黒人意識を覚醒させる活動がなされた。これは、スリナムにおいて、アフリカ系住民を束ねる核に7月1日を据えようとするはじめての試みとなった。

---

<sup>5</sup> <http://www.un.org/WCAR/statements/netherE.htm>



この試み自体は、必ずしも教会と植民地当局に敵対するものではなかったが、この日に付与された宗教的解釈は徐々に退いていった[Stipriaan 2004: 271-283]。奴隷制廃止 50 周年を迎えた 1913 年には、教会も黒人地位向上運動に言及し、さらには記念碑も建立されている。だが、この記念碑の設置場所は地方都市(ニウ・ニッケリー)であり、設立の経緯も明らかではなく、これをもって奴隷制の記憶がこの時期までに広く社会に共有されていたと推測することは困難である<sup>6</sup>。

しかし、パリでパン・アフリカニズム会議の行われた 1919 年には、政府に対して 7 月 1 日を国民の祝日とすべき要望が出されるなど、この日を忘却ではなく、肯定的に記憶する日と捉えなおす動きが進んでいった。7 月 1 日の社会的な認知は、1940 年代に決定的になる。とりわけ、第二次世界大戦後の 1946 年、クーンデルス(J.G.A. Koenders)によって創刊された月刊誌「フーツー・ボーイ(Foetoe-boi)」は、7 月 1 日を国民の日と呼び、オランダ本国でのドイツ占領からの解放記念日になぞらえて、自由の日と提唱していた[Paramaribo Post 19 juni 2003: 24]。クーンデルスは、オランダ語にかわって現地のクレオール語である「スラン・トンゴ(Sranan Tongo)」を紙面に用いることで、言語ナショナリズムの開拓者となったのみならず、ナショナリズムの核に奴隷制の過去を積極的に据えたのである。

こうした世俗化の仕上げは、政治過程を通じた祝祭化で頂点をむかえる。1952 年に、7 月 1 日は、宗教的言説から、政治的言説の舞台へとその場を移した。この年の 7 月 3 日、議会において数名の議員が 7 月 1 日を国民の自由の日とする法案を提出した。法案提出にあたり中心的な役割を果たした議員が、後に首相となるペンゲル(J.A. Pengel)であった。ペンゲルによれば、奴隷制の廃止はアフリカ系スリナム人のみにかかわることではなく、それにより「スリナムが、新たに様変わりすることとなったのであり、そのことは国全体に関係するのである」と議会で説明していた[Handelingen/Bijlagen Staten van Suriname, 1952-1953: 50]。

この時、ペンゲルたちの法案に反対を表明したのが、ラシモン(J. Lachmon)を党首とするヒンドスタン政党であった。ペンゲルとラシモンは、20 世紀スリナムを代表する政治家といわれ、1952 年にペンゲルが労働組合連合を設立した際に弁護士でもあったラシモンを法律顧問として迎えるなど、両者は密接な関係を結んでいた。奴隷制の廃止された後、スリナムには奴隷にかわる労働力として、香港やマカオから華人、オランダ領東インドからはジャワ人、英領インドからヒンドスタンが契約労働者として移住しており、これらエスニック・グループは、華人を除き 1950 年代までに独自の政党を設立していたのである<sup>7</sup>。

ヒンドスタン政党は、7 月 1 日がクレオール住民のみにかかわるものであるとの見解を述べ、法案に反対

---

<sup>6</sup> この時期のニッケリーには、スリナムを代表する黒人活動家のコムファリウス(T.A.C. Comvalius)がいた。彼はパン・アフリカニズムの影響を受けつつ、スリナムにおける黒人意識の覚醒に積極的な役割を果たした。この記念碑の設置にコムファリウスの関与があつたかは、詳らかではない。

<sup>7</sup> スリナムで最大のエスニック・グループは、ヒンドスタンである。民族別人口構成の統計は、1971 年を最後に実施されていないため、現在の割合は不明であるが、その時点で全人口の約 40%を占めていた[Bakker 1998: 97]。クレオールがそれにつづき、ジャワ人が 3 番目に位置する。各エスニック・グループによる政党結成は、第二次世界大戦後の 1946 年からはじまる。なお、本報告書では英領インド移民を現地

していた。結局、ラシモンが修正案を提出し、これが議会で採決されることとなった。ラシモンの修正案は、7月1日を公務員の休日とする妥協案であった。ペンゲルは修正案に同意した自らの会派に失望し、採決前に議場を退出し抗議の意思を示した。

1959年に政府は、国内の政治・宗教他諸団体に呼びかけをおこなった。そのなかで、政府は「将来、精神のおよび社会的な自由を勝ち取ったことの追憶と祝賀の日として、自由の日が設けられる」ことが望ましいと述べ、諸団体からのパブリックコメントを求めた。翌1960年2月2日に政府は「自由の日(De Dag der Vrijheden)」を定める決定をし、ここに7月1日はエスニック・グループの枠を超え、スリナム国民全体の祝日として公的な意味合いを強めることとなったのである[Gouvernementsblad van Suriname 1960 no. 10]。

「自由の日」が祝日と定められてから3年後の1963年は、奴隷制廃止から100周年にあたっていた。かつて法案提出の際に中心的な役割を果たしたペンゲルは、この年の選挙で首相の地位に就いていた<sup>8</sup>。奴隷制廃止100周年にあたり、総督とペンゲルは6月29日に連名で国民への布告を発する。そこでも、この日が国民全体の祝日であることが繰り返し強調されていた。

奴隷解放100年祭は、住民のなかでもクレオール集団にまず向けられたものである。まず、と私が言うのは、それが彼らのみに向けられているわけではないからである。というのも、解放とそれにとまらぬあらゆる事柄は、他の住民集団にとっても大変重要な意味を持っているからである[Gouvernementsblad van Suriname Proclamatie van 29 juni 1963]

また、7月1日には、首都パラマリボにおいて奴隷制の廃止を記念するモニュメントの除幕式が、ペンゲルによっておこなわれた。この記念碑は、彫刻家のヨゼフ・クラス(Josef Kras)によるものであり、「クワクワ(Kwakoe)」と呼ばれている。スリナムでは、水曜日に生まれた子供に「クワクワ」という名前をつける習慣が広くみられ、奴隷制の廃止された1863年7月1日が水曜日であったことから、記念碑にその名が付けられ

---

での標記に従いヒンドスタンとする。

<sup>8</sup> ここまでみたように、7月1日の公定化はペンゲルという政治家の存在を抜きにして語ることはできない。第二次世界大戦後、オランダは、西インドに対して自治を認め、本国との対等な関係をうたった憲章を交付する。ペンゲルは、憲章の策定にあたって、スリナムを代表してオランダ側との交渉に臨んでいる。最終的に、1954年にオランダ本国との間で王国憲章が締結され、スリナムにも大幅な自治が認められたことは、スリナムの政治構造に転換をもたらすこととなった。それまでの白人を頂点として、肌の色のグラデーションにより構造付けられていた社会が、とにかくも選挙を基礎として選出された議員により運営されることとなったのである。ペンゲルは、この変化を最大限に活用しようとしたといつてよい。選挙区の区割をクレオールの政治家に有利に働くように定め、他のエスニック・グループに対する政治的な優位を構造化しようとした[Bakker 1998: 127-131]。政界に転出する以前は、労働組合のリーダーであったペンゲルは、大衆の政治的動員にも敏感であった。奴隷制の廃止を記念する祝日や記念碑は、これら黒人大衆の有権者を動員するための政治的資源としても理解されていたであろう。

た。記念碑は、鎖を断ち切った(ケティ・コティ)奴隷の立ち姿をあらわしている(図 5)。この記念碑の設置以降今日まで、7月1日には毎年この場所で式典が執り行われるようになり、大統領の国民へ向けたスピーチが恒例となっている。7月1日を祝日とすることが、奴隷制の過去を記憶する行為を特定の「時」と結びつけたとするならば、記念碑の設置は、奴隷制の過去を記憶する行為を、特定の「空間」と結びつけ、可視化することを可能にしたのである。

こうして、7月1日は教会から解き放たれることで新たな意味を政治的に付与され、民族の相違を超えたスリナム国民の形成に基盤を与えたかのようであった。しかし、130周年を迎えた1993年7月1日に、「自由の日」の呼称が変更されることになる。この年、政府により設置された「奴隷制からの解放を追憶するための委員会」は、「1863年7月1日はアフリカ系スリナム人のみにとって歴史的な価値を有するものであるという事実から、今後この日はケティ・コティとする」ことを宣告したのである[Stipriaan 2004: 290]。7月1日の呼称の変遷は、それ自体がスリナム社会におけるアフリカ系住民の社会的地位の変化を象徴しているといってもよい。同時に、スリナムの置かれた独特の政治・社会的条件が、論理的な帰結として呼称の変化をもたらしたともいえる。

1863年の奴隷制廃止後に契約労働者としてスリナムに移住してきたヒンドスタン系住民や華人は、プランテーション労働に従事したのみならず小売業にも進出し、現在ではスリナム経済の中心的役割を担っている。また、これらのエスニック・グループは、高等教育を受ける機会も多い集団である。政治的には、どのエスニック・グループも選挙で過半数を獲得することができず、政権は連立を組まざるを得ない。異なるエスニック・グループ間の敵対的感情の高揚を和らげ、衝突を避けることは、スリナムという国を維持するうえで考慮すべき最優先課題とならざるをえない。そのためには、特定のエスニック・グループに関わる事柄を他の集団に優先させることは、集団間の均衡を逸することになるために好ましくない<sup>9</sup>。奴隷制廃止の記念日をスリナム国民全体に共有させることは、アフリカ系スリナム人以外のエスニック・グループから文化的均衡の軽視と受け止められる可能性がある。多文化主義の興隆による文化の多様性の尊重という考えも、名称変更を促す要因となった[De Ware Tijd 27 juni 1998]。

だが、「自由の日」の名称変更に対しては、アフリカ系スリナム人の危機感を加速させることにもなった。奴隷制の廃止は、単に奴隷の子孫だけにかかわることではなく、「この国の住民が、法的に平等であり、ここでは人間が他人の所有物になることは、もはやありえない」。このように、奴隷制廃止に込められた普遍的な意義を強調することで、呼称の変更に反対を表明する者もいた[De Ware Tijd 15 juni 1993]。また、いくつかのアフリカ系団体は、奴隷制の過去に条件付けられたアフリカ系住民の特殊性を強調することで、名称の変更に反対していた。

---

<sup>9</sup> このような姿勢は、記念碑の設置にも反映している。首都のパラマリボだけでも、1990年にジャワ移民100周年記念碑、1994年に英領インド移民移住121周年記念碑、そして2003年には華人移住150周年記念碑が設置されている[Memorials of Suriname 2003]。

こうした団体によると、アフリカ系住民を特徴付ける重要な要素は、文化的脆弱性である。それは、奴隷制により名前・言語・信仰を奪われ、奴隷制の過去を積極的に受け止めることができなかった結果もたらされたのである。これに対して契約労働者としてスリナムに移住してきたエスニック・グループは、それぞれが固有の文化を維持して現在に至る。「隣人が文化的にとっても豊かな背景をもつ者であるならば、そこには文化的均衡は存在しない」。両者の文化的均衡は、このような奴隷制に根ざす歴史的条件を考慮すべきであり、「それこそが多民族社会内部の国民形成にとって重要」なのである[De Ware Tijd 27 juni 1998]。一部では、「奴隷制の 300 年を契約労働の 10 年と比べてはならない」、といった挑発的な表現で不満を表す者もいた[Paramaribo Post 19 juni 2003: 25]。

こうした発言は、他のエスニック・グループとアフリカ系集団との間の緊張をかつてないほど高めている[Paramaribo Post nr44 September 2004]。アフリカ系住民に対しては、あたかも彼らだけが、歴史上の「受難を一手に負っているかのような」との非難がよせられた。アフリカ系住民の間に、自らをスリナムの礎を築いた集団とみなす傾向が存在していることに対しても、植民地化以前から居住する先住民の記念日を引き合いに出して反論がなされている。また、ヒンドスタンにとっては 6 月 5 日、ジャワ人にとっては 8 月 9 日、華人にとっては 10 月 20 日、逃亡奴隷の子孫にとっては 10 月 10 日といったように、事態は、各エスニック・グループ独自の記念日の公的承認へと推移してきている。

おわりに

ここまで、本国と旧植民地において、奴隷制の過去を記憶する試みを素描してきた。このような試みに対しては、様々な批判も寄せられている。奴隷制廃止を記念するモニュメントの設置にあたって、かつての植民地であるスリナムでは、オランダ政府の対応を不十分とみなす傾向が強く、奴隷制への補償を求める動きが出てきている[Zunder 2004]。他方、オランダ本国では、オランダ人は自国の文化に誇りを持つべきであり、移民はオランダ社会により適応すべきである。奴隷制の過去は当時の文脈で判断すべきであり、政治的介入による記憶の共有は、かえって民族間対立や憎悪を増幅させるのみである、といった批判が寄せられた。だが、記憶の共有を単純な「市場原理」に委ねることは解決策となりえない。そもそも、それこそがこれまでオランダ社会における奴隷制の記憶の不在を特徴付けてきた要因だったからである。

オランダ本国と比べると、かつての植民地であるスリナムの状況は、より複雑な様相を呈している。元来、エスニック・グループの枠を超えたスリナム国民形成のための核となるべく、奴隷制廃止の記念日である 7 月 1 日を「自由の日」と定め、記念碑を設置したはずが、かえってパンドラの箱を開けたように、各エスニック・グループによる記憶の公的承認と、集団間の緊張の高まりを現在では招いてしまっている。「自由の日」から「ケティ・コティ・デイ」への名称変更は、こうした事態の推移を反映したものであった。他方、オランダとスリナムで、オーラル・ヒストリーの手法を用いて奴隷制の記憶を記録する新たな試みもあらわれている

[Accord en Jurna 2003]。

オランダ本国で生じた、オランダ政府とプラットフォームとの間で顕在化した対立、あるいは、スリナムで顕在化しつつあるエスニック集団間の対立は、国民的な記憶の共有に潜む根源的な問いに関わっているといえるだろう。国民的な記憶とは、誰の記憶なのか。奴隷制の記憶はオランダ、あるいはスリナム国民全体の記憶なのか。それとも、記憶を継承して(生きて)きたアフリカ系住民の記憶を単に他のオランダ人、あるいは他のエスニック・グループが承認することを意味するのか。反対に、奴隷制の記憶はアフリカ系住民のみが特権的に語りうるのか。国家は、特定の記憶を社会に共有させることが可能であり、許されるのか。これらの問いに対する議論は、これから深められねばならない課題である。

付記:本報告書は、当該研究遂行時に成果の一部として公表した「帝国の過去・小国の記憶——奴隷制の記憶の共有をめぐる」と題する小論に大幅な加筆・修正を加えたものである[吉田 2002]。

参考文献

Accord, Clark en Nina Jurna

2003 *Met eigen ogen: Een hedendaagse kijk op de Surinaamse slavernij.*  
Amsterdam: KIT Publishers.

Bakker, Eveline

1998 *Geschiedenis van Suriname: Van stam tot staat.* Zutphen: Walburg Pers.

Biekman, Barryl

2002 *Realisatie van het Nationaal Monument Nederlands Slavernijverleden.*  
Den Haag: Albani

De Volkskrant (全国紙ーオランダ)

De Ware Tijd (全国紙ースリナム)

Emmer, Piet

2000 *De Nederlandse slavenhandel 1500-1850.* Amsterdam: Uitgeverij De  
Arbeiders Pres.

Gouvernementsblad (官報)

Haasse, Hella S.

2002(1992) *Heren van de thee.* Amsterdam: Querido's Uitgeverij.

Handelingen/Bijlagen Staten van Suriname (スリナム議会議事録)

Handelingen van de Tweede Kamer (オランダ下院議事録)

Kousbroek, Rudy

1995 *Terug naar Negri Pan Erkoms.* Amsterdam: Meulenhoff.

Langeveld, Herman

1998 *Hendrikus Colijn 1869-1944.* Amsterdam: Uitgeverij Balans.

Oostindie, Gert (red.)

1996 *Fifty years later: Antislavery, capitalism and modernity in the Dutch orbit.*  
Pittsburgh: University of Pittsburgh Press.

Oostindie, Gert (red.)

1999 *Het verleden onder ogen: Herdenking van de slavernij.* Uitgeverij Den  
Haag: Arena/Prins Claus Fonds.

Palm, Jos,

2005 *De vergeten geschiedenis van Nederland: Waarom Nederlanders hun  
verleden zouden moeten kennen.* Amsterdam: Athenaeum-Polak&Van

- Gennep.
- Paramaribo Post (月刊誌—スリナム)
- Raben, Remco (ed.)
- 1999 *Representing the Japanese Occupation of Indonesia*. Zwolle: Waanders  
Uitgeverij.
- Sas, N. C. F. van (red.)
- 2005(1995) *Waar de blanke top der duinen: en andere vaderlandse herinneringen*.  
Amsterdam: Uitgeverij Contact.
- Somers, Erik en Stance Rijpma (red.)
- 2002 *Nederlanders Japanners Indonesiërs: Een opmerkelijke tentoonstelling*.  
Zwolle: Waanders Uitgevers.
- Stichting Wetenschappelijke Informatie
- 2003 *Memorials of Suriname* CD-Rom. Paramaribo: SWI
- Stipriaan, Alex van
- 2004 “July 1, Emancipation day in Suriname: A contested Lieu de Mémoire,  
1863-2003”, *Nieuwe West-Indische Gids* vol. 78 no. 3&4, pp. 269-304
- Zunder, Armand
- 2004 *Suriname: Een Nederlandse creatie en geldmakerij van allure!*
- 岩崎稔
- 2001 「特別ワークショップの記録 『占領の記憶をどう描くか?』」『*Quadrante*』No.3,  
pp.26-62
- 佐藤弘幸
- 2001 「史実を無視した一方的な「記憶」——いわゆる「オランダ戦争展」の悲喜劇——」  
『*Quadrante*』No.3, pp.18-25
- テッサ・モーリス＝スズキ
- 2002 『批判的想像力のために——グローバル化時代の日本』平凡社
- 百瀬宏
- 1990 『ヨーロッパ小国の国際政治』東京大学出版会
- 吉田信
- 2002 「帝国の過去・小国の記憶——奴隷制の記憶の共有をめぐって」『*創文*』No.447



図 1

ライデンにある戦没者追悼碑。記念碑の手前にある碑文には、戦死者名について、「オランダ軍人としてライデンからオランダ領東インドに従軍し、再び戻ることのなかった者達の追憶のために」と刻まれている。





図 2  
アムステルダム東公園の奴隷制廃止を記念するモニュメント。



図 3

後部の拡大写真。鎖につながれた奴隷たちの姿は、過去を現している。



図 4

くびきを解かれ両手を空に高く掲げた姿は現在を象徴している。



図 5

パラマリボにあるクワクゥ像。この像を作成したヨゼフ・クラスは、独学の彫刻家である。クラスは、クワクゥ像以外にも、多くの記念碑作成に携わっている。